Beikoku Seihoku-bu Zairyū Nihonjin Hatten Ryakushi
(A Brief History of the development of the resi
Japanese in the North-West of America)
By. North-Western Federation of the Japane
Association in America (1923)
Seattle

一千九百二十三年一月

米國西北部在留日本人發展略史

在米國華盛頓州シアトル市

米國西北部聯絡日本人會編纂

目次

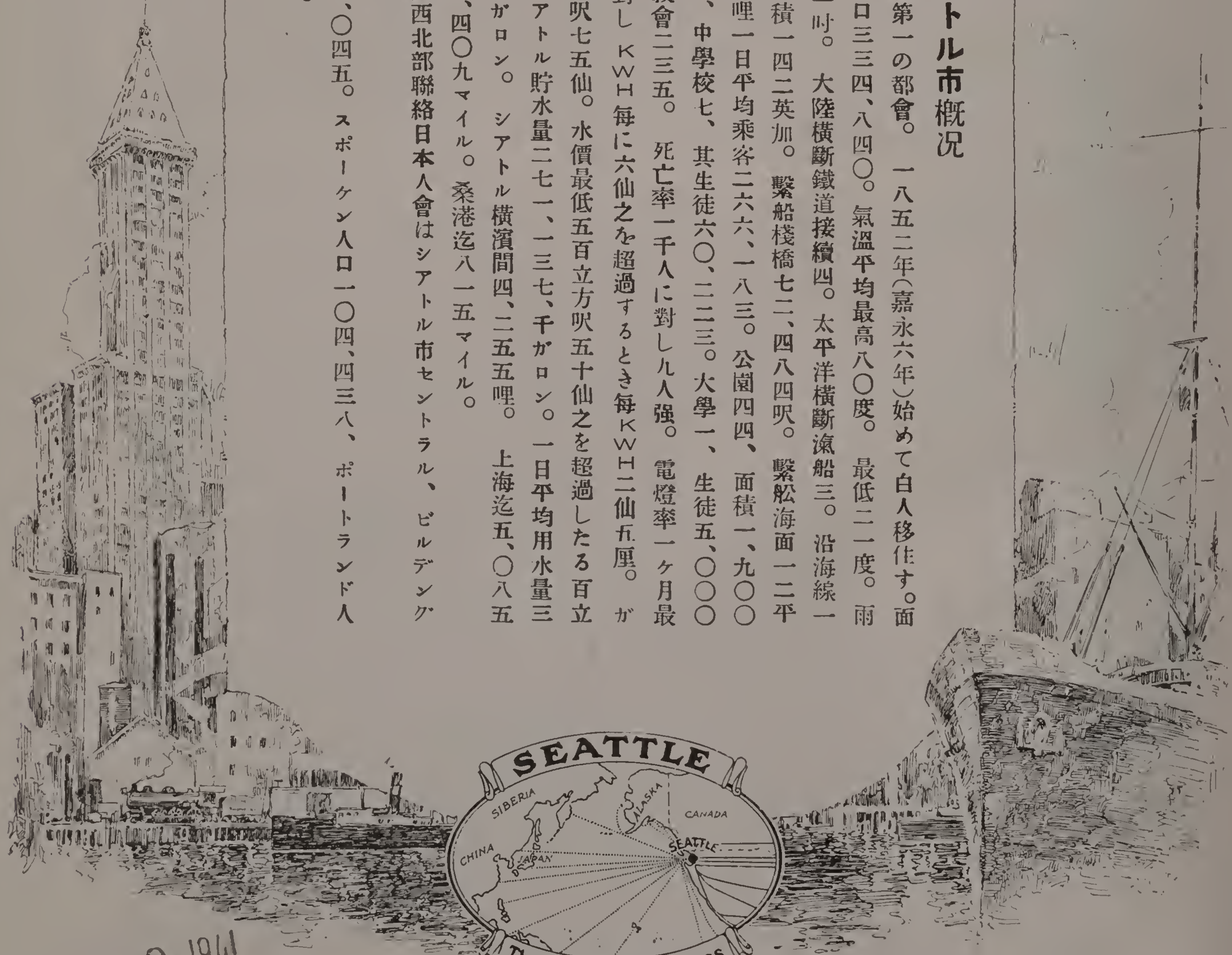


シアトル市概況

シアトル市は華州第一の都會。一八五二年(嘉永六年)始めて白人移住す。面積五三平方哩。人口三三四、八四〇。氣溫平均最高八〇度。最低二一度。雨量年平均三九、八一吋。大陸横斷鐵道接續四。太平洋横斷滊船三。沿海線一九三哩。ドック面積一四二英加。繋船棧橋七二、四八四呎。繋船海面一二平方哩。電鐵二六〇哩一日平均乘客二六六、一八三。公園四四、面積一、九〇〇英加。小學校七一、中學校七、其生徒六〇、二二三。大學一、生徒五、〇〇〇公設圖書館一〇。教會二三五。死亡率一千人に對し九人强。電燈率一ヶ月最始の四五KWHに對し KWH毎に六仙之を超過するとき毎KWH二仙五厘。ガス率最低五百立方呎七五仙。水價最低五百立方呎五十仙之を超過したる百立方呎毎に六仙。シアトル貯水量二七一、一三七、千ガロン。一日平均用水量三八、三〇九、一八一ガロン。シアトル横濱間四、二五五哩。上海迄五、〇八五哩。ホノルヽ迄二、四〇九マイル。桑港迄八一五マイル。

帝國領事舘と米國西北部聯絡日本人會はシアトル市セントラル、ビルデング内に在り。

タコマ人口一二三、〇四五。スポーケン人口一〇四、四三八、ポートランド人口二五八、二八八。





華州産業概況　（一九二〇年）

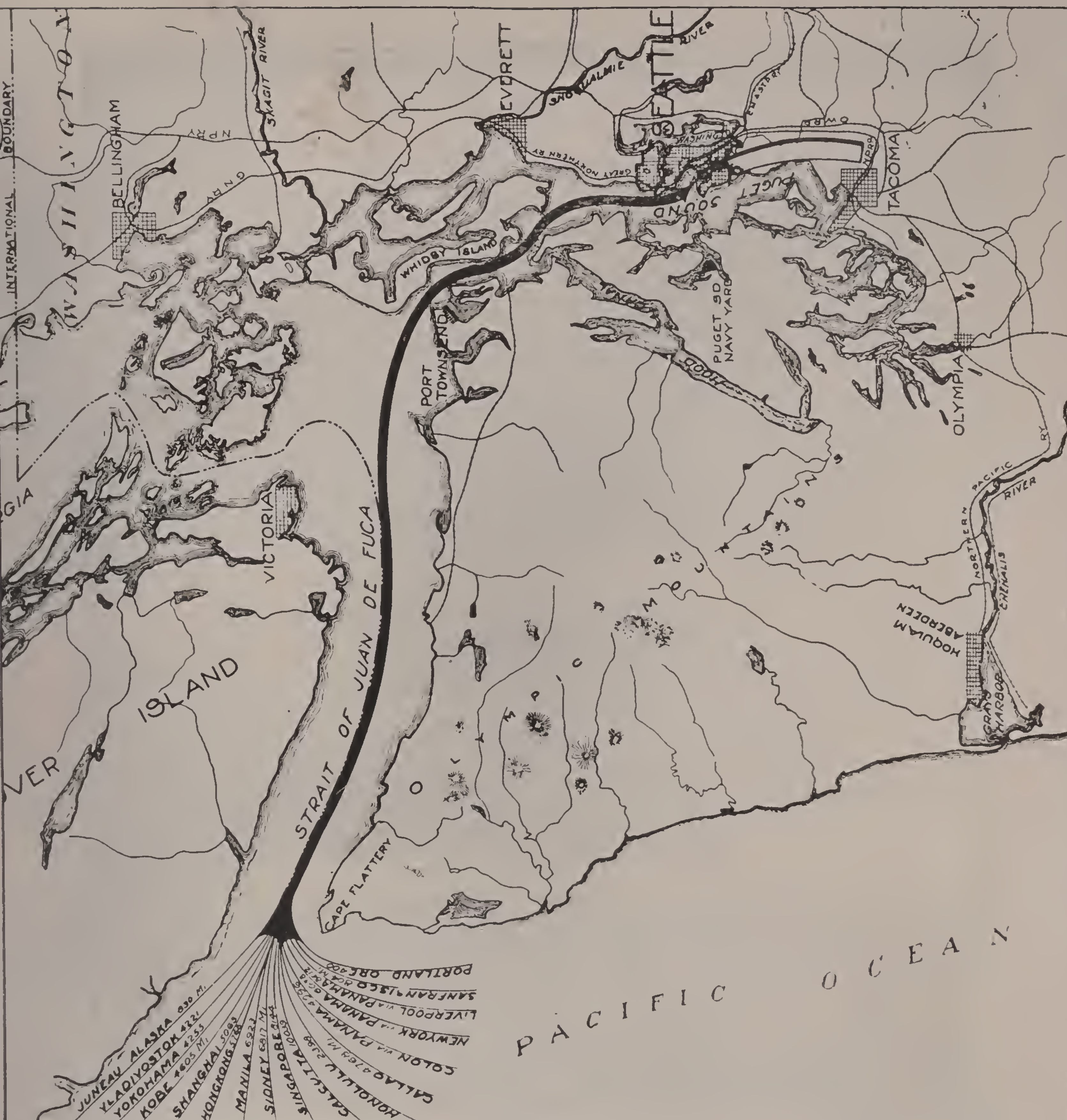
品目	産額	価額
麥	三七、九八二、千ブシセル	五一、二七六、千弗
玉蜀黍	二、八〇〇、	三、五一〇、
燕麥	一五、〇五二、	一〇、八七三、
大麥	三、八八三、	三、八八三、
ライ	三七〇、	五九二、
ヘイ	一、六九五、千噸	三〇、三六〇、
芋	八、六八〇、千ブシセル	八、二六四、
ハップス	五、七三〇、	二、〇〇六、
林檎	一三、四二〇、	一八、七八八、
桃	四二三、	一、二八四、
梨	二、二四六、	二、九二〇、
柔果實		五、〇〇〇、
果實副産物		八、〇〇〇、
家畜鶏及産物		八〇、〇〇〇、
乳罐詰	一一三、〇八三、磅	一〇、八四七、
木材	四、八三〇、百万呎	一五〇、〇〇〇、
屋根板		二〇、〇〇〇、
生魚及海産物		一〇、〇〇〇、
鮭罐詰	一六六、五二〇、箱	一、五八一、
石炭	三、七五七、千噸	一二、〇〇〇、
鑛石		一、一九三、
合計		四三二、三七八、千弗

蔬菜、機械工藝品其他の産額は明瞭ならず、上記の産物は華州に於ける重要なるものなり



農業の光景





華州沿岸の地形

シアトルとタコマは重なる通商港灣、アバーデン、ホキアム、エヴレット三港は木材積出港なり、オリムピアは華州の主府にして州廳あり、シアトルの對岸にブレマトン軍港あり、ヴヰクトリアの對岸ヴアンデフユカの海峽に沿ふてロートン、ワーデン、ケーシーの三要塞あり。沿海水清らかにしてオリムピック、カスケード兩山嶽は四季雪積りて風景明媚なり。

序

米國西北部在留日本人の發展は一方日本民族海外膨脹の象徵にして他方米國西北部隆昌の証左と云ふべし。華盛頓州に於ける日本人のみに就て云ふも三十年前僅に三百を數ふるに過ぎざりしもの爾來年を逐ふて其數を增し、日米外交の經緯、經濟界の動搖に伴ひ多少の消長ありしに拘らず今や二万の多數に垂んとし、農業、商業、其他各種の產業に鬱然根蔕を深うするに至れり。之を日本に於ける年々人口の增殖六十万海外日本人總數六十四万なるに顧みれば九牛の一毛に比すべけむも、其社會的迫害、立法的打擊の間に處し能く今日の地步を贏ち得たるは同胞不撓の精神と勤勉努力の發現として民族發展の氣魄を窺知するに足り寔に同慶の至りに堪へず。

由來米國太平洋沿岸の地は所謂「ワイルド、ヱスト」の西端に在り、殊に西北部の地は重巒漠野に遮られて文化の光明に接すること遲かりしが一度米國北部大陸橫斷鐵道の開通を見るに至り、『シアトル』『タコマ』を中心とする華州一帶は玆に長足の進步を遂げ、「ピユゼツト、サウンド」の自然的良港と東洋及東部地方に至る距離上優勝の地位は木材、小麥、果實の地方的生產品の饒多と相俟つて『シアトル』をして一躍して東西貿易の一要港と化し大戰の勢に乘じて今や紐育に次ぐの米國海外貿易港たるに臻れり。二十五年前日本郵船會社三池丸の來航を以て巨船來を謳歌したる『シアトル』市は現に人口三十三万を包擁し巨船大舶灣頭に去來し四通八達の一大都會となる何ぞ桑滄の變も啻ならんや。天の慶福は疑ふべくもあらず。我同胞將來の發展一に懸て愼重の用意と不屈の精神に在り。

今既往三十年來西北部日本人發展の由來を査するに、之を日米外交の見地より觀れば日米紳士協約の實施期を境とする自由移民時代及制限移民時代に分つことを得べく、之を邦人發展の原因より探れば移住時代及出生時代を認め得べく、之を邦人活動の心理的方面より察すれば出稼時代及土着時代を劃するを得ん。米國が自由、活動の新天地として舊世界の因襲、桎梏に飫らざる移民を廣く歡迎收容したる時代は已に去り、漸く移民制限時代に遷らむとするに方り、逸早く阻止の厄に遇ひたるものは東洋移民にして我同胞亦た幾多の脅威侵迫と奮鬪するの止むなきに至れり。斯くして米國に於ける邦人將來の發展は其修養、德性の向上、其經濟的地盤の確立に嚮ふの外なく曩に一攫千金以て錦衣鄉黨に誇らん事を夢みたる所謂出稼根性を棄て、己が移住地に定着し、近隣米人と提携融和して其敬愛聚め、を地方團体の一分子として各種產業の發展に貢献努力せんとする土着氣分を抱持するに至る、素より其所にして又健全なる趨潮と云ふを得べし。而して漸く成年の域に達せむとしつゝある日系兒童の將來は益々同胞將來の要契として衆望自ら茲に集まらむとするを見る其日系市民として能く大和民族の精華を米國の特徵と加味し星條旗下に忠實、優良の實蹟を擧ぐるは獨り日米善隣の見地より望ましきのみならず、米國の隆昌を援け、人道正義の世界を招徠するに資する事多からむ。米國西北部聯絡日本人會が『西北部日本人發展史』を編纂するに際し素懷を述べて序となす。

大正十一年十月

在シアトル領事　齋藤博

米國西北部在留日本人發展略史

一、緒　論

合衆國に於ける日本人移住の歴史は四十有餘年の星霜を重ねたるも、之を歐州諸國の移民又は支那移民の歴史に比せば到底之を比較論述するほどの事績を有せず、最近二十年間に渉る布哇及太平洋沿岸に於ける移民往來の歴史は米國に於ける日本移民の一般的史實とす、本書出版の目的は米大陸及布哇其他の合衆國屬領地に於ける日本移民の發展變遷の狀況を詳述せんが爲に非ずして米國西北部諸州に於ける日本人移住の梗概を記し在米日本人の實狀を知らんとする人の爲に部分的材料を提供せんとするにあり。

一八七〇年（明治三年）頃米國に在留したる日本人は僅かに五十五人、十年後に於ては百四十八人、一八九〇年（明治二十七年）に至り漸く二千〇三十九人に達し、日清戰役後に移住者の增加を見るに至れり。

一八八〇年頃は支那人十万五千四百六十五人に對し日本人は僅かに百四十八人、日本人問題の中心たる加州に於てすら八十六人、華盛頓州の如きは實に唯一人住居せしのみ、日本人排斥は一九〇六年以降のことに屬し其原因と徑路は支那人排斥の場合に於けると殆んど相似たるものあり、日本人排斥の原因は雜種多樣にして容易に眞相を捉へ簡單に説明すること困難なれども、人種的偏見、社會經濟的理由、地方的又は國際的政治上の理由に基くものにして、日本人發展の情況變遷に依り又時と場合に因り排斥の原因動機に變調ありて之を綜合して原因を列擧すること困難なり、本書は西北部に於ける邦人發展の事實を列記し我民族海外發展を念ふ有識の士と共に米國に於ける我民族移住の梗概を考察し將來米國に於ける邦人の福祉と日米兩國の恒久親善を謀らんとする人の爲めに參考資料の一端に供せんとするに在りて内容甚だ杜撰なれども精讀を賜はらば著者の本懷とする處なり。

二、日本人移住の梗概

◉西北部諸州に於ける變遷

米國西北部諸州と稱する地域はオレゴン、モンタナ、アイダホ、ワシントンの四州を總稱するものにしてオレゴン州は早くより合衆國聯邦の一州となりしもダコタ、モンタナ、ワシントンの三テリトリーは一八八九年二月二十二日合衆國中央議會の決議に基き南ダコタ、北ダコタ、モンタナ、アイダホ及ワシントンの五自治州となり合衆國聯邦の列に加はれり、ワシントン州は一八八九年五月州民代表者會を開き憲法草案を起草しテリトリアル、コンベンションは同年八月二十二日憲法原案を可決し同年十月一日の州民一般總選擧に之を採決したり、時の大統領クレブランドは同年十一月一日ワシントン州が自治州たることを正式承認する布告を發し、茲に初めて合衆國聯邦の一州となれり。

一九二〇年米國々勢調査に依れば加州人口三百四十二万六千八百六十一、華州百三十五万六千六百二十一、オレゴン州七十八万三千三百八十九、モンタナ州五十四万八千八百八十九、アイダホ州四十三万千八百六十六、にして日本人々口は加州七万一千九百五十二、華州一万七千三百八十八、オレゴン州千百五十一、モンタナ州一千七十四、アイダホ州一千四百六十九、之を一九一〇年米國々勢調査即ち之を十年前の日本人々口に比較するときは加州に於て三万五百九十六、華州に於て四千四百五十九、オレゴン州に於て七百三十三、アイダホ州に於て百〇六、增殖しモンタナ州に於ては五百十一の減少を見たり、一九二〇年米國全人口は一億〇五百七十万八千七百七十一に對し日本人十一万一千〇二十五、又た一九一〇年米國全人口は九千三百四十万二千百五十一に對し日本人々口は七万二千百五十七にして滿十ケ年間に三万八千八百六十八の增加を見たり、而して加州、華州、オレゴン、モンタナ、アイダホ五州に於ける一九一〇年より一九二〇年に至る滿十ケ年間に於ける日本人々口の增加は三万五千三百八十三にして此期間に於ける日本人々口の增加の殆んど全部は太平洋沿岸諸州内に在りて以上の五州以外に於ては

僅かに三千四百八十五の增加に過ぎず。

西北部諸州の產業は主として鑛業、農業、製材業、漁業等にして機械製造業の如きは極めて幼稚なり、日本移民移入の目的は大陸橫斷鐵道勞働にありしも交通機關の完成と產業の勃興並に人口の增加に從ひ邦人勞働狀態亦漸次變化し、鐵道勞働より漁業、農業、製材業勞働と變遷し現在に在ては唯獨り是等の勞働に從事するのみならず自から事業經營者と爲れる者尠からず、日本人移住の當初に於ては殆んど其全部獨身者にして不熟練勞働者なりしを以て一定の地に居住するに非ずして常に轉々流浪するの狀態にありたり、從て生活及社會狀態は頗る乱雜にして風敎上好ましからぬ有樣なりしも家族の增加と獨立營業者の增加は一定の地に居を構ふるもの頻出し社會狀態は著しく善化し生活程度も亦向上したりしが其半面に於て冒險的勇氣減じ、同族相求めて群居するの弊を生じ、有望なる新天地あるも容易に遠隔の地に移住するを好まず、自然日本村又は日本人町と稱するものを形作るに至れり。

●支那人排斥と日本人

支那人が米國に移住したるは西班牙殖民時代にして加州に於て金鑛發見せられたる一八四八年の頃は既に加州に五十四人の支那人居住し、一八四九年には七百三十七人、一八五〇年には三千二百二十七人、一八五一年には六千人、一八五二年には二万人、一八五三年には四千人、一八五四年には一万六千人の移住者あり、米國々勢調査に依れば、

種別	一八六〇年	一八七〇年	一八八〇年	一八九〇年	一九〇〇年	一九一〇年	一九二〇年
支那人	三四、九三三	六三、一九九	一〇五、四六五	一〇七、四八八	八九、八六三	七一、五三一	六一、六三九
日本人		五五	一四八	二、〇三九	二四、三二六	七二、一五七	一一一、〇一〇

にして一八九〇年以降は支那人々口俄かに減少し年々約一万人の減少を見るに至れり之に反し一八九〇年以降日本人々口は急激なる增加を見たり、日支人々口の增減と分布の狀況を對照考察することは日本人問題を研究するに最も興味ある問題とす

日支人々口分布統計 (米國々勢調査)

Division and State	JAPANESE 1920	1910	1900	1890	1880	CHINESE 1920	1910	1900	1890	1880
UNITED STATES	111,010	72,157	24,326	2,039	148	61,639	71,531	89,863	107,488	105,465
GEOGRAPHIC DIVISION:										
New England	347	272	89	45	14	3,602	3,499	4,203	1,488	401
Middle Atlantic	3,266	1,643	446	202	27	8,812	8,189	10,490	4,689	1,227
East North Central	927	482	126	101	7	5,043	3,415	2,533	1,254	390
West North Central	1,215	1,000	223	16	1	1,678	1,195	1,135	1,097	423
South Atlantic	360	156	29	55	5	1,824	1,582	1,791	669	74
East South Central	35	26	7	19	....	542	414	427	274	90
West South Central	578	428	30	42	....	1,534	1,303	1,555	1,173	758
Mountain	10,792	10,447	5,107	27	5	4,339	5,614	7,950	11,572	14,274
Pacific	93,490	57,703	18,269	1,532	89	34,265	46,320	59,779	85,272	87,828
NEW ENGLAND:										
Maine	7	13	4	1	....	161	108	119	73	8
New Hampshire	8	1	1	2	....	95	67	112	58	14
Vermont	4	3	....	1	....	11	8	39	32	....
Massachusetts	191	151	53	18	8	2,544	2 582	2,968	984	229
Rhode Island	35	33	13	5	....	225	272	366	69	27
Connecticut	102	71	18	18	6	566	462	599	272	123
MIDDLE ATLANTIC:										
New York	2,686	1,247	354	148	17	5,793	5,266	7,170	2,935	909
New Jersey	325	206	52	22	2	1,190	1,139	1,393	608	170
Pennsylvania	255	190	40	32	8	1,829	1,784	1,927	1,146	148
EAST NORTH CENTRAL:										
Ohio	130	76	27	22	3	941	569	371	183	109
Indiana	81	38	5	18	....	283	276	207	92	29
Illinois	472	285	80	14	3	2,776	2,103	1,503	740	209
Michigan	184	49	9	38	1	792	241	240	120	27
Wisconsin	60	34	5	9	....	251	226	212	119	16
WEST NORTH CENTRAL										
Minnesota	85	67	51	2	1	508	275	166	94	24
Iowa	29	36	7	1	....	235	97	104	64	33
Missouri	135	99	9	6	....	412	535	449	409	91
North Dakota	72	59	148	1	....	124	39	32	28	8
South Dakota	38	42	1	....	....	142	121	165	195	230
Nebraska	804	590	3	2	....	189	112	180	214	18
Kansas	52	107	4	4	....	68	16	39	93	19
SOUTH ATLANTIC:										
Delaware	8	4	1	....	....	43	30	51	37	1
Maryland	29	24	9	7	....	371	378	544	189	5
District of Columbia	103	47	7	9	4	461	369	455	91	13
Virginia	56	14	10	16	....	278	154	243	55	6
West Virginia	10	3	....	3	....	98	90	56	15	5
North Carolina	24	2	....	1	1	88	80	51	32	....
South Carolina	15	8	....	....	....	93	57	67	34	9
Georgia	9	4	1	5	....	211	233	204	108	17
Florida	106	50	1	14	....	181	191	120	108	18
EAST SOUTH CENTRAL:										
Kentucky	9	12	....	3	....	62	52	57	28	10
Tennessee	8	8	4	6	....	57	43	75	51	25
Alabama	18	4	3	3	....	59	62	58	48	4
Mississippi	....	2	....	7	....	364	257	237	147	51
WEST SO. CENTRAL:										
Arkansas	5	9	....	....	....	113	62	62	92	133
Louisiana	57	31	17	39	....	387	507	599	333	489
Oklahoma	67	48	....	....	....	261	139	58	38	....
Texas	449	340	13	3	....	773	595	836	710	136
MOUNTAIN:										
Montana	1,074	1,585	2,441	6	....	872	1,285	1,739	2,532	1,765
Idaho	1,569	1,363	1,291	....	....	585	859	1,467	2,007	3,379
Wyoming	1,194	1,596	393	....	....	252	246	461	465	914
Colorado	2,464	2,300	48	10	....	291	373	599	1,398	612
New Mexico	251	258	8	3	....	171	248	341	361	57
Arizona	550	371	281	1	2	1,137	1,305	1,419	1,170	1,630
Utah	2,936	2,110	417	4	....	342	371	572	806	501
Nevada	754	864	228	3	3	689	927	1,352	2,833	5,416
PACIFIC:										
Washington	17,387	12,929	5,617	360	1	2,363	2,709	3,629	3,260	3,186
Oregon	4,151	3,418	2,501	25	2	3,090	7,363	10,397	9,540	9,510
California	71,952	41,356	10,151	1,147	86	28,812	36,248	45,753	72,472	75,132

右の統計に依れば支那人分布の數及地域は日本人の場合に於けると殆んど同樣にして支那人發展の中樞地は太平洋沿岸及中西部諸州にして排斥亦加州を中心として勃興したり、支那移民は鐵道、農園、鑛山等の勞役に服するを以て目的とし勞働契約を締結して渡航したるものなり、從て彼等は長時間勞働と低廉なる賃金に甘んじたるは勿論他人種の喜ばざる一切の苦役に從事し柔順にして勤勉なる彼等は勞働又は生活狀態の如何を顧みず天候險惡にして生活困難なる加州、ネバダ、アイダホ、モンタナ、アリゾナオレゴン、ワシントン諸州の未開の原野に鐵道、鑛山、農業等の勞働に從事したるのみならず料理人、洗濯業、家僕等の如き勞働にも從事したり、彼等は資本家に取りては寔に得難き好勞働者なりしも其當時より漸次勢力を扶殖したる白人勞働者に取りては實に一大敵國の觀ありたり、太平洋沿岸諸州に於ける政治及社會的變遷は南歐移民及墨國人に對する排斥より政治的低抗力乏しき支那人排斥を招致し、勞働組合の組織と其勢力の扶殖は獨り産業上の問題に止まらず延いては政治上各種の問題を湧發せしむるに至り政界の勢力を壟斷したる資本階級に反抗する政治家は常に外人排斥を標榜し低級なる勞働者の人種的反感を挑發して以て政爭運動に利用するに至り一般市民の支那人に對する反感濃厚となれり、即ち一八八〇年前後に於ける支那人排斥運動は甚敷過激となり加州、カロラド、モンタナ、ワシントン諸州に於ては支那人に對し暴行を加ふるもの續出し彼等の生命財産は警察權又は司法權を以て保護することも不可能なる狀態に陷りし例乏しからず、支那人排斥暴動鎭壓の爲めには軍隊の出動を見たることすらあり、又たカロラド州に於ける支那人排斥暴動事件の裁判に際し支那人に對し公平なる倍審人を得る能はざりし不祥なる出來事すらありしが一八六八年「バーリンゲーム」條約を締結して米支兩國人の旅行居住及通商に關する互惠條約の精神に依り支那に於ける米國の利權を擴張せんとしたる米國の對支政策は遂に太平洋沿岸諸州に於ける支那人排斥運動の爲めに一八八〇年に至り新らたに支那移民禁止の條約を締結し越へて一八八二年には米國議會は支那移民排斥法律を制定し同時に支那人の米國歸化禁止の法律をも制定したり。

合衆國に於ける支那人渡航と排斥の由來、原因及徑路は頗る興味ある史實に富むと雖も茲に之を詳述するの餘白なきを遺憾とす、日本人の米國に於ける移民史は恰かも支那人の跡を踏襲せるが如き觀ありて渡航及排斥の原因徑路は二者頗る相似たる者あり、之を前揭の統計に依て見るも支那移民は數ヶ年の間に大擧して米國に移住し其排斥運動は加州桑港を中心として勃發し、條約又は法律の制定に依て移住を禁止し、支那移民の數遞減する頃より日本移民の移住始まり支那人の塲合に於けるが如き狀態を經て其排斥も亦加州桑港を中心として勃興し日米兩國政府の協約又は米國內國諸法規の制定に依り日本人排斥の目的を貫徹せんとする傾向は寔に相似たるものあり、日本人に對しては支那人排斥の塲合に於けるが如く暴行を加へたる例は甚だ尠きも今や日米紳士協約、轉航禁止法律、及太平洋沿岸諸州の排日的諸法規並に移民法に依り實際上日本人は恰かも支那人同樣の狀態に在りて他の一般外國人の塲合に比し頗る劣等にして且つ差別的待遇を受くるの狀態となれり。

◉日本移民發展の徑路

今を去る四十年前、日本人渡航の初めに於ては邦人は主として紐育州及び東部諸州に散任し、加州に於てすら僅かに八十六名を算せしに過ぎず、當時加州在留の支那人が七万五千百三十二名の多きに達せしに比すれば日本移民が米國人の眼中に存在せざりしことは今日之を察するに難からず、一八八〇年合衆國々勢調査表に依れば左の十六州に邦人の在留せしものありしが其總數支那人三万一千二百十三名に對し邦人は實に百四十六名ありしのみ。

回日支人在米對照表（一八八〇年米國々勢調査）

州名	支那人數	日本人數	州名	支那人數	日本人數
△マサチユーセツト	二二九	八	△紐育	九〇九	一七
△コンネチカツト	一二三	六	△ニユーゼルジー	一七〇	二

州名	支那人數	日本人數
△ペンシルヴエニア	一四八	八
△オハヨー	一〇九	三
△イリノイズ	二〇九	三
△ミチガン	二七	一
△ミネソダ	二四	一
△デストリクト、コロムピア	一三	四
△北カロリナ	—	一
△アリゾナ	一、六三〇	二
△ネヴアダ	五、四一六	三
△オレゴン	九、五一〇	二
△ワシントン	三、一八六	一
△カリフオルニア	九、五一〇	八六
合計	三一、二一三	一四六

今より四十年前頃に米國に在留したる邦人は官吏、學生、商人に非らざれば旅客の類にして勞働者は皆無なりしが一八八二年支那人排斥法制定せられて以來鐵道、鑛山、農園、家庭に要する勞働者の缺乏を補充せむがため日本人の移住を奬勵せしが其數累年增加するに至り支那人の數減少する反比例に邦人の數著しく增加したるは別表に示めすが如し。

一八九五年の交支那人排斥熱其極に達し華盛噸州内に於ても排支那人暴動起りタコマ、シアトル、スノーホミッシユ、エヴエレット各地に在留したる支那人を加州桑港へ放逐せんとし暴徒は沙港と桑港間を航行する滊船クイン號に暴力に訴へて乘込ましめ船長を脅迫して送還せんとせしもシアトル市民及び華州々立大學々生團の武裝抵抗に遭ひ其目的を達せざりき、タコマ、スノーホミッシユ、エヴエレット各地には支那人の住居することを許さず常に土地の米人の妨害に遭ひ最近七八年前までは支那人は日本人と假稱し居たり、然るに當華州に新たに移住し來たりたる日本人に對しては頗る好感情を以て之を迎へ各種の勞働に從事するも何等の妨害を試みる者無かりき、斯くの如くにして支那勞働者に代り太平洋沿岸諸州に移住したる邦人は初め鐵道、鑛山、農園、家僕等の勞働に從事したり、就中鐵道就働者は邦人全勞働者の殆んど六割を占め製材所勞働二割、農業勞働一割、家僕一割の比例にありたり、一九〇六年

頃より製材所及農園勞働に從事するもの增加し鐵道勞働者は漸次減少するの傾向を生じ、布哇轉航禁止並に移民渡航制限の結果として新移民の渡航の途杜絶し邦人は本國より妻子家族を呼迎ふの風潮起り一定の地に居を定むるの必要ありて從來習得したる職業を選み農業又は雜種の商業に從事するに至り邦人の經濟及社會狀態に著しき變化を生じたり。

素と西北部諸州の邦人は英領加奈陀ヴァンクーヴー或は加州桑港方面より來れるものにして一八九六年日本郵船會社がシアトル航路を開らき、一九〇九年大阪商船會社がタコマ航路を始めてより北太平洋沿岸より入米するもの夥しく增加し華州は加州に次ぐの在留邦人の多き地方となれり、華州帝國領事館は明治二十八年十一月九日始めてタコマ市に創設せられ明治三十三年十二月二十二日シアトル市に移轉したりしが船舶出入の關係と領事館は十數年前まで現在のポートランド領事館の管轄區をも併せ管掌せしため自然シアトルに邦人の集中するもの增加したり、然しながら邦人々口の增減は勞働と經濟狀態の變化に依り常に定まりなし。

回太平洋沿岸在留邦人狀況一覽表（一九二〇年調査）

合衆國總人口數　一〇五、七〇八、七七一　在米邦人總人口數　一五〇、〇〇〇

日本人は合衆國總人口の一パーセントの七分ノ一に相當す

加州總人口數　三、四二六、八六一　加州邦人々口數　七〇、一九六

日本人は加州人口の二パーセントに相當す

華州總人口數　一、三五六、六二一　華州邦人々口數　一七、一一四

日本人は華州總人口の一、三パーセントに相當す

オレゴン州總人口數　七八三、三八九　央州邦人々口數　四、〇二二

日本人は央州總人口の一パーセントの二分ノ一に相當す

▣米大陸各州在留日本人々口年別表（米國々勢調査統計）

州名	一八八〇年	一八九〇年	一九〇〇年	一九一〇年	一九二〇年
合衆國大陸計	一四八	二、〇三九	二四、三二六	七二、一五九	七一、九五二
メーン	—	一	四	一三	七
ニユーハンプシエア	—	二	一	一	八
ヴァーモント	—	一	—	三	四
マサチユセッツ	八	一八	五三	一五一	一九二
ロードアイランド	—	五	一三	三三	三五
コネチカット	六	一八	一八	七一	一〇二
紐育	一七	一四八	三五四	一、二四七	二、六八六
ニユーゼルジー	二	二三	五二	二〇六	三二四
ペンシルヴェニア	八	三三	四〇	一九〇	二五三
オハヨー	三	二三	二七	七六	一三〇
インデアナ	—	一八	五	三八	八一
イリノイス	三	一四	八〇	二八五	四七八
ミシガン	一	三八	九	四九	一九四
ウヰスコンシン	—	九	五	三四	六〇
ミネソタ	一	二	五一	六七	八五
アイオワ	—	一	七	三六	二九
ミゾリー	—	六	九	九九	一三五
ノースダコタ	—	一	一四八	五九	七二
サウスダコタ	—	—	一	四二	三八
ネブラスカ	—	二	三	五九〇	八〇四
カンサス	—	四	四	一〇七	五二
デラウエア	一	—	一	四	八

州名	一八八〇年	一八九〇年	一九〇〇年	一九一〇年	一九二〇年
メリーランド	｜	七	九	二四	二九
デストリクト、コロンビア	四	九	七	四七	一〇三
バアジニア	｜	一六	一〇	一四	五六
ウエスト バアジニア	｜	三	｜	三	一〇
ノース カロライナ	一	一	｜	二	二四
サウス カロライナ	｜	｜	｜	八	一五
ジョージア	｜	五	一	四	九
フロリダ	｜	一四	一	五〇	一〇六
ケンタッキー	｜	三	｜	一二	九
テネシー	｜	六	四	八	八
アラバマ	｜	三	三	四	一八
ミスシピー	｜	七	｜	二	｜
アーカンサス	｜	｜	｜	九	五
ルイジアナ	｜	三九	一七	三一	五七
オクラハマ	｜	｜	｜	四八	六七
テキサス	｜	三	一三	三四〇	四四九
モンタナ	｜	六	二、四四一	一、五八五	一、〇七四
アイダホ	｜	｜	一、二九一	一、三六三	一、四六九
ワイオミング	｜	｜	三九三	一、五九六	一、一九四
コロラド	｜	一〇	四八	二、三〇〇	二、四六四
ニューメキシコ	｜	三	八	二五八	二四一
アリゾナ	二	一	二八一	三七一	五五〇
ユタ	｜	四	四一七	二、一一〇	二、九三六
ネバダ	三	三	二二八	八六四	七五四
ワシントン	一	三六〇	五、六一七	一二、九二九	一七、三八八

州名	一八八〇年	一八九〇年	一九〇〇年	一九一〇年	一九二〇年
オレゴン	二	二五	二、五〇一	三、四一八	四、一五一
カリフォルニア	八六	一、一四七	一〇、一〇一	四一、三五六	七一、九五二

日米両國政府の相互諒解に依り日本移民を制限せんとしたる日米紳士協約は一九〇八年六月より實施せられたりしが米國移民局の發表したる統計に依れば一九〇九年以降一九二〇年に到る滿十二ヶ年間に於ける日本人入米總數は九万二千六百六名にして歸國總數は七万九千八百三十二名なり、一九〇九年より一九一二年迄滿四ヶ年は入米者よりも歸國者多くして六千六百六十四名減少し、一九一三年より一九二〇年迄滿八ヶ年間は入米者の數歸國者より多く一万九千四百三十八名增加したり、而して一九〇九年以降一九二〇年に至る滿十二ヶ年間に於て總數一万二千七百七十四名增加したり、入米者增加の主なる者は婦人及小兒にして新らたに勞働を目的とし渡航したるものなし。

回日本移民入米及歸國對照表 （自一九〇九年 至一九二〇年 米國移民局統計）

年號	入國	出國	減少數	增加數
一九〇九	二、四三二	五、〇〇四	二、五七二	—
一九一〇	二、五九八	五、〇二四	二、四二六	—
一九一一	四、二八二	五、八六九	一、五八七	—
一九一二	五、三八五	五、四三七	七九	—
一九一三	六、七七一	五、六四七	—	一、一二四
一九一四	八、四六二	六、三〇〇	—	二、一六二
一九一五	九、〇二九	五、九六七	—	三、〇六二
一九一六	九、一〇〇	六、九二二	—	二、一七八
一九一七	九、一五九	六、五八一	—	二、五七八
一九一八	一一、一四三	七、六九一	—	三、三五二
一九一九	一一、四〇四	八、三二八	—	三、〇七六

年號	入國	出國	減少數	増加數
一九二〇	一二、八六八	一一、〇六二	—	一、八〇六
總計	九二、六〇六	七九、八三二	六、六六四	一九、四三八

合衆國に居住する邦人の正確なる數を知ることは頗る困難なり何となれば移民局の統計と合衆國々勢院の統計並に各日本人會の人口調査を對照して見るに其差甚だしく殊に米國出生子女の數明確ならず加ふるに死亡及密入國者の數を知ること不可能なればなり、然しながら大体に於て一九二〇年の米國々勢院の人口調査と一九二〇年各領事館及日本人會に於て調査したる在米邦人々口調査は稍々實數に近きものなれども密入國者は大部分此調査を避けたるの傾向あれば實際の在米邦人は米國々勢院統計の約三割位多數なりと推定することを得べし、米國出生子女の數を正確に知ることを得ざる理由は米國出子兒の出生届を爲すに當り領事館に届出づる者と直接原籍地の戸籍役場に届出づる者あり又た米國側の届出でのみをなして日本側に届出を怠りたる者あるのみならず教養の爲め日本に送り現に米國に居住せざるもの多きに依る、米國に於ける邦人子女の出生死亡と邦人の死亡統計を得ることも亦頗る困難なれば左に米國政府の發表したる移民統計と國勢院統計を對照して密入國者及び米國に居住せる米國出生兒の數と推定せらるべき表を掲げて參考とす。

回在米日本人密入國及米國出生兒居住者推定表（米國々勢院及移民局統計）

一八九〇年在米日本人數	二、〇三九人	
自一八九一年至一九〇〇年 移民増加數	二三、一一二	
合計	二五、一五一	
一九〇〇年在米日本人數	二四、三二六	十ヶ年間に八二五減少の差あり
一九〇〇年在米日本人數	二四、三二六	

自一九〇〇年至一九一〇年移民增加數	三四、二六九	
合計	五八、五八五	
一九一〇年在米日本人數	七二、一五七	十ヶ年間に一三、五七二增加の差あり
一九一〇年在米日本人數	七二、一五七	
自一九一一年至一九二〇年移民增加數	一七、七八五	
合計	八九、九四二	
一九二〇年在米日本人數	一一一、〇二五	十ヶ年間に二一、〇八三增加の差あり

前の統計に依て見れば一八九〇年以降一九二〇年に至る卅ヶ年間に於て始めの十ヶ年間には八百二十五名の減少を見たりしを以て統計の不正確か死亡者多かりしと見るの外なし、次ぎの十ヶ年間には一万三千五百七十二名の增加を見たりしを以て此增加は移民渡航以外米國內に於て出生又は密入國に依て增加したりと見るの外なし、最後の十ヶ年間に於ては二万一千八十三名の增加あり是亦移民渡航以外米國內に於て出生又は密入國に依て增加したるものと認め得べし、即ち一八九〇年以降一九二〇年に到る滿三十ヶ年間に於て公然米國に入國したる者の增加以外に三万三千八百三十名の增加を見たる譯なり、然るに一九一〇年以降一九二〇年迄加州內に出生したる日本人數は三万二千九百四十六名、一九一五年以降一九二〇年迄ワシントン州內に出生したる日本人數は三千五百九十九名あり、其合計三万六千五百四十五名なるが加州とワシントン州は邦人の最も多く居住せる土地なるが故に之を假りに米國大陸に於て出生したる全數とするも之等の兒童は死亡又は日本に送り養育せらるゝ者多數あるを以て其半數が現に米國內に居住すると假定せば其數一万八千二百七十二名ありて前記の三万三千八百三十名より差引くときは其殘り一万五千五百五十八名が密入國其他の理由により米國へ入國したるものなり、然れども一九二〇年太平洋沿岸諸州に於ける各日本人會の調査に依れば年齡二十歲以下の男女は三万七

千三百七十三名あり、又た吾人の經驗に依り推定せる密入國者の數は全米國に於て約三万人位なりと思惟す、歐州大戰當時日本船舶の往復頻繁にして其乘組員が米國海員法の規定に依り米國に假上陸し其儘米國に留まり又は船鐵交換に依り日本に於て建造したる船舶を米國政府に交付するに當り日本海員は悉く米國假上陸をなし其大部分は米國海員法の規定に依り米國に滯在せし爲め可なり多數の邦人密入國せし譯なり是等の缺陷は一に米國海員法の責任に歸すべきものにして米國の排日輿論は日本政府の不信義を攻むるものあれども我政府は密入國者取締に就て毫も責任を負ふべき理由あるなし。

左に太平洋沿岸諸州に於ける邦人々口年齡統計を掲げ參考とす。

回在シアトル帝國領事館管內在留日本人第一回國勢調査統計表　其一

（一九二〇年十月一日現在）

	シアトル市	タコマ市	二市以外ノワシントン州	全ワシントン州	モンタナ州	アイダホ州(九郡)	アラスカ	合計
幼年（六歳以下）								
男	八九一	一二七	八八二	一、九〇〇	八五	一〇	一二	二、〇〇七
女	九〇二	一二五	八〇一	一、八二八	七二	六	五	一、九一一
計	一、七九三	二五二	一、六八三	三、七二八	一五七	一六	一七	三、九一八
少年（十四歳以下）								
男	二三九	二三	二五四	五一六	八	二	一	五二七
女	二一六	三〇	二二一	四六七	四	－	三	四七四
計	四五五	五三	四七五	九八三	一二	二	四	一、〇〇一
青年（二十歳以下）								
男	三一六	七一	三四六	七三三	四〇	七	二	七八二
女	二一〇	四一	一一五	三六六	一〇	一	－	三七七
計	五二六	一一二	四六一	一、〇九九	五〇	八	二	一、一五九

壯年（三十七歳以下）

	シアトル市	タコマ市	二市以外ノワシントン州	全ワシントン州	モンタナ州	アイダホ州（九郡）	アラスカ	合計
男	二、二七七	三九二	一、八四五	四、五一四	二九七	三六	二四	四、八七一
女	一、八五七	二六二	一、三一二	三、四三一	一一九	三〇	七	三、五八七
計	四、一四三	六五四	三、一五七	七、九四五	四一六	六六	三一	八、四五二

熟年（五十歳以下）

	シアトル市	タコマ市	二市以外ノワシントン州	全ワシントン州	モンタナ州	アイダホ州（九郡）	アラスカ	合計
男	一、五五八	二五一	一、四四六	三、二五五	三一四	四二	二三	三、六三四
女	三三六	一一七	三一五	七六八	三一	八	五	八一二
計	一、八九四	三六八	一、七六一	四、〇二三	三四五	五〇	二八	四、四四六

老年（五十歳以上）

	シアトル市	タコマ市	二市以外ノワシントン州	全ワシントン州	モンタナ州	アイダホ州（九郡）	アラスカ	合計
男	二〇〇	二一	二九三	五一四	四五	六	一五	五八〇
女	六四	一三	三二	一〇九	九	—	一	一一九
計	二六四	三四	三二五	六二三	五四	六	一六	六九九

總計

	シアトル市	タコマ市	二市以外ノワシントン州	全ワシントン州	モンタナ州	アイダホ州（九郡）	アラスカ	合計
男	五、四八一	八八五	五、〇六六	一一、四三二	七八九	一〇三	七七	一二、四〇一
女	三、五八五	五八八	二、七九六	六、九六九	二四五	四五	二一	七、二八〇
計	九、〇六六	一、四七三	七、八六二	一八、四〇一	一、〇三四	一四八	九八	一九、六八一

回在シアトル帝國領事館管内在留日本人第一回國勢調査表　其二

（一九二〇年十月一日現在）

	男	女	計
幼年（六歳以下）	二、〇〇七	一、九一一	三、九一八

	男	女	計
少年（十四歳以下）	五二七	四七四	一、〇〇一
青年（二十歳以下）	七八二	三七七	一、一五九
壯年（卌七歳以下）	四、八七一	三、五八七	八、四五八
熟年（五十歳以下）	三、六三四	八一二	四、四四六
老年（五十歳以上）	五八〇	一一九	六九九
合計	一二、四〇一	七、二八〇	一九、六八一

回在ポートランド帝國領事館管內在留日本人第一回國勢調査表（一九二〇年十月一日現在）

	男	女	計
幼年	七三一	七二六	一、四五七
少年	一三三	一四〇	二七三
青年	二七六	一一九	三九五
壯年	一、七七五	一、一三二	二、九〇七
熟年	一、八九〇	二六六	二、一五六
老年	三八九	二五	四一四
年齢不明	二六	四	三〇
合計	五、二二〇	二、四一二	七、六三二

回在桑港帝國總領事館管內在留日本人第一回國勢調査表（一九二〇年十月一日現在）

	男	女	計
幼年	四、四七八	四、一八三	八、六六一
少年	一、九九六	一、九二三	三、九一九
青年	一、四九九	六二三	二、一二二
壯年	一一、一六二	八、一八八	一九、三五〇
熟年	一三、四一一	二、五〇三	一五、九一四
老年	三、〇六八	三三四	三、四〇二

合計	三五、六一四	一七、七五四	五三、三六八

◉在ロスアンゼルス帝國領事舘管内在留日本人第一回國勢調査表（一九二〇年十月一日現在）

	男	女	計
幼年	三、三五九	三、九八九	六、七五七
少年	八八三	八一三	一、六九六
青年	六七六	三三九	一、〇一五
壯年	五、四二三	四、九八七	一〇、四一〇
熟年	五、四九四	一、一一九	六、六一三
老年	八二二	九八	九二〇
合計	一六、六五七	一〇、七五四	二七、四一一

◉在晩香坡帝國領事舘管内在留日本人第一回國勢調査表（一九二〇年十月一日現在）

	男	女	計
幼年	一、六〇四	一、五一二	三、一一六
少年	六三一	五九三	一、二二四
青年	六二〇	二二六	八四六
壯年	四、四九七	二、六〇八	七、一〇五
熟年	三、五三七	七五二	四、二八九
老年	七九九	九六	八九五
合計	一一、六八八	五、七八七	一七、四七五

●日本人勞働狀態の變遷

西北部諸州に於て日本勞働者の就働せる勞働種別は其初め鐵道工事、製材所又は家内勞働等にして農園勞働者は極めて少數なりしも、歐州移民の移住する者漸く增加すると共に日本移民の新らたに渡航するの途絶えて鐵道工事の如き常に一團体として多數の勞働者を要する勞働には自然伊多利人、ポーランド

人、グリーキ人等の如き一團体として多數の人員を容易に供給し得るものに漸次驅逐せらるゝに至り鐵道工事勞働に從事したる者は機械工場の勞働に轉じ或は方面を變へて邦人の性情に適したる農業、製材所又は魚類鑵詰業等の勞働に從事するに至れり、又た家內勞働に從事せし男子は婦女子の數增加すると共に漸次此種の勞働に從事する者減少し婦人之に代るに至れり、現在に於て日本勞働者の勞働種別順次は農業勞働最も多數にして製材所、鐵道工事、工場、家內勞働、商業使用人の順序にあり。

日本勞働者は皆コムモンレーボアーの部に屬し夏季魚類鑵詰業に從事したる者は冬季鐵道に就働し、夏季農業勞働に從事したる者は冬季製材所又は山林の伐採勞働に轉ずるなど一定の職業を固守するの傾向なかりしも今日に於ては多年の習慣と經驗とに依り又た勞働狀態の變化並に生活上の關係よりして一定の職業を固守するの風潮生じ加ふるに其技能は準スキルドレボアーの域に達し給金も相當に高給を採るに至りて自然邦人の間にも一種の職業階級を產むに至れり。

●日本人營業狀態の變遷

日本人が獨立營業に從事せし端緖はレストラント業、雜貨商、下宿業、理髮業、日本飯屋の類なり、一九〇〇年前に於ては一般同胞社會狀態頗る不健全なりしのみならず米人の社會狀態も亦等しく混沌として秩序なく其間に在りて低級なる勞働に從事せるもの多數なりしを以て今日より其狀態を回顧すれば殆んど隔世の感あり、一九〇六年の頃より寫眞結婚に依る婦人の渡米する者增加したれば色々の勞働に從事したる者も一定の地に住居を定むるの必要と生活の安定を求めんとする經濟的理由は期せずして獨立營業に着くの風潮生じ、各種の勞働に從事せる間に習得したる職業を選み夫婦共稼の事業を營むに至れり。理髮業、洗濯業、洋服裁縫業、宿屋、グロサリー、農業等の增加せるは實に此理由に依るものなり就中農業は一般人口の增殖急激にして供給不充分なりしを以て生產品の販路容易にして極めて有利なる事業なりしのみならず各方面より之を奬勵したる結果、農業は數年間の間に長足の發達を遂げたり、歐

華州大戰前後に於て貿易業に從事するもの續出したりしも今は拾數軒に過ぎず。

レストラント業と貿易業を除き其他の營業は悉く在留邦人を主なる華客として始めたるものなれども華州シアトル、タコマ、スポーケン等に於ては現に一切の營業の顧客は日米人相半ばし日本人のみを得意とする營業の如きは極めて少數にして例へば日本飯屋の如き特種のものを除き他は營業の場所に依り各種の一般華客を得意とす、人種僻見に基く排日の聲あれども打算的觀念に富める米國人は營業上邦人を排斥すること尠し。

本會管內に於ける邦人の營業別人口表を掲げ一九二〇年度に於ける狀況と一九二一年度に於ける變遷を示せば左の如し。

▣在シアトル領事館管內在留日本人職業別人口表（一九二〇年六月末現在 一九二一年六月末現在比較）

米國西北部聯絡日本人會調査

		シアトル市		タコマ市		其他各地		計	
		一九二〇年	一九二一年	一九二〇年	一九二一年	一九二〇年	一九二一年	一九二〇年	一九二一年
官公吏	男	四	五	―	―	―	―	四	五
	女	―	―	―	―	―	―	―	―
僧侶、宣敎師、神職	男	七	九	三	三	一	二	一一	一四
	女	―	―	―	二	―	―	―	二
敎育ニ關スル者	男	一	三	二	二	二三	一二	二六	一七
	女	五	五	一	四	一二	一一	一八	二〇
醫師	男	一六	一三	二	二	一	―	一九	一五
	女	―	―	―	一	―	―	―	一
齒科醫	男	七	一一	二	二	一	―	一〇	一三
	女	―	―	―	―	―	―	―	―

職業		シアトル市 一九二〇年	シアトル市 一九二一年	タコマ市 一九二〇年	タコマ市 一九二一年	其他各地 一九二〇年	其他各地 一九二一年	計 一九二〇年	計 一九二一年
藥劑師	男	九	六	一	｜	｜	｜	一〇	六
	女	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
産婆並ニ看護人	男	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
	女	一七	一八	三	四	二	三	二二	二五
按摩並ニ鍼灸業	男	七	四	｜	一	｜	一	七	六
	女	一	一	｜	一	｜	｜	一	二
治療ニ關スル業	男	｜	二	｜	｜	｜	｜	｜	二
	女	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	一
新聞雜誌記者、通信員並其社員	男	二二	一七	四	五	三	四	二九	二六
	女	二	｜	｜	四	｜	｜	二	四
通辯業	男	八	六	三	七	一	｜	一二	一三
	女	｜	一	｜	四	｜	｜	｜	五
書工	男	三	｜	｜	｜	｜	｜	三	｜
	女	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
農業	男	四二	三七	｜	｜	九五六	七四七	九九八	七八四
	女	｜	一	｜	｜	｜	｜	｜	一
溫室業	男	二三	一	｜	｜	四二	二六	六五	二七
	女	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
園藝植木職	男	八	二七	｜	｜	｜	二一	八	四八
	女	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
農業勞働者	男	一二〇	一八	｜	一二	一、九八〇	一、六五八	二、一〇〇	一、六八八
	女	五七	三	｜	三	四六〇	二一〇	五一七	二一六

牧畜業（養鶏養蜂ヲ含ム）	男	八	六	六	二	一二一	一〇一	一三五	一〇九
	女	—	—	—	一	—	—	—	—
牧畜従業勞働者	男	—	—	一一	—	二五七	一五七	二六八	一五七
	女	—	—	—	—	—	五	—	五
牛乳搾取販賣業	男	—	—	—	—	一八	一	一八	一
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
牛乳搾取販賣従業勞働者	男	—	—	—	—	—	一	—	一
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
牡蠣養殖業	男	—	一	—	—	一二八	二	一二八	三
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
同従業勞働者	男	—	—	—	—	—	三一	—	三一
	女	—	—	—	—	—	六	—	六
工業（特記セザルモノ）	男	—	—	一	—	—	—	一	—
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
家具製造業	男	一	二	—	—	—	—	一	二
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食料及嗜好品製造業	男	八	八	一	一	—	—	九	九
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
大工職	男	六	六	一	—	三	—	一〇	六
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
左官、ペンキ職	男	二	二	—	一	—	—	二	三
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
印刷業並彫刻業	男	六	五	二	—	—	—	八	五
	女	—	—	—	—	—	—	—	—

職業		シアトル市 一九二〇年	シアトル市 一九二一年	タコマ市 一九二〇年	タコマ市 一九二一年	其他各地 一九二〇年	其他各地 一九二一年	計 一九二〇年	計 一九二一年
印刷業職人（新聞社職人ヲ含ム）	男	二五	二六	三	三	—	—	二八	二九
	女	八	七	一	四	—	—	九	一一
寫眞業	男	四	六	二	三	三	—	九	九
	女	—	—	—	三	—	—	—	三
寫眞従業者	男	八	六	—	三	一	—	九	九
	女	二	二	—	四	—	—	二	六
和洋裁縫業	男	三三	三一	一四	一五	一三	三七	六〇	八三
	女	—	—	一	—	—	—	一	—
和洋服裁縫職人	男	四二	三六	—	九	—	二	四二	四七
	女	五〇	四	—	一七	—	四	五〇	二五
靴修繕業	男	一五	一五	一	七	—	—	一六	二二
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
靴修繕職人	男	七	二一	—	—	—	—	七	二一
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
サイン、プラマー業	男	五	八	—	—	—	—	五	八
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
染物洗濯業	男	五五	五〇	一〇	九	七	四	七二	六三
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
染物洗張職人	男	一七	—	—	三	—	—	一七	三
	女	—	—	—	一一	一〇	—	一〇	一一
洗濯業	男	四二	四五	二二	三〇	五六	五五	一二〇	一三〇
	女	—	一	—	—	—	六	—	七

洗濯從業職人	男	八二	七八	三七	二六	七	三〇	一二六	一三四
	女	四七	六〇	三三	五四	三	二四	八三	一三八
工場勞働者	男	八三	一六五	一二	八九	ー	九三四	九五	一、二六
	女	三〇	二一	三	七	ー	五六	三三	八四
人夫請負業	男	八	七	一	ー	ー	一	九	八
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
商業（特記セザルモノ）	男	ー	四	ー	ー	二二	ー	二二	四
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
燃料商	男	五	二	ー	ー	ー	ー	五	二
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
油類並肥料商	男	一	一	ー	ー	ー	ー	一	一
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
貴金屬並ニ時計商	男	九	八	一	三	一	ー	一一	一一
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
諸樂器商	男	二	二	ー	ー	ー	ー	二	二
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
藥種賣藥商	男	六	九	一	三	ー	ー	七	一三
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
金物商	男	二	二	ー	ー	ー	ー	二	二
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
文房具並ニ紙類商	男	ー	二	ー	二	ー	ー	ー	四
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
靴商	男	ー	四	ー	ー	ー	ー	ー	四
	女	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

		シアトル市 一九二〇年	シアトル市 一九二一年	タコマ市 一九二〇年	タコマ市 一九二一年	其他各地 一九二〇年	其他各地 一九二一年	計 一九二〇年	計 一九二一年
書籍雑誌商	男	二	二	—	—	—	—	二	二
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
果物蔬菜商	男	六〇	六七	一九	三一	七	一〇	八六	一〇八
	女	四三	二八	—	—	—	—	四三	二九
肉類魚介商	男	一七	一七	九	一〇	—	—	二三	二八
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
豆腐商	男	二	二	二	—	—	四	四	七
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
菓子砂糖商	男	二四	六	二	五	—	—	二六	一一
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
美術骨董品商	男	三	三	—	—	三	—	六	三
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
古物商	男	一四	一三	—	—	二	—	一六	一三
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
雑貨商	男	二三	三三	二二	七	一七	四	六二	四四
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
日米食料品商	男	—	八	—	—	—	八	—	一六
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
陶器、磁器、漆品、及一般家具商	男	三	四	—	—	—	—	三	四
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
仲買商	男	二二	一九	—	—	—	六	二二	二五
	女	—	—	—	—	—	—	—	—

貿易商	男	三八	二四	—	二	—	—	三八	二六
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
行商	男	三八	三九	—	—	—	六	三八	四五
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
銀行業	男	四	三	—	—	—	—	四	三
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
會社員、銀行員	男	九〇	四二	八	二二	六	—	一〇四	一五四
	女	—	二	—	八	—	—	—	一〇
商店員 其他事務員	男	一四五	一五六	四〇	三七	一三	一八	一九八	二一一
	女	一〇	六一	二	七	—	九	一二	七七
倉庫業	男	二	八	—	—	—	—	二	八
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業並貸家業	男	二	八	—	—	—	—	二	八
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
通關業	男	—	六	—	—	—	—	—	六
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
郵便電信、電話從業者	男	三	—	—	—	—	—	三	—
	女	—	二	—	—	—	—	—	二
保險代理業	男	四	四	—	—	二	—	六	四
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
人事其他周旋業	男	七	四	—	一	二	—	九	五
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
車馬業及自動車運轉手	男	四二	三四	一〇	一六	二	—	五四	五〇
	女	—	—	—	—	—	—	—	—

		シアトル市 一九二〇年	シアトル市 一九二一年	タコマ市 一九二〇年	タコマ市 一九二一年	其他各地 一九二〇年	其他各地 一九二一年	計 一九二〇年	計 一九二一年
船舶從業勞働者	男	―	一	―	一	―	―	―	二
	女	―	―	―	―	―	―	―	―
陸海運送業	男	一一	八	四	三	三	―	一八	一一
	女	―	―	―	―	―	―	―	―
陸海運送就働者	男	―	四	―	―	―	―	―	四
	女	―	―	―	―	―	―	―	―
鐵道勞働者	男	四二	四八	一〇	三〇	一、九七〇	一、八六〇	二、〇二二	一、九三八
	女	―	―	―	七	二七	―	二七	―
旅人宿下宿	男	二三一	一〇八	六七	八〇	五二	三七	三四〇	二二五
	女	八	一	―	一	―	三	八	五
同業就働者	男	一四二	一五六	二〇	四	一〇	二〇	一七二	一八〇
	女	八〇	八九	一八	三	七	二四	一〇五	一一六
料理店飲食店	男	五三	一二六	一八	二八	一三八	九五	二〇九	二四九
	女	―	―	―	―	―	―	―	―
同業就働者（料理人ヲ除ク）	男	四三	五〇	四三	三一	二七	三七	一一三	一一八
	女	四一	五一	一九	二五	一五	―	七五	七六
遊戯並ニ興業場	男	二八	一五	七	五	一一	一三	四六	三三
	女	―	―	―	―	―	―	―	―
湯屋業	男	七	一八	一	―	―	六	八	二四
	女	―	―	―	―	―	―	―	―
理髮業	男	六八	六五	二〇	二一	三〇	二〇	一一八	一〇六
	女	四	一	―	二	―	一	四	四

理髪業就職人	男	九〇	一四	一〇	一六	七	二	一〇七	四二
	女	八三	七四	二一	三四	二	八	一〇六	一一六
料理人	男	二一七	四八	二二	三七	—	八七	二三九	一七二
	女	—	二	—	一七	—	—	—	一九
家事被傭人	男	八	三〇六	五	九五	二	三五	一五	四三六
	女	五八	一九八	一〇	一	二	七	七〇	二〇六
雜種勞働者	男	一、三八五	九二一	四〇三	四〇	一、〇一〇	五四三	二、六九八	一、五〇四
	女	三四〇	四三〇	五七	五一	一〇七	—	五〇四	四八一
技藝ニ關スルモノ(俳優輕業師、琴三味線ノ師匠)	男	一	一	—	—	—	—	一	一
	女	二	四	—	—	—	—	二	四
學生及練習生	男	六四	二〇三	一七	二四	—	五	八一	二三二
	女	三	二三	二	二	—	—	五	二五
視察遊歷者	男	一八	八	—	—	—	—	一八	九
	女	—	二	—	—	—	—	—	二
荒物業	男	四八	—	五	—	七	—	六〇	—
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
紙類商	男	二	—	一	—	—	—	三	—
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
電氣器具商	男	三	—	一	—	—	—	四	—
	女	—	—	—	—	—	—	—	—
本業者ノ家族	男	一、一三一	一、三三六	二七〇	一〇二	二、三七八	一、一九八	三、六六九	二、五三六
	女	一、八四七	二、四八一	二六八	二九六	一、四八九	一、七四八	三、六〇四	四、五二五
朝鮮人	男	三	二	—	—	八	六	一	八
	女	—	—	—	—	九七	—	一〇七	—

		シアトル市		タコマ市		其他各地		計	
		一九二〇年	一九二一年	一九二〇年	一九二一年	一九二〇年	一九二一年	一九二〇年	一九二一年
合計	男	四、七六六	四、五六七	一、一七六	八八二	九、四四〇	七、八六〇	一五、三八二	一三、三〇九
	女	四、七三八	三、五七六	四三九	五八五	二、一四三	二、一三一	七、三二〇	六、二九二
總計		九、五〇四	八、一四三	一、六一五	一、四六七	一一、四八三	九、九九一	二〇、六〇二	一九、六〇一
戶數		一、〇七二	一、三五八	二一八	二五八	一、三〇七	一、一〇九	二、五九八	二、六二五

三、日本人の現狀

●勞　働

元來日本勞働者は低給長時間勞働に甘んじたる支那勞働者の補給として移入せられたりしを以て其當初に於ては頗る低廉なる勞働賃金に甘んじ長時間の勞働に從事したるは勿論、勞働狀態又は生活狀態の如き宴に貧弱なるものなりしが世運の進步と邦人の社會的訓練は其舊態を一變して勞銀率も勞働時間も他の一般白人勞働者と同一狀態に進步したり、鐵道勞働、農園勞働、製材所勞働、其他各般の製造工場に就働する日本勞働者の多數は所謂不熟練勞働者にして技術者階級又は熟練勞働者と認めらる可きものは極めて少數なり、從來勞働組合は人種上の狹隘なる僻見と賃銀及び勞働狀態の著しき相違より日本勞働者の勞働組合に加盟するを拒み熟練勞働者となるべき機會を與へず常に彼等は邦人を排斥したりしも近年邦人勞働狀態の向上と勞働事情の變化並に經驗と訓練を積むに至り自衛上之れと提携協調するの得策なるを自覺せしめ、歐州大戰前後に於ける米國內の勞働運動は階級利益增進の爲め著しき變調を來たし對資本階級の應策上人種的觀念を捨てゝ專ら經濟的團結を主とするの傾向生じ西北部諸州に於ては一切の勞働者を抱括する勞働同盟を起さんとする運動起り加ふるに資本階級が勞働組合のクローズ、ショッ

ブ政策に對抗する一策として常に勞働組合員以外の勞働者に均等の機會を與へたる事情よりして米人勞働組合は邦人の組合加入を勸誘するに至れり、例へば材木伐採勞働組合、製材業勞働組合、鐵道勞働組合、ブッチャーユニオン、ダイウォーク組合の如き全米勞働同盟華州支部の管轄內に於ては邦人の加入を許すに至れり、又た華州日本人理髮業組合は拾數年前設立以來、勞働時間及び料金等皆白人同業組合と同一條件に依るべしとの諒解に基き好良の關係を持續しつゝあり、其他各般の勞働に於て雇主は勞働組合との關係上特に日本人を低銀長時間の勞働に服せしむる能はず、從て現在に於ては日白人勞働條件は大体に於て同一狀態に在ると謂ふも可なりとす、農園勞働又は市內特種の勞働に於ては勞働能率其他の經濟的理由よりして他の一般勞働者よりも現在に於ては寧ろ高給を得つゝあり、婦人の勞働に關しては婦人の勞働時間と賃銀率を州法律を以て定めあるを以て日本婦人亦他の一般婦人勞働の賃銀より安價なる報酬を受くることなくして常に對等の位置にあり或特種の婦人勞働には日本婦人は最も優秀なる勞働階級として歡迎せらるゝの傾向あり。

今日に於ては右の如き事情なるを以て日本人に對し低給長時間勞働云々の苦情非難を聞くことなく、唯だ勞働能率に於て日白人の間に一長一短あり從て体格、熟練、經驗等より打算して敏捷を要する勞働には日本勞働者の能率多く、体力を主とするものには白人勞働者の能率勝れる點より事業經營者は其長短を講究して勞働者の選擇をなすの風を生ぜり、例へば製材所勞働の一部、鐵道機關修繕所勞働の如き短時間に敏活なる勞働を要する事業には日本人の能率、白人に比し遙かに高しと稱せらるゝが如き一例とす、又た市內に於ける商業使用人、飲食店、ホテル就働者、家內勞働等は勞働時間、勞銀、能率等は日白兩者の間に大なる差異なきも日本人が白人に比し柔順なると勤勉なるとにより雇主は日本人を信賴し得べき使用人として推賞せり。

斯の如く勞働關係に於ては從來同階級より發せられたる非難攻擊は漸次消滅し、階級利益增進のため白人勞働者と提携協力せんとする邦人の努力と、邦人勞働能率の變化並に勞働狀態の善化は米人勞働組合

の階級的提携の希望と相待て益々良好なる傾向あり、全米勞働同盟華州支部並に勞働組合員の出資に依り經營せられシアトル市に於て發行する勞働機關新聞ユニオン、レコード紙主筆イー、ビー、アルト氏が一九二〇年八月シアトル市に於て米國中央議會移民調査委員會に陳述したる証言は勞働階級の日本人觀を推知するに足るを以て之を譯載すべし。

『勞働組合は東洋移民の無制限移入に反對の態度を採るものなり、米國は幼稚なる產業を保護發達せしめむがため關稅保護政策を採り低廉なる外國品の輸入を防止するの政策を採るを以て勞働者亦此政策に準據し適當なる保護を爲さゞるべからず、即ち東洋移民の群來によりて不公平なる競爭を受け組合組織の基礎に動搖を來たさしむるが如きは到底吾人の堪へ能はざる處なり、移民問題は純然たる經濟問題なり、從て勞働團体としての行動は之に依て決すべきものにして、人種的偏見を以て左右すべきものに非ず、米國の勞働界は世界列國何れの國に比するも最も高き生活程度に勞働者の生活を進めたり、吾人は飽迄之を支持せんと欲するものなり、抑も東洋移民を米國に移入したるは資本家階級にして吾人は初めより之を喜ばざりしも今日既に合法に入國したる東洋移民に對し不法の壓迫を爲すは不可なり、東洋人と白人の勞働能率を比較せば白人勞働者は常に東洋人に比し優秀にして同一賃銀を以てしては彼等は到底吾人の敵に非らず、故に勞働組合としては彼等を驅逐排斥するを以て目的とせず寧ろ彼等の生活程度を高めしめ以て白人勞働者と同一勞銀に而かも同一狀態に就働せしむるを奬勵するの當を得たるを確信す、既に勞働組合中にも日本人を組合員たらしめ居るものあり、メカニストユニオン、テンバーウオーカーユニオンの如き即ち之なり、勞働組合にして日本勞働者の盡くを其運動中に拉致し之を同一立場に置くとき、白人勞働者は何等日本人に就て恐るべき點を見ざるのみならず之に依て勞働組合は階級利益增進に一層強硬なる團結を見るに至るべし』と述べ市民權問題に關しては『日本人なるの故を以て必らずしも之に市民權を附與せずとの理由あるなし、與ふべき資格だに存すれば之に市民權を與ふるの不可なるを見ず』と云ひ、雜婚問題に關しては『之れ元來個人意志に任

すべきものにして法律を以て干渉すべき問題に非らず』と云へり、而して日本移民を現在以上移入することは勞働組合は反對するものなりと語れり。

要之にワシントン州内に於ては日白勞働者の關係漸次良好となり往年の如く日本人排斥とし云へば必らず勞働者の人種的僻見に基きし運動に非らずして相互の間に階級利益擁護の爲め頗る喜ぶべき接觸の實を擧ぐるに至れり。

ワシントン、オレゴン、モンタナ、アイダホ諸州に於ては一九二二年九月大要左の最低率が邦人勞働賃銀の標準にして勞働時間は八時間を基礎とす。

鐵道線路工事二弗八十仙、鐵道工場三弗〇四仙、製材所コムモンレーボアー三弗五十仙、製材場機械場三弗七十仙、木材伐採鐵道工事三弗七十五仙、木材伐採人夫四弗、農夫三弗、チームスター五弗、ミルクマン三弗七十五仙、自動車使三弗七十五仙、レストラント、コック四弗、仝ウエター三弗五十仙、仝雜役三弗、ホテルポーター三弗、ホテルチヤムバーメード一週十三弗五十仙法定最低賃金率。

●農業

西北部諸州に於て日本人の從事せる農業は主として蔬菜農業、酪農業、果實栽培業（主としてソフト、フルート栽培）にして、蔬菜、果實等の耕作地積は平均一軒十五英加内外にして秣糧、麥耕作、乳牛飼養等に從事するものは平均百英加内外に相當するも概して邦人は小面積に周到の注意と間斷なき努力を要する蔬菜栽培の如き集約農業に從事するを以て加州方面に比し耕作面積は少なし、華州は從來日本人に土地所有權なく又た長期間の借地契約の權利なかりしを以て三年乃至五ケ年の借地契約期間内に耕作に適する農業を選ぶの已むを得ざる事情より十ケ年乃至十五ケ年を要する果樹園の如きものに着手するもの少なし、土地所有權あるモンタナ、アイダホ、オレゴン州に於ても農業に從事するものは多くは借地農業に從事し土地を購入して永住的計畫を樹つるもの少きは經濟的資力に乏しきがためにして農業の種別

及び一般的狀況は華州の狀況と大差なし、農產物の販路は附近市街に於て賣捌くものと州外に輸送するの二方法を選び農業組合或は生產販賣組合を組織して地方市場の需用のみに依賴せず廣く東部市場に蔬菜及びソフト、フルート等の販賣方法を講ずるに至り近年邦人生產物は餘程組織的に市場に提供せらるゝに至りしが將來此方面の活動宜敷を得ば邦人農家の蒙る經濟的利益尠からざるものあるべし。

借地農業者の全收入の約八割は借地料、種物代、肥料、勞働賃金、運搬費其他の費用に充當せられ實際農家の純利となるべきものは平均二割なり、而して現在の借地料は大市街附近の產物販路に適したる地方にして地味豐饒、灌漑の便ある土地は一ヶ年一英加五十弗乃至七十五弗、其他の普通の蔬菜耕作地は一ヶ年一英加二十五弗乃至三十五弗、牧場又は秣糧耕地は五弗、十弗、十五弗とす。

華州内に於ける農業の種別、地方分布、面積、年收等の梗概を示めすため本會調査統計を參考に供す。

回 略農業 （一九二〇年十二月現在） 米國西北部聯絡日本人會管內

場所	総投資額	総收入額	年借地料	乳牛數	牧場	件數
ファイフ	二六、七〇〇弗	三一、九〇〇弗	五、二五〇弗	一五〇	一六一英加	四
ベリングハム	四、〇〇〇	七、〇〇〇	一、六〇〇	二三	四四	一
グリンレーキ	三、四九五	三、一〇〇	三九〇	五	三	一
サウスバーク	五、〇〇〇	七、五〇〇	一、八〇〇	三〇	七五	一
オーバン	一五二、七五〇	一二一、八九〇	二五、四一〇	七四四	不明	二〇 内七名收入不明
ベルビュー	一五、〇〇〇	六、〇〇〇	—	二九	二〇	一
タマス	九二、二〇〇	一一二、七一〇	一九、〇五八	四九五	八二七	八
ホワイトリヴァー	五九四、六〇〇	六〇九、五六四	九四、二八四	四、一一三	二、九二六	四六

合計	八九三、七四五	八九九、六六四	一四七、七九二	五、六一九	四、〇五六	八二

養鶏業（一九二〇年十二月現在）

場所	総投資額	総收入額	年借地料	羽數	面積	件數
ホワイトリヴァー	一、〇〇〇弗	一、五〇〇弗	―弗	三〇〇	五英加	一
サウスパーク	八、八〇〇	五、〇〇〇	三、一〇〇	二、八五〇	―	二
オーバン	二五、〇〇〇	五、六〇〇	五五〇	七、五〇〇	―	一
ベルビュー	三、〇〇〇	四、〇〇〇	一二〇	五〇〇	―	一
ペーション	一二、〇〇〇	六、六二五	―	四、六〇〇	―	二
合計	四九、八〇〇	二二、七二五	三、七七〇	一五、七五〇	―	七

養豚業（一九二〇年十二月現在）

ファイフ	一一八、〇〇〇	一三二、四〇〇	九八〇	一、九一〇頭	―	五

農業（一九二〇年十二月現在）

場所	総投資額	総收入額	年借地料	苺	野菜	穀類	株	果實	件數
タマス	六八、三八五弗	一六二、四三〇弗	四、二〇五弗	三四〇半英加	三三八英加	英加	英加	―	五三
ヤキマ	五三五、二一四	七一三、二五四	七二、四〇〇、八五弗	―	二、八八六半	一、〇七一	一、六九二半	―	九四
ベルビュー	一二一、二〇〇	一四六、六六五	五、九二四、三〇弗	二一四四分一	一一七	―	―	一一	五四
ホワイトリヴァー	三九、九五〇	八一、二〇〇	二五、二五〇	二八	五〇〇	―	―	―	二七
オーバン	七五、七〇〇	不明	八、四〇〇、五〇弗	二五七四分一	二三	―	―	―	四一
サウスパーク	一五九、九五〇	一九四、〇〇〇	一七、九五六	六	四八二四分三	―	―	―	四〇
グリンレーキ	九二、七六三、七五弗	六六、一五〇	五、七二〇	二二分一	九六二分一	―	―	花木五	一八
ペーション	五四、九五〇	四〇、七七八	二、〇九五	一〇八	―	―	―	一四一二分一	二〇
ペリングハム	一七、〇〇〇	二四、二〇〇	五、七〇〇	―	一四八	二五	五八	―	四

場所	総投資額	総收入額	年借地料	苺	野菜	穀類	株	果實	件數
インランドエムパイヤ	六八、六〇〇弗	八五、〇〇〇弗	六、七一七弗	一英加	二四四二分一英加	一英加	九一英加	六	一七
ファイフ	一七四、三五〇	二八一、〇五四	一〇、九六九	二〇五四分三	八五四四分一	一	一	一	五九
合計	一、四〇八、〇六二、七五弗	一、七九四、六三一	一六五、三三七、六五弗	一、一六二四分ノ一	五、六九〇二分ノ一	一、〇九六	一、八四一二分ノ一	一六三二分ノ一	四二七

回グリンハウス經營者　（一九二〇年十二月現在）

場所	総投資額	総収入額	年借地料	面積	件數
グリンレーキ	一五、〇〇〇弗	二三、五〇〇弗	二、九五〇弗	二六一、三六〇平方尺	六
ベルビュー	二三、〇〇〇	一九、〇〇〇	一、二二〇	四一、七六〇平方尺	五
オーバン	四、〇〇〇	——	一、二〇〇	——	一
サウスパーク	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	——	一七、五〇〇平方尺	一
合計	五七、〇〇〇	五二、五〇〇	五、三七〇	三二〇、六二〇平方尺	一三

太平洋沿岸諸州に於て邦人の最も多く農業に從事する地方は加州にして華州其次に位しオレゴン州は第三位とすアイダホ、モンタナ兩州にも農業に從事するものあれども其總借地面積は各々一万英加を超えず。

回農業地面積比較表　（一九二〇年調査）

加州總面積	九九、六一七、二八〇英加	
農作地總面積	二七、九三一、一四四	
日本人農作面積	四五八、〇五六	
内　邦人所有地	七四、七六九	加州總農作地の一%の四分ノ一
内　借地面積	三八三、二八七	同　の一、七%
華州總面積	四二、七七五、〇四〇	

農作地總面積　六、五七三、五四八
內　邦人農作面積　二〇、五〇〇　華州總農作地の一%の三分ノ一
オレゴン州總面積　六一、一八八、二八〇
內　邦人農作面積　一〇、〇九六　州總面積の一%の五十分ノ一弱

◉商　業

日本移民發展の徑路の項目中本會管內に於ける本邦人職業別人口表を掲示したりしが之に依て見るも邦人の從事せる商業の種別は雜種多樣にして最近四五ヶ年間に於て長足の發展を遂げたり、在留邦人を顧客とする商店に於ても商品の過半は米國日用品にして日本製商品は食料品を主とす、商業の項目に入るべき一切の事業の顧客はシアトル、タコマ地方に於てはホテル業、ダイウォーク業、レストラント業、理髮業等の如き純商業に屬せざるも其顧客の大部分は白人にして之を加州方面の狀況に比すれば日本人の經營せる之等の事業が其華客を日本人に限ると云ふが如き事なきは事業の發展上頗る喜ぶべき現象とす、日本製食料品は從來可なり多額の輸入を見たりしも近年邦人生活狀態の變化と物價の關係上漸次日本產食料品は量減少するに至れり。

日米貿易に關しては玆に之を詳說するの餘白なきのみならず本書の目的に非らざれば其梗概を示す爲めに左に輸出入統計と材木輸出統計を掲ぐべし。

回日本より米國へ輸入年表　（重要地）

地名	一九一六年（自七月至六月）	一九一七年（仝上）	一九一八年（仝上）	一九一八年（自七月至十二月）	一九一九年（自一月至十二月）	一九二〇年（仝上）
紐育	二五、一五六、六九〇弗	三五、五七五、四四二弗	九〇、〇七一、一一一弗	一〇七、八九七、八四二弗	二八、三三二、六五三弗	二四七、五二一、八五一弗
シアトル タコマ	六七、三四三、八三三	九一、一二九、〇一七	一三〇、六四一、二八五	三三、六三九、一六三	五一、四五六、一四七	四〇、七五四、二七九
桑港	三二、五三八、六〇四	三七、〇八〇、五八七	三三、四五六、八〇三	六、六九七、一九二	五一、九一三、八〇一	二一、九八七、五九九

地名	一九一六年（自七月至六月）	一九一七年（仝上）	一九一八年（仝上）	一九一八年（自七月至十二月）	一九一九年（自一月至十二月）	一九二〇年（仝上）
シカゴ	二、三八四、一四六弗	三、六八七、一五〇弗	三、二九四、二〇一弗	二、一三九、八一〇弗	五、六二〇、三三〇弗	七、〇〇〇、六五二弗
ポートランド	三九二、一一七	四五四、二六九	四四〇、三三六	八六、六八〇	二九二、四二四	一、一〇二、九四五
南加州	四六一、五四九	五三五、一三八	八八一、八四八	八七、七〇八	三六七、三三二	一、〇〇五、八四四

回日本より米國へ輸入按分率表　（重要地）

紐育	二五%	一七%	三一%	—	五三%	五九%
シアトル タコマ	四五、五	四三、七	四五、八	—	一二、五	九、八
桑港	二二	一七、八	一一、七	—	一二、六	五、二
シカゴ	一、六	一、七	一、一	—	一、三	一、六

回米國より日本へ輸出年表　（重要地）

紐育	一一、五二七、七九〇弗	一三、八七〇、九九六弗	一四、二五四、四八一弗	一三、九一四、六六二弗	六六、五七八、一二三弗	一一三、七四六、五六七弗
シアトル タコマ	三五、三二八、〇一〇	六八、五九九、一五三	一六三、〇三五、六四九	八一、四三七、七三五	一八四、〇五五、七四九	一〇八、〇一六、六四五
桑港	二四、八一八、三二四	四四、二三一、七七一	八六、六六三、二三〇	二三、六九八、二六四	六一、〇九五、〇六六	五九、三九五、三五〇
ポートランド	一、五〇〇	—	一七六、一五〇	二五、〇〇〇	一、九四二、九二三	一〇、六四七、六七九
南加州	—	六〇〇	—	一、九九六	二五二、〇〇五	二、三八七、八一〇

回米國より日本へ輸出按分率表　（重要地）

紐育	一五、四八%	九、八六%	一一、四三%	—	一八、一七%	三〇、一〇%
シアトル タコマ	四七、三〇	五二、五六	六六、九四	—	五〇、二三	二八、五八
桑港	三三、三三	三三、九一	一八、六七	—	一六、六七	一五、七二

ポートランド	、〇二	—	、〇七	—	、五三	二、八二
南加州	—	—	—	—	—	—

■一九二一年材木輸出表（自一月至十二月）

輸出地	産地 ワシントン州より	オレゴン州より	英領ブリチシュコロムビア縣
東洋へ	二六六、一六一、〇〇〇呎 一〇、六四六、四四〇弗	一九四、五九二、〇〇〇呎 七、七八三、六八〇弗	一三四、四五〇、〇〇〇呎 五、三七八、〇〇〇弗
歐州へ	九、二四四、〇〇〇 五〇八、四二〇弗	四、三一四、〇〇〇 二三七、二七〇弗	一三、五九三、〇〇〇 七四七、六一五弗
南米へ	五一、八七一、〇〇〇 二、三三四、一九五弗	七、六五八、〇〇〇 三四四、六一〇弗	一、三一八、〇〇〇 五九、三一〇弗
其他の諸國へ	三、六〇一、〇〇〇 一六二、〇四五弗	二、三五〇、〇〇〇 一〇五、七五〇弗	一二、五九九、〇〇〇 五六六、九六五弗
累計	三三〇、八七七、〇〇〇 一三、六五一、一〇〇弗	二〇八、九一四、〇〇〇 八、四七一、三一〇弗	一六一、九六〇、〇〇〇 六、七五一、八九〇弗

北太平洋沿岸、英領加奈陀ブリチシュコロムビア縣、ワシントン州、オレゴン州の諸州は過去三四年來東洋諸國に對し材木の輸出をなし漸次市場の需用增加の有樣なりしが一九一九年以降日本は俄かに米國產木材の輸入を始め一九二一年は其最も顯著なる輸入を見たり、近來多少減退の摸樣なれども將來米國產木材は東洋諸國に需用增加するものあるべし、近來日本の商人にして山林に投資し立木を買込みたるもの二三あるを聞けり。

●鑛業、漁業及び製造業

華州は憲法の規定に依り外國人に鑛山の所有權を與へ鑛物採掘並に之れが精練作業に必要なる敷地の所

有權をも與へ居れども多額の資金を要する鑛業に從事したるもの尠し、先年石炭採掘の極めて少規摸なる事業を開始したる者ありしも遂に失敗に歸したり、モンタナ、オレゴン、アイダホ諸州に於て鑛山業に勞働する者はあれども之を所有經營して成功したるものあるを聞かず。

漁業は州法律に依り外國人の之に從事することを禁止せるを以て現在に於ては漁業に從事するものなし將來米國出生日本人增加せば漁業に從事するものあるべき可能性を有す、魚類鑵詰業、肥料製造業に從事するもの二三あれども法律の關係上何れも株式會社組織にして貝類の養殖採取は外國人も亦之に從事することを得るを以て蠣養殖に從事するもの若干あり。

一般製造業は有望なれども日本人の經營せるものは極めて小規摸の家內工業の類なり、機械的大規摸の生產工業に從事するものは皆無なり、然れども日本人の技術優秀なる、將來此方面に必らず發展すべしと思惟せらるも何分機械工業は大資本を要するに加へ日本人は共同精神に乏しく團体的經濟活動の訓練に缺くる處あるを以て大資本を集中するに適せず從て其發展寔に幼稚なるを遺憾とす、現在に於ては家具製造、製材業、及び之れに從屬せる製函業、並に野菜乾燥業に從事するもの三四あり。

◉教　育

約二十年前に於ては研學のため渡米したる學生が大中學校に通學したるを以て其數極めて少數なりしも近年米國出生兒の增加するに從ひ小學校就學兒童數激增し中學校又は大學にも米國に於て出生したる青年子女の通學するもの增加せり、往年加州桑港に於て勃發したる學童問題なるものは實に小學校通學年齡以上に達せる邦人が小學校に通學せるに胚胎したるも最近に至り此種の苦情を聞かず。

華州に於ては兒童の就學年齡を滿七歲より滿十八歲までとし小學校八學年を義務敎育とす。而して市民たると外國人たるの別なく在留者に對し通學を奬勵し、敎科書、文房具一切を無代償にて貸與し授業料をも一切免除す。中學校は學生の通學區域を定め其區域以外の通學生に對し或は其地方に一定の住所を

有せざる學生に對しては授業料を徴するも其他の一般學生に對しては之を徴せざるのみならず實驗費及科學の材料實費以外は教科書、文房具、諸機械に至るまで一切の費用を免除す、州立大學は何れも原則として授業料を徴せざるの方針なるも華州々立大學は經費に對する豫算充分ならず一九一九年より各分科とも若干の授業料を徴せり、如斯事情なるを以て米國に在留する邦人青年子女は小學より中學大學に至るまで極めて少額の學資を以て各般の學問を修得するを得る次第なり。

◻シアトル市學生數統計表　（一九二〇年十二月調査）

年月	小學生 日本人 男	小學生 日本人 女	小學生 日本人 計	小學生 其他	中學生 日本人 男	中學生 日本人 女	中學生 日本人 計	中學生 其他	大學生 日本人 男	大學生 日本人 女	大學生 日本人 計
自一九一四年 至一九一五年	二四六	一二八	三七四	三〇、五八六	三一	四	三六	五、九六九	三四	五	三九
自一九一五年 至一九一六年	二五〇	一四九	三九九	三一、一九〇	三四	八	四二	六、三七八	二四	六	三〇
自一九一六年 至一九一七年	二五八	一八〇	四三八	三三、九八三	三三	六	三九	六、八七七	二一	四	二五
自一九一七年 至一九一八年	二九一	二〇九	五〇〇	三六、〇九三	五八	二四	八二	六、六〇一	一九	四	二三
自一九一八年 至一九一九年	三七七	二四六	六二三	四〇、六八六	五七	一九	七六	七、五九五	三五	六	四一
自一九一九年 至一九二〇年	四八九	三一七	八〇六	四一、八〇九	五五	二六	八一	八、八八五	二五	二	二七

◻シアトル市各外國人中學校學生數　（一九二〇年十二月調査）

國別	一級	二級	三級	四級	合計
米國出生日本人學生	一一	一五	一〇	七	四三
米國生出ニアラザル日本人學生（但シ兩親ト共ニ居住セルモノ）	二四	九	八	一二	五三

國別	一級	二級	三級	四級	合計
計	三五	二四	一八	一九	九六
米國出生支那人學生	六	一	二	二	一一
米國出生ニアラザル支那人學生(但シ兩親ト共ニ居住セルモノ)	四	二	一	一	八
計	一〇	三	三	三	一九
米國出生ヒリツピン人學生(但シ兩親ト共ニ居住セルモノ)	六	五	四	一	一六

其他ノ外國人學生百三十六名の國別下の如し

イングランド 二一、スコツトランド 五、イタリー 七、アイルランド 二、ロシアンジユー 一、トルコ 一、ロシア 一四、キヤナダ 五三、ドイツ 一、ノーウエー 六、フランス 二、オースラリア 二、スキデン 一二、スキツルランド 一、オーストラリア 一、ポーランド 二、ギリシヤ 一、不明 四

一九二〇年に於けるシアトル市の小學校に通學する日本人系學童は、男子四百八十九名、女子三百十七名、總計八百六名なり(シアトル市に於ける小學生の全數は四万一千余名)又日本人にしてシアトル市の中學校に在學せるもの男子五十五名、女子廿六名(シアトルに於ける中學生全數は八千八百八十五名)シアトル國語學校に通學するもの男女合計二百五十一名(市の公立學校に通學する日本人兒童は八百六名)なり。

米國大中小學校以外に、米國出生兒童に國語敎育を施す爲め、在留日本人相寄り日本國語學校を創立し米國公立小學校放課後に於て希望者に日本語を授けつゝあり、敎科書は特に米國事情に適應するものを編纂し之れに充つ、現在に於て在留同胞間に大問題として研究せられつゝあるは、實に此の米國出生兒敎育問題にして、日本人が一區域に群居するの結果、米國出生兒の英語理解力の發達を妨げ、小學校に於ても授業上困難を感ずる事少からず、一面父兄が日本語敎育を希望する結果、兒童は上記の如く公立小學校放課後更に日本國語學校に通學するが故に兒童の腦力に對して過重の負擔となり英語も完全に理

解し得ず、日本語も亦完全に理解し得ざるの結果を見るに至るを以て、國語教育は兒童の就學年齡に達したる後一定の時期に於て之れを施すを穩當とし、現在の急務としては家庭の缺陷より來る英語理解力の不足を補充するの教育を盛んならしむ可しとの說旺んなり、而して本問題の解決の根本となる可きは父兄が永住の決心如何に存するものなるを以て之が解決は寔に困難なり。

最近シアトル市に市民協會なるもの米國出生者を以て組織せられたるが、其目的は米國に出生して米國市民たるの特權を享受しつゝあるに拘らず其特權を行使せざるものあるを以て、一面に市民としての自覺を與へ他面に完全なる米國市民を養成せんとするにあり、本協會の發達は上述の缺陷を補ふに多大の效果ある可きを信ず、尙ほ一般學生中、日本に於て教育せられたるものは英語の力少なきの憾みあり、大學に於ける研究科目は機械工業、政治經濟を志すもの多數なるも、近來化學、醫學の研究を志すもの增加するに至れり。

回華州ニ於ケル日本國語學校就學兒童數統計

シアトル市

		第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	第六年	第七年	第八年	合計
一九一六年	男	二一	二〇	五	七	七	—	—	—	六〇
	女	二二	一八	五	一二	九	—	—	—	六六
一九一七年	男	二二	一九	一八	七	六	—	—	—	七二
	女	二一	二〇	一五	七	一一	—	—	—	七四
一九一八年	男	三四	一八	二一	一三	六	—	—	—	九二
	女	三五	二一	一二	一二	七	—	—	—	八七
一九一九年	男	三五	一六	一五	一九	一二	—	—	—	九七
	女	一三	二五	一七	二一	一四	—	—	—	九〇
一九二〇年	男	二四	三四	二二	一七	一八	二	四	八	一二九
	女	二五	一五	一八	一五	二一	九	七	三	一一三

			第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	第六年	第七年	第八年	合計
タコマ市	一九一六年	男	二	四	｜	一	二	｜	｜	｜	九
		女	｜	｜	四	二	｜	｜	｜	｜	六
	一九一七年	男	三	｜	四	｜	一	｜	｜	｜	八
		女	三	｜	｜	四	四	｜	｜	｜	一一
	一九一八年	男	一	四	｜	四	｜	｜	｜	｜	九
		女	四	三	｜	｜	四	｜	｜	｜	一一
	一九一九年	男	五	二	二	｜	三	｜	｜	｜	一二
		女	五	六	三	｜	｜	｜	｜	｜	一四
	一九二〇年	男	六	四	二	二	｜	｜	｜	｜	一四
		女	一〇	二	六	四	｜	｜	｜	｜	二二
スポーケン市	一九一九年	男	｜	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	二
		女	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	二
	一九二〇年	男	一	｜	一	一	｜	｜	｜	｜	三
		女	二	一	一	｜	｜	｜	｜	｜	四
サウスパーク	一九一八年	男	四	｜	一	三	｜	｜	｜	｜	八
		女	五	一	一	二	｜	｜	｜	｜	九
	一九一九年	男	三	三	｜	一	三	｜	｜	｜	一〇
		女	｜	｜	二	一	二	｜	｜	｜	五
	一九二〇年	男	五	三	三	｜	一	三	｜	｜	一五
		女	二	三	三	二	一	二	｜	｜	一三

ベルヴユー 一九一九年	男	九	—	—	—	—	—	—	—	九
	女	一七	—	—	—	—	—	—	—	一七
一九二〇年	男	三	三	—	—	—	—	—	—	六
	女	三	一〇	—	—	—	—	—	—	一三
ファイフ 一九一六年	男	三	四	二	一	—	—	—	—	一〇
	女	四	一	二	—	二	—	—	—	九
一九一七年	男	四	三	四	二	一	—	—	—	一四
	女	三	三	一	二	—	—	—	—	九
一九一八年	男	五	三	二	四	二	—	—	—	一六
	女	二	三	三	一	二	—	—	—	一一
一九一九年	男	七	五	三	二	四	—	—	—	二一
	女	七	二	三	二	一	—	—	—	一五
一九二〇年	男	八	六	四	三	二	—	—	—	二三
	女	—	六	一	三	二	—	—	—	一二
ケント 一九一八年	男	四	六	三	七	—	—	—	—	二〇
	女	四	一	二	二	—	—	—	—	九
一九一九年	男	六	四	五	三	七	—	—	—	二五
	女	五	三	一	二	二	—	—	—	一三
一九二〇年	男	五	五	三	三	三	三	—	—	二二
	女	四	四	四	—	三	一	—	—	一六
ポートブラクレー 一九一八年	男	五	—	二	二	二	—	—	—	一一
	女	三	二	四	二	二	—	—	—	一三

	第一年	第二年	第三年	第四年	第五年	第六年	第七年	第八年	合計
一九一九年 男	一	四	二	二	二	—	—	—	一一
一九一九年 女	一	三	二	四	二	—	—	—	一二
一九二〇年 男	三	一	四	—	一	—	—	—	九
一九二〇年 女	三	一	二	二	六	—	—	—	一四
タマス、クリストファー									
一九一七年 男	五	二	一	二	—	—	—	—	一〇
一九一七年 女	四	三	一	二	—	—	—	—	一〇
一九一八年 男	四	四	一	三	—	—	—	—	一二
一九一八年 女	八	三	一	二	—	—	—	—	一四
一九一九年 男	六	六	三	四	—	—	—	—	一九
一九一九年 女	九	四	一	三	二	—	—	—	一九
一九二〇年 男	八	三	二	七	四	—	—	—	二四
一九二〇年 女	一二	五	四	三	四	—	—	—	二八

回シアトル國語學校兒童身体檢査表（一九二二年九月調査）

	受検數	年齢 最長年月	年齢 最小年月	年齢 平均年月	身長 最長呎吋	身長 最小呎吋	身長 平均呎吋	体重 最重封度	体重 最輕封度	体重 平均封度	過去一ヶ年の身長増加 最大吋	過去一ヶ年の身長増加 最小吋	過去一ヶ年の身長増加 平均吋	過去一ヶ年の体重増加 最大封度	過去一ヶ年の体重増加 最小封度	過去一ヶ年の体重増加 平均封度
第一學年男	二五	一〇 五	七 二	七 一一	四 四	三 六	三 一〇	六四	四二	四八	—	—	—	—	—	—
同 女	二五	九 三	七 二	八 〇	四 二	三 七	三 九	六九	四〇	四七	—	—	—	—	—	—
第二學年男	二一	九 一一	七 三	八 六	四 一	三 七	三 一〇	七一	四〇	五一	四	二	二、七	二一	一	七、五
同 女	一九	一〇 二	七 六	八 五	四 一	三 六	三 一〇	一〇五	三八	五一	六	一	二、九	一〇	一	四、五
第三學年男	一二	一一 三	八 二	九 三	四 三	三 一〇	三 二	六五	四四	五三	四	一	二、二	一〇	四	六、七
同 女	一六	一〇 九	八 五	九 二	四 三	三 九	三 二	六一	四二	五一	三	一	一、九	一一	二	六、四
第四學年男	一九	一一 四	九 六	一〇 三	四 八	三 一一	四 二	九〇	五一	六四	二	一	一、七	二〇	四	九、八

同女	九	一一二	九五	一〇一	四四	三一一	四二	六八	五三	五八	三	二	二、四	一四	四	九、九
第五學年男	一四	一四〇	一〇一	一一二	五〇	四三	四八	九一	五八	七二	四	一	一、八	一六	四	一〇、三
同女	一二	一二三	一〇七	一一三	四八	四一	四四	九二	四九	六三	三	一	一、八	一二	四	八、一
第六學年男	一〇	一四三	一〇一一	一二二	五三	四二	四六	一一六	五三	七二	四	一	二、二	二一	五	一〇、〇
同女	一四	一四二	一〇五	一一一〇	四一〇	四五	四七	一三二	六四	七九	四	一	二、四	二二	四	一三、〇
第七學年男	六	一二一一	一二〇	一二六	四九	四六	四六	九三	六九	七六	二	一	一、五	一〇	六	七、〇
同女	一〇	一四八	一二四	一三三	五〇	四九	四一〇	一一三	七一	八八	三	一	二、〇	一八	三	一〇、〇
第八學年男	四	一四四	一三一〇	一四〇	五二	四九	五〇	一一六	七八	九六	三	二	二、二	一五	六	一〇、八
同女	七	一五四	一二六	一三五	五一	四七	四一〇	一一八	七二	九三	三	〇	二、一	一二	七	一〇、〇
補習科男	二	一四六	一二六	一三六	四六	四五	四六	八二	六五	七四	四	三	三、五	一〇	九	九、五
同女	四	一五八	一四九	一五二	五〇	四一〇	四一一	一二四	一〇二	一〇九	二	一	一、五	一〇	二	五、二

◎自一九〇〇至一九一〇拾年間ニ於ケル英語ヲ語リ得ザル日、支人人口及割合比較表

年別	人種別	男	割合	女	割合	男女合計	割合
一九一〇	支那人	二六、六三二	四〇、七	一、七三八	五〇、四	二八、三七〇	四一、二
	日本人	二二、八四八	三七、六	三、七一六	五四、二	二六、五六四	三、九三
一九〇〇	支那人	三一、一九一	三七、一	二、三〇七	六五、二	三三、四九八	三八、二
	日本人	一四、四四八	六二、六	三九五	四五、〇	一四、八四三	六六、六

在米日本人中文盲者は一九〇〇年米國々勢調査統計によれば左に表出する如く、日本人は米國に出生したる白人に次ぎ少數率を示し、支那人及び合衆國に移住したる白人の文盲率は遙かに高率を示し居れり又英語を理解し得ざる日本人は、別表の如く一九〇〇年に於ては稍多數なるも、一九一〇年度統計に示す所によれば其數激減せり、日本人の在留期間永きに從ひ減少しつゝあるは、同化努力の一證左とも云ふ可きなり。

◎千九百十年以前拾年間ニ於ケル人口總數ニ對スル無敎育者ノ割合

人口種別	合計	男	女
合衆國總人口	七、七	七、六	七、八
米國出生白人	三、〇	三、一	二、九
外國出生白人	一二、七	一一、八	一三、九
支那人	一五、八	一五、〇	三〇、二
日本人	九、二	八、六	一四、一

●宗教

西北部諸州に於ける邦人の社會及家庭の改善並に日米人の接觸に就ては宗敎關係者の貢献せし處尠からず一八九二年ワシントン州シアトル市に於て基督敎青年會なるもの設立せられ一八九九年浸禮敎會と改稱せられたり是れ邦人敎會設立の始めとす、タコマ市に於ては一八九四年基督敎青年會の設立を見たりしが後年バフチスト、ミッションと改め現に存在す、シアトル市に於ては一九〇四年美以敎會、一九〇六年に日本基督敎會（後年改めて東洋傳道と稱し現在日本人長老敎會と稱す）一九〇七年に組合敎會、一九〇八年に聖公會、一九二二年に救世軍等の設立を見たり浸禮敎會は其附屬の事業として一九〇三年に日本婦人ホームを設立して單獨渡米婦人の保護、啓發等に從事し約一万弗を投じて土地家屋を購入し婦人子供を收容する傍ら英語敎授、家政上の敎育を施し米國婦人傳道會と提携して婦人社交上の聯鎖となり又た日曜學校、幼稚園を設け青年子女並に小學校就學年齢未滿の子女敎養に努めつゝあり而して最近約四万三千弗を投じて宏壯なる會堂を建築したり、美以敎會亦約一万五千弗を投じて會堂を建設し別に婦人ホーム、幼稚園を設けて青年子女の爲め有力なる働きをなし組合敎會、聖公會、長老敎會等何れも傳道、說敎等の外に日曜學校或は英語學校を經營して邦人社會啓發に貢献す、タコマ市にはメソヂスト敎

會、スポーケン市にはメソヂスト、ミッションあり。オレゴン州ポートランド市にはメソヂスト教會ありて幼稚園、日曜學校等を經營す、モンタナ、アイダホ兩州には別に邦人設立の教會或はミッションと稱すべきものなきも各教會の牧師は巡廻傳道を行ひ各地の米人教會に赴くもの多し、一九〇一年にシアトル市に佛教青年會の設立を見たりしが一九〇八年約二万弗を投じて會堂を建築し佛教會と改稱し日曜學校巡廻傳道等に從事すタコマ市とタマスにも亦佛教會あり、以上は何れも眞宗にしてシアトル市には別に日蓮宗傳道所あり、西北部諸州の都會に於て一般米國人の教會に禮拜に行くものは人口の約一割、日曜學校に行く幼年子女は二割なりとの見當なるが日本人も亦全人口の約一割位は基督教會及佛教會に行き幼年子女は約八割乃至九割日曜學校に行くと云ふ。

●社交、娯樂、犯罪及び衛生

在留邦人間の社交機關としては各地に日本人會、縣人會、青年會、婦人會、實業俱樂部、學生俱樂部等あり日米人接觸の社交機關と稱すべきものなきも各地の商業會議所、基督教青年會、基督教婦人會等は常に邦人の加入を歡迎し社交機關の一助となる、社交上の事は同人種間に於てすら職業、生活、社會上の地位或は家庭の關係よりして容易に抱括的に行はるゝこと至難にして米國に於ける邦人は人種僻見、排日等の寔に不快なる空氣の裡に生活するを以て一層困難なる狀態に在り、日白人聯合社交機關の設立に就ては從來幾度か試みられたることありしも其永續發展頗る困難なり、娯樂はゴルフ、ベースボールテニス、柔道、相撲、撞球等の設備あり又た日本より各種の興行團の渡米するものあると同時に邦人間に音樂會等の催しありて甚だ幼稚なれども現在の邦人社會に慰安を與ふるの途あり、青年子女の運動は日白人間に屢々競技を行ひ相互親善を促進するの機會あり。

犯罪は各國移民初期の通弊たる賭博、傷害罪等多く禁酒法實施以來禁酒法違反者續出したりしが邦人の犯罪は何れも低級の犯罪にして別表に示すが如き統計に依るも邦人社會狀態の改善と共に當然減少すべ

き運命を有するものなり、各國移民の犯罪統計を得ること困難にして之を邦人と比較對照するの便なきも一般刑事々故は人口の割合より見るときは寔に少數の割合なりとす。

■在留邦人犯罪者統計ノ一（自一九〇一年至一九二〇年華州々立監獄署記錄）

過失殺人罪	一〇
竊盜罪	九
故殺罪	八
傷害罪	六
謀殺罪	四
持兇器傷害罪	三
強盜罪（二等）	三
署名僞造罪	二
強盜罪	二
醜業婦ニヨリ生活セシモノ	二
殺人未遂罪	二
姦通罪	一
妻ニ醜業ヲナサシメタルモノ	一
醜業婦ト同棲セシモノ	一
詐欺取財	一
合計	五五

■在留邦人犯罪者統計ノ二（自一九二一年一月至仝年十二月華州キング郡裁判所記錄）

一九二一年中華州キング郡裁判所に於ける日本人に關する刑事裁判事件々數は總計三百九十五件其内有罪宣告を受けたるもの三百五十七件、無罪の宣告を受けたるもの五件、裁判棄却となりたるもの卅三件罰金總額一万一千八百四十七弗、監獄服役者十九、再犯以上三十ありたり、之を細別すれば次の如し。

犯罪種別	有罪宣告	裁判棄却	罰金	再犯以上
一、交通法違反	一〇一件	一件	三六〇弗	一件
一、速力法違反	三〇	一	四五九	一

一、泥醉自動車使用	三	一	三二五	｜	
一、不注意自動車使用	五	二	一九五	｜	
一、泥醉セル者	三九	一	四五〇	三	
一、禁酒法違反	七八	五	七、八九〇	一〇	放免五件
一、治安妨害	一九	一三	｜	一	
一、賭博犯	二二	四	二八五	｜	
一、兇器ヲ持テル者	五	二	一〇〇	｜	
一、醜業犯	四	一	三五〇	｜	放免一件
一、傷害犯	二	一	三五	｜	
一、消防規則違反	六	｜	一三〇	｜	
一、度量衡取締規則違反	六	｜	八六	｜	
一、衛生規則違反	六	四	七〇	｜	
一、建築規則違反	一八	｜	三八五	｜	
一、無鑑札營業	三	｜	二〇	｜	
一、公園規則違反	一	｜	二	｜	
一、電車只乗	一	｜	二〇	｜	
一、狩獵、漁業法違反	二	｜	六〇	｜	
一、雜	一	｜	一五	｜	

キング郡裁判所に於て取扱ひたる刑事裁判總數一万四千七百二件、處罰件數一万二千、禁酒法違反一

千百九件、其内處罰せられたる者七百六十八人、却下五十八件、無罪六十八人、違反者不明二百十一、罰金五万五千弗、尙ほ同期間に於ける治安裁判所の裁判總數二千七百七十件內日本人に關する事件八十八、類別小窃盜三、大窃盜五、治安妨害二、持兇器二、夜盜一、抵當物異動二、一等傷害犯一、二等傷害犯二、スチーム計量器邪魔三、狩獵漁業犯二二、交通法違反一八、速力過度二、泥醉一、禁酒法違反二〇、食料商標變更一、文書僞造一、殺人一、

衞生狀態は一般生活の程度向上せしため移民渡航初期に比し著しく改善せられしも、勞働過重、住宅不完全、或は勞働中他より病氣を感染し易き勞働に從事するものあるを以て結核病患者多し地方農園、山林、鐵道、漁場等に勞働するものは比較的優良なれども衞生思想缺如して一般米人社會に比し遜色あるを遺憾とす、幼兒の死亡率は一般米人に比し頗る高率を示めすは邦人生活の改善を要するを証す、左に出生死亡統計を揭げて其概況を示すべし。

回 自一九一〇年 至一九二一年 在シアトル帝國領事館管內在留日本人出生死亡月別統計表

米國西北部聯絡日本人會調查

千九百十年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	一一	一〇	二一	七	一	八	四	九	一三
二月	一四	一〇	二四	七	三	一〇	七	七	一四
三月	一〇	一四	二四	八	三	一一	二	一一	一三
四月	一五	一四	二九	七	一	八	八	一三	二一
五月	一二	一二	二四	六	二	八	六	一〇	一六
六月	一二	一二	二四	三	—	三	九	一二	二一

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
七月	八	八	一六	九	一	一〇	減一	七	六
八月	五	六	一一	六	二	八	減一	四	三
九月	一三	一四	二七	一〇	一	一一	三	一三	一六
十月	一二	一〇	二二	九	一	一〇	三	九	一二
十一月	一三	一〇	二三	八	｜	八	五	一〇	一五
十二月	一〇	一二	二二	九	二	一一	一	一〇	一一
計	一三五	一三二	二六七	八九	一七	一〇六	四六	一一五	一六一

千九百十一年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	三四	三一	六五	一六	四	二〇	一八	二七	四五
二月	九	一三	二二	三	三	六	六	一〇	一六
三月	二一	一六	三七	六	三	九	一五	一三	二八
四月	一〇	一五	二五	四	三	七	六	一二	一八
五月	六	一五	二一	六	三	九	｜	一二	一二
六月	一一	一三	二四	六	三	九	五	一〇	一五
七月	一二	一一	二三	四	二	六	八	九	一七
八月	一三	一三	二六	五	一	六	八	一二	二〇
九月	二五	二〇	四五	一〇	三	一三	一五	一七	三二
十月	一八	一五	三三	四	｜	四	一四	一五	二九
十一月	一九	二〇	三九	八	二	一〇	一一	一八	二九

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
十二月	一〇	六	一六	五	一	六	五	五	一〇
計	一八八	一八八	三七六	七七	二八	一〇五	一一一	一六〇	二七一

千九百十二年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	二〇	一六	三六	七	一	八	一三	一五	二八
二月	二一	一八	三九	一一	五	一六	一〇	一三	二三
三月	二八	一五	四三	五	一	六	二三	一四	三七
四月	一四	一四	二八	四	三	七	一〇	一一	二一
五月	一二	一一	二三	三	二	五	九	九	一八
六月	二一	二二	四三	七	三	一〇	一四	一九	三三
七月	二六	三一	五七	八	四	一二	一八	二七	四五
八月	二六	三一	五七	八	四	一二	一八	二七	四五
九月	三〇	二一	五一	一一	三	一四	一九	一八	三七
十月	一六	一五	三一	一一	一	一二	五	一四	一九
十一月	一五	一七	三二	七	三	一〇	八	一四	二二
十二月	一〇	一一	二一	三	二	五	七	九	一六
計	二三九	二二二	四六一	八五	三二	一一七	一五四	一九〇	三四四

千九百十三年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	七	二一	二八	二	三	五	五	一八	二三
二月	二〇	二一	四一	五	二	七	一五	一九	三四
三月	九	一七	二六	五	三	八	四	一四	一八
四月	二四	二二	四六	四	二	六	二〇	二〇	四〇
五月	二七	二三	五〇	五	三	八	二二	二〇	四二
六月	九	八	一七	八	｜	八	一	八	九
七月	二五	一九	四四	六	三	九	一九	一六	三五
八月	二七	二〇	四七	九	一	一〇	一八	一九	三七
九月	一八	一四	三二	八	三	一一	一〇	一一	二一
十月	一一	七	一八	六	五	一一	五	二	七
十一月	一一	一七	二八	七	二	九	四	一五	一九
十二月	一〇	一五	二五	七	一	八	三	一四	一七
計	一九八	二〇四	四〇二	七二	二八	一〇〇	一二六	一七六	三〇二

千九百十四年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	一四	一二	二六	七	一	八	七	一一	一八
二月	一五	一〇	二五	五	二	七	一〇	八	一八
三月	一六	二〇	三六	七	｜	七	九	二〇	二九
四月	二四	二六	五〇	八	三	一一	一六	二三	三九
五月	一四	二四	三八	八	三	一一	六	二一	二七

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
六月	一四	二七	四一	九	五	一四	五	二二	二七
七月	二七	三三	六〇	四	四	八	二三	二九	五二
八月	二〇	二九	四九	七	五	一二	一三	二四	三七
九月	一六	二三	三九	八	一	九	八	二二	三〇
十月	二二	一七	三九	五	一	六	一七	一六	三三
十一月	一二	一八	三〇	四	五	九	八	一三	二一
十二月	二三	二一	四四	三	四	七	二〇	一七	三七
計	二一七	二六〇	四七七	七五	三四	一〇九	一四二	二二六	三六八

千九百十五年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	一九	一八	三七	五	—	五	一四	一八	三二
二月	二〇	一七	三七	五	三	八	一五	一四	二九
三月	二七	二〇	四七	八	四	一二	一九	一六	三五
四月	二五	一四	三九	八	五	一三	一七	九	二六
五月	二二	三八	六〇	七	五	一二	一五	三三	四八
六月	二六	二五	五一	七	二	九	一九	二三	四二
七月	二二	一二	三四	六	四	一〇	一六	八	二四
八月	一七	一七	三四	八	二	一〇	九	一五	二四
九月	一六	一六	三二	六	二	八	一〇	一四	二四
十月	一二	二一	三三	六	二	八	六	一九	二五

千九百十六年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
十一月	二八	二三	五一	六	六	一二	二二	一七	三九
十二月	二九	二五	五四	五	四	九	二四	二一	四五
計	二六三	二四六	五〇九	七七	三九	一一六	一八六	二〇七	三九三

千九百十七年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	二九	二六	五五	二	一	三	二七	二五	五二
二月	二〇	一七	三七	八	四	一二	一二	一三	二五
三月	二二	三九	六一	七	一〇	一七	一五	二九	四四
四月	三六	二一	五七	八	二	一〇	二八	一九	四七
五月	二三	一九	四二	四	四	八	一九	一五	三四
六月	一九	一七	三六	一一	三	一四	八	一四	二二
七月	二六	二七	五三	六	五	一一	二〇	二二	四二
八月	三六	二四	六〇	五	三	八	三一	二一	五二
九月	一六	一三	二九	五	一	六	一一	一二	二三
十月	三一	二六	五七	九	一	一〇	二二	二五	四七
十一月	一〇	一〇	二〇	五	二	七	五	八	一三
十二月	二一	一九	四〇	七	六	一三	一四	一三	二七
計	二八九	二五八	五四七	七七	四二	一一九	二一二	二一六	四二八

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	一八	一四	三二	六	一	七	一二	一三	二五
二月	二四	二八	五二	四	四	八	二〇	二四	四四
三月	二四	二七	五一	七	四	一一	一七	二三	四〇
四月	三九	二四	六三	七	五	一二	三二	一九	五一
五月	二七	二八	五五	一〇	六	一六	一七	二二	三九
六月	三四	三二	六六	一三	六	一九	二一	二六	四七
七月	一八	一九	三七	六	五	一一	一二	一四	二六
八月	二四	二〇	四四	六	―	六	一八	二〇	三八
九月	一一	一五	二六	四	二	六	七	一三	二〇
十月	二五	二三	四八	五	二	七	二〇	二一	四一
十一月	二七	二六	五三	六	三	九	二一	二三	四四
十二月	二九	二八	五七	四	二	六	二五	二六	五一
計	三〇〇	二八四	五八四	七八	四〇	一一八	二二二	二四四	四六六

千九百十八年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	二七	三二	五九	三	一	四	二四	三一	五五
二月	二七	二八	五五	六	七	一三	二一	二一	四二
三月	三二	一九	五一	六	五	一一	二六	一四	四〇

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
四月	三七	四〇	七七	八	七	一五	二九	三三	六二
五月	二四	二九	五三	九	四	一三	一五	二五	四〇
六月	三〇	三二	六二	九	三	一二	二一	二九	五〇
七月	三二	二六	五八	八	五	一三	二四	二一	四五
八月	二四	三二	五六	四	四	八	二〇	二八	四八
九月	二二	二〇	四二	二	三	五	二〇	一七	三七
十月	三四	三二	六六	一六	七	二三	一八	二五	四三
十一月	三一	二二	五三	三三	一四	四七	減二	八	六
十二月	三三	一四	四七	三七	一三	五〇	減四	一	減三
計	三五三	三二六	六七九	一四一	七三	二一四	二一二	二五三	四六五

千九百十九年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	三二	三八	七〇	二七	一五	四二	五	二三	二八
二月	五〇	三二	八二	一九	九	二八	三一	二三	五四
三月	三九	四一	八〇	一二	七	一九	二七	三四	六一
四月	四〇	五〇	九〇	一三	七	二〇	二七	四三	七〇
五月	四九	三二	八一	一五	一二	二七	三四	二〇	五四
六月	四〇	三〇	七〇	八	七	一五	三二	二三	五五
七月	三〇	二九	五九	一六	五	二一	一四	二四	三八
八月	三六	二八	六四	六	八	一四	三〇	二〇	五〇

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
九月	二九	三二	六一	四	五	九	二五	二七	五二
十月	三六	二八	六四	四	三	七	三二	二五	五七
十一月	三一	四〇	七一	九	三	一二	二二	三七	五九
十二月	三〇	三二	六二	三	五	八	二七	二七	五四
計	四四二	四一二	八五四	一三六	八六	二二二	三〇六	三二六	六三二

千九百二十年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	四四	五八	一〇二	三	六	九	四一	五二	九三
二月	三六	三二	六八	一六	一一	二七	二〇	二一	四一
三月	四四	四三	八七	二四	一四	三八	二〇	二九	四九
四月	五〇	四一	九一	一四	八	二二	三六	三三	六九
五月	三五	三四	六九	一七	一三	三〇	一八	二一	三九
六月	三二	四〇	七二	一一	九	二〇	二一	三一	五二
七月	三二	三〇	六二	一〇	四	一四	二二	二六	四八
八月	二五	二八	五三	一一	九	二〇	一四	一九	三三
九月	三五	二七	六二	四	三	七	三一	二四	五五
十月	二〇	二七	四七	六	五	一一	一四	二二	三六
十一月	二八	三四	六二	五	二	七	二三	三二	五五
十二月	一八	二五	四三	九	四	一三	九	二一	三〇
計	三九九	四一九	八一八	一三〇	八八	二一八	二六九	三三一	六〇〇

千九百二十一年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	三四	四五	七九	六	六	一二	二八	三九	六七
二月	二九	五三	八二	七	三	一〇	二二	五〇	七二
三月	三五	四九	八四	一一	三	一四	二四	四六	七〇
四月	四二	四二	八四	一四	九	二三	二八	三三	六一
五月	四七	三九	八六	五	五	一〇	四二	三四	七六
六月	三九	二八	六七	七	四	一一	三二	二四	五六
七月	二九	二八	五七	六	一	七	二三	二七	五〇
八月	二七	二七	五四	一二	四	一六	一五	二三	三八
九月	三六	三七	七三	四	四	八	三二	三三	六五
十月	四〇	二五	六五	二	一	三	三八	二四	六二
十一月	二四	二六	五〇	六	四	一〇	一八	二二	四〇
十二月	二五	三〇	五五	六	二	八	一九	二八	四七
計	四〇七	四二九	八三六	八六	四六	一三二	三二一	三八三	七〇四

千九百二十二年

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一月	三四	三一	六五	七	一	八	二七	三〇	五七
二月	三五	三四	六九	一〇	三	一三	二五	三一	五六

月別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
三月	二九	二六	五五	一〇	八	一八	一九	一八	三七
四月	二六	二三	四九	一四	八	二二	一二	一五	二七
五月	二三	二五	四八	一〇	八	一八	一三	一七	三〇
六月	二二	一八	四〇	一〇	四	一四	一二	一四	二六
七月	二二	一九	四一	一	八	九	二一	一一	三二
八月	二五	一五	四〇	一	三	四	二四	一二	三六
計	二一六	一九一	四〇七	六三	四三	一〇六	一五三	一四八	三〇一

回 自一九一〇年至一九二一年 在シアトル帝國領事館管内在留日本人出生死亡年別統計表

年別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一九一〇年	一三五	一三二	二六七	八九	一七	一〇六	四六	一一五	一六一
一九一一年	一八八	一八八	三七六	七七	二八	一〇五	一一一	一六〇	二七一
一九一二年	二三九	二二二	四六一	八五	三二	一一七	一五四	一九〇	三四四
一九一三年	一九八	二〇四	四〇二	七二	二八	一〇〇	一二六	一七六	三〇二
一九一四年	二一七	二六〇	四七七	七五	三四	一〇九	一四二	二二六	三六八
一九一五年	二六三	二四六	五〇九	七七	三九	一一六	一八六	二〇七	三九三
一九一六年	二八九	二五八	五四七	七七	四二	一一九	二一二	二一六	四二八
一九一七年	三〇〇	二八四	五八四	七八	四〇	一一八	二二二	二四四	四六六
一九一八年	三五三	三二六	六七九	一四一	七三	二一四	二一二	二五三	四六五
一九一九年	四四二	四一二	八五四	一三六	八六	二二二	三〇六	三二六	六三二
一九二〇年	三九九	四一九	八一八	一三〇	八八	二一八	二六九	三三一	六〇〇
一九二一年	四〇七	四二九	八三六	八六	四六	一三二	三二一	三八三	七〇四
計	三、四三〇	三、三八〇	六、八一〇	一、一二三	五三五	一、六七六	二、三〇七	二、八二七	五、一三四

▣同　各年一ケ月平均出死亡數

年別	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一九一〇年	一一、一二人	一一、〇〇人	二二、二五人	七、四二人	一、四二人	八、八三人	三、八三人	九、八五人	一三、四三人
一九一一年	一五、六七	一五、六七	三一、三三	六、四二	二、三三	八、七五	九、二五	一三、三三	二二、五八
一九一二年	一九、九二	一八、五〇	三八、四二	七、〇八	二、六七	九、七五	一二、八三	一五、八三	二八、六七
一九一三年	一六、五〇	一七、〇〇	三三、五〇	六、〇〇	二、三三	八、三三	一〇、五〇	一四、六七	二五、一七
一九一四年	一八、〇八	二一、六七	三九、七五	六、五二	二、八三	九、〇八	一一、八三	一八、八三	三〇、六七
一九一五年	二一、九二	二〇、五〇	四二、四二	六、四二	三、二五	九、六七	一五、五〇	一七、二五	三二、七五
一九一六年	二四、〇八	二一、五〇	四五、五八	六、四二	三、五〇	九、九二	一七、六七	一八、〇〇	三五、六七
一九一七年	二五、〇〇	二三、六七	四八、六七	六、五〇	三、三三	九、八三	一八、五〇	二〇、三三	三八、八三
一九一八年	二九、四二	二七、一七	五六、五八	一一、七五	六、〇八	一七、八三	一七、六七	二一、〇八	三八、七五
一九一九年	三六、八三	三四、三三	七一、一七	一一、三三	七、一七	一八、五〇	二五、五〇	二七、一七	五二、六七
一九二〇年	三三、二五	三四、九二	六八、一七	一〇、八三	七、三三	一八、一七	二二、四二	二七、五八	五〇、〇〇
一九二一年	三三、九二	三五、七五	六九、六七	七、一七	三、八三	一一、〇〇	二六、七五	三一、九一	五八、六七

▣同　十二ケ年間ニ於ケル一ケ年平均出生死亡數

	出生 男	出生 女	出生 計	死亡 男	死亡 女	死亡 計	差引増加 男	差引増加 女	差引増加 計
一ケ年平均	二八五、八三人	二八一、六六人	五六七、五〇人	九三、五八人	四六、〇八人	一三九、六六人	一九二、二五人	二三五、五九人	四二七、八三人

四、日本人對米人の關係

一八八五年華州に於ける排支暴動後移住せる邦人は殆んど全部勞働者にして其大多數は人口稀薄にして白人勞働者の競爭無きアイダホ州、モンタナ州に勞働せるを以て對日感情は極めて良好なりしなり、尚

ほ當時は西北部沿岸諸州の政權は資本家の壟斷する所となり居りし際とて邦人勞働者に對しては何等政治的壓迫も無かりき、殊に當時アラスカ金鑛の發見と共に白人勞働者の北上するものも多く從つて一層日本人勞働者との競爭を見ざりし次第なり、一方日本郵船會社は大北鐵道と提携して太平洋海運業に染手せるを以て地方的經濟關係は一層密接となり對米關係は各方面に於て圓滿なるものありき。

●社交關係

初め邦人が華州方面に移住したる時は米人社會も無秩序にして市民の大多數は淳朴にして人種的僻見、階級的排斥の念强烈ならず開拓者時代に共通なる相互共濟の義俠的精神に富み日本人に對しても米國人相互に對すると同樣の態度を以て接するの風ありき、尙日露戰爭當時に於ては米國一般輿論が日本に對して良好なりし爲め邦人に對して一層友誼的態度を示せり、同時に在留日本人先輩も邦人の風紀を革正し日米人の接近提携を計り感情の融和に努めたる結果、一九〇九年アラスカ、ユーコン太平洋博覽會が沙港に開會せられ當し時より今日に至る迄、在留日本人は物質上に多大の犧牲を拂ひたるも加州方面と多少趣きを異にし、營業上社交上差別的取扱ひを受くる事無かりき、其後時勢の變遷は動ともすれば排日の聲を耳にするに至りたるは遺憾とする所なるが社交的には尙露骨の排斥なく社交團体、婦人團体は同胞の加入を歡迎しつゝあり。

●經濟關係

在米邦人が專ら勞働のみに從事し獨立營業者少數なりし時代は其蓄積せる金は悉く日本送金となり米人との經濟關係皆無なりと云つて過言ならず、日常消耗品を店舗より買入るゝか或は少數の營業者が有せし銀引取引が其唯一連鎖たりしなり、然るに一九〇九年の頃より商業、農業に從事するもの增加し地方的經濟關係漸く密接となり勞働者も家族を迎へて定住の企てをなし、日本送金は減少し、米國に於ける投資增加し、地方銀行商店との關係益々密接なるに至れり、最近に於ては獨り小取引のみならず米人の

企業に進んで投資するものさへ生じ、殊に大戰前後に於て日本大會社、大商店、大銀行の支店出張所の沙港に開設せらるゝもの續出し、現在に於て沙港商業會議所の邦人會員は九十四名を算するに至れり。一九一〇年より一九一九年に至る十ヶ年間に亘り沙港郵便局を經由せる日本移民の郷里送金は一千二百万弗一ヶ年の平均百万弗強に當る、此外タコマ市、ポートランド市、スポーケン市の郵便送金を通計するも總額は其倍額に達せず更らに此外銀行經由の送金ありしも極めて少額なりし、之れを要するに西北部沿岸諸州に居住せる邦人の郷里送金は年々四百万弗內外なりしと見て大過なからん、其後獨立營業者農業家の增加に從ひ地方銀行貯金は增加し昨年末の調査によれば貿易資金以外の日本人の銀行預金は華州內に於てのみ六百万弗を下らず、貿易業者以外の事業投資額例へば土地、農業、商業一切を合して一千八百万弗に達し、零細資金として右の外九百五十万餘弗を算し得べし、從つて之れに貿易關係者の資金を合計すれば可成りの巨額に達する事となれり斯の如くして米國人側より見れば日本人の經濟的能力は無視するを得ざるに至れり、而して日本人は地方銀行との取引に於ても誠實なる態度を以てし信用を重んずるを以て米人に金融を計らざる銀行にして尙日本人と喜んで取引をなすもの少なからず、日本人に對しては資力以上に信用貸出しをなす例甚だ多し。

◉雇傭關係

在留日本人にして米人の傭人たるもの多きと共に米人にして日本人の傭人たるものも少なからず、華州內の銀行、會社、商店、農園、レストラント、洗濯業其他日本人關係事業に雇傭せらるゝ米人の男女は二百名を超ゆ、而して其關係共に圓滿にして何れも滿足して就働しつゝあり、尙此の外日本人關係事業に附隨する事業に雇はれ居る白人は可成りの多數に達す可し。

五、排日變遷の梗概

米國に於ける排日の聲は遠く卅年前加州に起つて以來幾多の變遷曲折を重ね其原因も多種多様なりと雖も一言にして云へば日本移民の密集に起れるものにして其窮極する所は畢竟人種的僻見と經濟的理由によるものなり、米國移民史を繙けば其建國の大精神として自由、平等、博愛を標榜するに拘らず實際に採り來れる階梯は盡く新來人種迫害の歴史にして之れを愛蘭人、猶太人、伊太利人、獨逸人、スカンデナビヤ人、支那人の實例に徵するも皆順次迫害を重ねたるものにして異人種排斥の事實は獨り我日本人にのみ見る特例にあらず、而かも昔日に於ける迫害行爲は之れを現在の夫れに比すれば更らに猛烈にして暴行至らざる無く實に排他主義は米國發展史を通じて流るゝ一大暗黑潮流たりしなり。

◉日本人勞働者排斥

抑も日本人排斥の端緒は一八八六年加州、桑港に於てドクトル、オードンネルなるもの桑港市一吏員たらんと欲し勞働者を煽動して邦人排斥運動を起せしに始まる、即ち彼等は『支那人逐はざる可からず』を標榜して排支運動に成功せるに鑑み再び之を日本人に適用して政爭の具に供せんとせしものなり、當時加州に於ける日本人數は僅かに四百名内外に過ぎざりしを以て其運動は全く失敗に歸したりしも之れ米國に於ける排日運動の嚆矢とす。超えて一八九五年桑港にペスト病發生するや之れ東洋人特有のものなればとて日支人を非難攻擊し加ふるに桑港に於ける勞働同盟及び大工職組合と資本家側との爭ひは其餘沫を日支人に及ぼし排日の聲は漸く高く、一九〇五年に於て亞細亞人排斥協會なるもの組織せられ、次いで日韓人排斥協會と變じ、チベットモーなるもの之れが首領となり加州は勿論北は華州及び英領加奈陀に至る迄其支部を設け日韓人排斥を唱導し英領加奈陀晩香坡市に於ける暴動及び桑港日本人學童隔離問題を誘發せしめたり。

當時彼等の主張せる排日理由なるものは長時間低勞銀を以て勞働する日本人を排斥せんとするにあり從つて排斥運動の中堅及び其範圍は勞働者間にありて日本移民の制限を唱導したるなり、殊に一部野心政

治家は勞働者の排日運動を利用し之に迎合し只管其歡心を得ん事に努め政治的に之れを利用せるを以て排日思想は一層勢を加ふるに至れり、當時の日本人に對する非難の要點を擧ぐれば

一、日本人は職業上の價値標準を無視して長時間低勞銀に甘んじ白人勞働者に對抗す

二、日本人は生活程度劣等にして米國人は彼等と生活上の競爭に堪へず

三、日本人は其取得せる金錢を故國に送り經濟上米國に何等貢献をなさず

四、日本人は日常消耗品の總てを故國より供給を仰ぎ米國製品を需用せず

五、日本人は愛國心強く又彼等の政治道德は米國人の夫れと一致せず同化の素質を欠く

六、日米文明の根本的相違は日本人が米國に移住するも其固有の文明を捨てず米國文化に惡影響を及ぼす

七、日本人は密集群居して自國固有の風俗習慣を改めず

八、米國は絶對に米國人の米國たらざる可からず

九、斯かる國民を入國せしむるは米國に於ける人種問題を一層紛糾せしむ

斯くして一九〇七年には學童問題桑港に誘發せられ、轉航禁止、日本勞働移民入國を禁止せる日米紳士協約の締結となり超えて一九一三年には加州に於ける外國人土地所有權禁止及び借地權制限の法律制定せらるゝに至れり。

排日問題誘發の當初に於ては日本人が長時間低勞銀に甘んずる點を攻撃し、一八八二年に成功せる支那人排斥法の實果も、日本人の渡航を禁止するに非れば何等得る所なく、往年白人勞働者が支那勞働者の爲めに苦しめられたる歷史は亦茲に繰返へさるゝものなりとし其渡航禁止を絶叫せるは如上の如し、而も當時政權に據れる共和黨政府は、極端なる國產保護政策を採用し、高率關稅則を制定し、廉價の外品輸入を防ぎ、米國產業の發達を熱望せし結果、移民の大移入を奬勵せる爲めに勞働階級は之れに對し全米勞働同盟を中心として外國移民の渡來制限を主張し、階級利益の擁護に努めたり、勞働者側の主張は外

國品の輸入を杜絶して內地產業の發達に資せんとせば低廉なる外國勞働者の侵入をも防ぎ資本家保護と勞働者保護とを對立並行するの途に出でざる可からず、斯くて民力の充實を得、國產に對する需要の增加を助長し得べく保護の本旨を達成し得るなり、然るに獨り外品の流入を防ぐに汲々として物價を騰貴せしめ勞働者に何等の保護を與へざらんか勞働階級は資本階級の利益增進の犧牲となり資本階級は勞働階級の犧牲より其私腹を肥すの偏頗的事實の發生を見る可し、從つて政治の公平を期せんとせば產業保護の半面に勞働利益保護を忘る可からずと云ふにあり。

斯くの如くして排日運動は各所に行はれ支那人に代りて鐵道、鑛山、農園に入込める日本勞働者に對し各地方の白人同種勞働者は暴力により或は商店を強壓し之れと聯合して不賣同盟により、有ゆる手段を以て迫害を重ねたるが、日本勞働者の雇主たる資本家は又有ゆる方法を講じて邦人勞働者を保護せり、事情斯くの如くなりしを以て日本人對米人勞働組合は殆かも仇敵の如き關係となり日本人の組合加盟を許すが如きは當時に於ては夢想だに爲し得ざりし所なり、然るに時勢の推移は此大勢を一變せしむるに至れり、即ち勞働階級は日本移民の渡航を禁止せむとしたる目的の主要部が達成せられたる今日之れ以上に邦人勞働者を迫害して常に組合勢力圈外に放任する事は偶々日本勞働者をして勞働組合破壞者たるの地位に立たしむる事となり團体運動上に支障少なからざるを以て寧ろ進んで之れを包容し訓練し、階級的運動の一助たらしめんとするの態度を採るに至れり、邦人も亦米國に渡來して勞働者として生活する以上其階級利益を無視して經濟秩序を破壞する事の誤れるを自覺し努めて階級利益增進に一致せんとするの態度を採れる爲め、兩者の關係は近年頗る融和するに至れり、殊に一九一九年初頭に於て沙港を中心として斷行せられたるゼネラル、ストライキ當時日本勞働者は米人勞働組合と一致の行動を共にせし以來更らに兩者の關係は密接の度を增せる感あり、之れを前掲移民調查會に於けるユニオン、レコード紙主筆イー、ビー、アルト氏の證言に徵するも、邦人勞働者の全米勞働同盟加入勸誘の事實に徵するも、た又最近華州排日土地法制定當時に於てシアトル、タコマ兩地の中央勞働會議の排日土地法反對聲明

に徵するも兩者の關係良好に向ひつゝあるを察知するに足る可し。

●獨立營業者排斥

邦人渡來の當初に於ては勞働本位の狀態にありしも年を經るに從ひ小規摸獨立營業に從事するもの起り農業、宿屋、小商店、洗濯業、理髮業等の獨立事業は到る所に經營せらるゝ事となれり、而して最近四五年間に於ては前揭營業統計表に表出するが如く多種の營業に從事するに至れり、從つて從來日本人と經濟的競爭者たりし白人勞働者は今日の敵に非らず、現在に於ては小資本を以て日本人の營業と同種營業に從事するもの、其競爭者たる地位に立つに至れり、加州方面に於ては日本人は著しく農業に發展したるを以て小作農業者間に排日運動起り近年西北部諸州に於ても亦農業者に排日氣勢擧り、華州內に於てはレストラント、洗濯業、ホテル業、青物商、理髮店の發展著しかりし爲め白人同業者の反抗運動起れり、沙港に於ては既に廿年以前に於て日本人理髮業に對する排斥運動起り、超えて數年後青物商に對する排斥運動起り邦人同業者は卸仕入れを市內に求め得ず遠く東部より商品を仕入れて其苦境を脫せる實例あり、更らに一九二〇年に於てはホテル、古物商、球場、マーケット業者に對し市法規を制定して殘酷峻嚴なる取締りを斷行し邦人營業者を排斥せんと企てたり、また海運業者、貿易業者間にも斷へず猛烈なる競爭起り現に昨年合衆國中央議會を通過せるジョーンス航海法案の如き明らかに日本海運業に打擊を與へんとしたるものなり。

殊に最近排日立法を制定するに至れる最大原因は顯著なる發達を遂げし邦人農業家を農園より驅逐せんとする經濟的理由によるものにして斯くて昔日の勞働排斥は今日に於ては營業排斥となり從つて排日の表面理由も變更せらるゝに至れり、今其代表的意見とも見る可き加州サクラメント、ビー新聞發表マクラッチーの移民調査會に於ける陳述を引用せんに前記勞働者側の排日理由との間に大變化を認め得べく彼等は口に人種的僻見を否認するも其證言を熟讀し兩者の理由を比較する時に其根底に人種的僻見の横

はるを知るを得べし。

ブイ、エス、マクラッチー氏証言（一）

『日本人問題は素と經濟問題にして人種問題にあらず、余の所論基礎に一點の人種的僻見を有するものにあらざる事を了知せられ度し、在米日本人は秩序あり、法に遵ひ、勤勉にして節約、加ふるに事に當り旺盛なる精力を發揮す、然れども彼等は貪慾にして、財の飽く事を知らず、爲めに米國社會組織を往々破壊して顧みざるものあり、今日本人を排斥すべき理由を擧げんに

一、日本人は實際上同化不可能の人種なり
二、平和的侵略は彼等の素志なり
三、日本兒童出生率の高さは米國社會に多大の威嚇なり
四、日本人の經濟的發展勢ひ盛んなる今にして策を講ぜずんば遂ひに阻止するに途なからん
五、日本人が二重國籍により二重の忠誠を誓ふは不誠意と云はざる可からず
六、日本人に對し支那人排斥法を適用して禍を未然に防ぐ必要あり
七、排斥法の實施は今に於て爲す事の最も時期を得たるものなり

以上七點は余の日本人排斥を主張する主要論據にして、日本人が到底同化し得べき人種に非らざるは過去幾多の事實に徵するも明瞭にして特に論議を要せず、同化を徹底的ならしめんは雜婚によるの外途なし、然るに米國內日白結婚を禁止せる州少なからず、日白結婚が結果より云つて、悉く悲慘なる終局を齎らすを見ば、蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらん、更らに日本政府は其國民を米國各州に分布散在せしめて、平和的侵略を行はんとし、特に其國民を農業に從事せしめ、米國基本產業の支配權を掌握せん事を企つ、日本人にして米國に在留する者今や十五万に達す、其中十万は加州に在留す、此の一事に徵するも紳士協約の何等實効なきを察するに足るべく、約五万人の日本人(其多數は勞働者)は該協約實施後に入米せるものなり、在加州日本人男女別を示せば成年男子六万人、成年女子一万五千人、兒童二万五

千人なり、殊に驚く可きは日本人出生率の高き事にして、千人に就き四六人四四の割合を示せり、他國人の出生率が一六人五九なるに比して如何に高率になるやを知るに足る可し、而して米國に出生せる之等兒童は、米國憲法の保障により悉く米國市民となり、其特點を享有する一面に、日本帝國は依然之等出生兒を帝國臣民として忠誠を强ゆ、之れ明かに米國々家に採つて重大禍根ならずや』と

調査委員ヴェール氏は此點に關し意見を述べ『何れの國民と雖も移殖民の先驅たるものは多產の傾向を有す、余の母は七人の兄弟姉妹を有し余は四人を有す、而して父としては余は一人の子を有するのみ、日本人にして米國に在留する夫婦者は、壯齡にして繁殖力旺盛の年齡者なり、從つて現在に於て多產なる怪むに足らず、漸次出產率の減少す可きは察知するに難からず』と

マクラッチー氏は更らに第四論點に言を進め、日本人の經濟的基礎益々鞏固となるべきを力說し其證左として加州に於ける日本人所產農作物統計を示し、更らに再び日本人二重國籍問題に關連して二重忠誠の件に論及し『日本政府は日本人兒童の出生地の何處たるを問はず其國民なりと認む、日本人亦之れを喜び忠誠を盡さん事を期す、日本政府は近來其の國籍法規に改正を加へて、在外出生日本人兒童に國籍離脫を許す條項を規定せりと雖も、其許否は日本政府の一存にあるを以て、之れを以て未だ本問題の解決となす可からず、實例に就て見るも、日本政府が離脫申請に對して許可を與へたる數は僅少にして殊に最近在布哇一日本人にして、米國軍隊に編入せられ出征せるものに對し、日本政府は自國國民とし更らに徵兵の通牒を發して其歸國を迫れり』

調査委員シーゲル氏は此點に關し發言し『之れ獨り日本國籍法規のみ然るに非らず、伊太利、佛蘭西、濠州、西班牙の諸國皆同一法系に屬す、然れども此國際的法規衝突は、之れを改正して救濟するの途あるべく、米國獨り出生兒を市民として認むるに至らん』と

マクラッチー氏は更らに、日本人が國勢調査に虛僞の申立をなす事實を指摘し、人口統計の表示する以上に實數の多かるべき事を述べ『支那人、印度人、黑人が年々人口減少するに拘らず、獨り日本人のみ

増加するは注意すべき現象にして、假りにギユリツク、デリングハム移民法案を實施するものとせば、在米日本人は四十年後に於て二百万人、八十年後に於て四千万人、百四十年後に於て一億の多きに達すべし』と、マ氏は又二重忠誠の問題に關して日本國語學校問題に論及し『國語學校なるものは其設立の目的、日本國家に忠誠を敎ふるにあり、其大多數は神道即ち天皇崇拜を高調する佛敎僧侶を敎師に採用し、日本人兒童を收容して母國との接觸を保たしめんとす、斯の如きは明らかに米國國体を傷つけんとするものならずや』と、調査委員シーゲル氏は、マ氏に問ふて『國語學校に通學する日本兒童は米國學校にも通學するや』マ氏答へて『然り各學校共下級には日本人兒童群をなす』と、シーゲル氏曰く『然らば彼等は英語をも習得し、米化せんと努力しつゝあるものに非らずや』と、マ氏は之れに答へず自己の所說を引續き述べ『櫻府に於ける日本人出產率は白人の夫れに比し三倍乃至四倍に當る』と

此時調査委員は別に一人の証人あり、陳述を急ぐとの事なれば之れを先きにし、マ氏の證言引續きを其後になさしめんと申出て、マ氏も之れを諒とし一先づ證言を打切る。

マクラツチー氏証言（二）

マ氏は再び證言を繼續し、日本人出生率に就て新統計を得たるを以て之れを示すべしと云ひ『一九一八年加州に於ける日本人々口は、白人全人口の十三分の一に過ぎざりしも、其の出生率は白人に比して三倍に當る、更らに一九二〇年に於ける出生統計を示せば

	加州に於ける全出生數	五二、〇六三
内	日本人以外の異人種	七四七
	白人以外の異人數	五、二二五
	即ち日本人出生數	四、四七八

日本人の日本に於ける出生率は千人に就き卅乃至四十に當ると信ず』と

調査委員シーゲル氏は曰く『今や日本人の多數は盛んに西伯利亞に人込みつゝあり、而して過去十ヶ月

間に日本人の歸國者數は入國者數を超ゆ』と

マクラッチー氏は更らに其證言を續け『所謂紳士協約は日本之れを遵守せず、米國亦之れを強要せず同協約の下に日本人入米者は、支那人排斥法による支那人一名の入米者に對し、日本人卅二名の入米許可せられつゝあり、最近二十ヶ年間に於て、在米日本人は六倍に增加し、紳士協約實施以後に於て、加州に於ける日本人は四倍に增加し、全米を通じて三倍に達せり、而して日本政府は紳士協約締結せられ其實行期に入るに先だち、一万七千人を入米せしめたり、一九一九年七月一日より一九二〇年六月十二日に至る間、日本人にして太平洋沿岸に上陸せるもの左の如し

桑港上陸者	男	二、九四四	女	二、五四一
沙港上陸者	男	三、一七五	女	一、九三八

一九二〇年二月、十五六名の寫婚婦人は、夫たるべきものが不正入國者たるの故を以て送還せられんとしたるに、桑港合衆國裁判所に人身保護律の訴を起し、悉く上陸したり、素と寫眞結婚なる制度は、日本政府が紳士協約を潜らんが爲めに案出せる一種の奸策にして、同協約實施前にありては絕無の事實なりしなり、右結婚法に關しては、日本人中之れを不當とするもの生じ、桑港總領事太田氏及び日本人會は母國政府に警告して該制度を撤廢せしむるに至れり』と

更らにマ氏は二重國籍問題に對し『在米日本人は、今日本へ委員を特派し、在米日本人が日本訪問に際し徵兵猶豫一ヶ月の現行法を廢し六ヶ月の滯在期間猶豫を得んと、母國政府と交涉の途にあり』(此時委員長ジョンソン氏は桑港在留の日本人が太田總領事召喚の申請を日本政府になす可き事を決議せる情報に接せりと云ふや）マ氏は『之れ在加州の多數日本人が寫眞結婚制度廢止に反對せる餘り、太田總領事の行爲に憤慨せる結果なり』と附言せり、マ氏は又更らに加州スタクトン在留日本人古谷某が新聞廣告により布哇に配遇者を求めつゝある事實を述べ、進んで養子問題に論及し『日本は養子制度の下に、養親より年少なる何人をも自己の子として取扱ひ得る風あり、此形式の下に過去三ヶ月に桑港に於て發給

せられし呼寄證明は卅通に達す、此被呼寄者たるものが男子たるのみならず女子また養女として其特典に浴し得るものなる時、吾人は之に留意すべきに非らずや』と切言せり、マ氏はまた更に日本人不正入國者問題に論議を轉じ『不正入米者の多數なる事を日本政府は桑港總領事館及び在米日本人會を通じて知悉し居る可き筈なり』と云ふや、委員シーゲル氏は『現在加州にある日本人にして不正入國者と云ふものゝ中には、他州に正當入國せるものが、後日加州に轉ぜるものにあらずや』と云ひ、マ氏の所說を追及する所あり、マ氏は續いて『日本人が米墨國境を超えて密入國をなすもの多數に達す』と云ひ、『來らん數年間に日本人の入墨は十万人に達せんとする時、彼等は悉く墨國に生活を營まんとするものならず入墨は密入米の徑路たるに過ぎざるなり、而して日本人の米國に於て穫得する地は、常に豐饒の地を選び、加州各郡に散在しつゝあり』と

委員は此時マ氏に質問を發して『米人にして日本人に其土地をリースするものも亦日本人を好まざるや』と云へるにマ氏は『此等米人は日本人によりて利益し、若しくは特別關係を有す、一九〇九年には日本人は加州に於て三万三千二百五十二英加を耕せるも一九一九年には四十二万七千〇二十九英加を耕すに至れり』と答ふ、更に漁業問題に轉じて『加州漁業は日本人の掌握する所となれり、加州に於て外國人所有の漁船は二千隻に達す、而して日本人所有漁舩は、漁業以外に日本人密入國を扶け、日米一端事あるに際しては、日本の爲めに努力せんとするものなり、これを總括して日本人を排斥す可き理由を再說すれば

一、日本人は不同化なり

二、出產率高率なり

三、經濟的競爭に於て日本人は常に優秀なり

第一點は人種的相違が日本人同化を困難ならしむるのみならず、日本人自身に於て同化を好まず、殊に天皇崇拜の風は其同化と米化を妨ぐる事甚だしきものあり、第二點に關しては如上說明せる如く、日本

人の出產率高く繁殖力絶大なる白人々口を凌駕する恐れあるなり、第三點に關しては日本人は白人に比し長時間勞働し、生活標準低く、妻子眷族一家悉く擧つて勞働し、白人は到底其競爭に堪へざるを以てなり』委員レーカー氏はマ氏に質問して『日本婦人にして當國に來るものは渡航に先つて出產能力ありや否やを撿せらるゝと聞く、右は事實なりや』と云へるに對し、マ氏はこれを『知らず』と答へたり。

マクラッチー氏証言（三）

同氏は前回審問に應じたるも更らに再度出頭し、日本人狀態に就いて述べて曰く、日本人は到底善良なる米國市民たり得ざるべし、何んとなれば米國に出生せる日本人と雖も日本政府が國籍離脫を許可するに非らざれば依然として日本國民たるべく、從つて日米國交破裂に際しては、米國はこれを日本國民として取扱ふの外途なかるべし、日本政府が國籍離脫を許可せる實例は極めて稀れにして、七歲の幼童に對して不許可の決定をなせる實例を熟知す、日本國語學校は其敎科書として、日本文部省撿定の讀本を用ゐつゝあり、米國小學校の敎授時間中に日本學童が、日本語敎科書の豫習に耽る事は屢々米國敎師より耳にする所なり、日本人は米國市民たるを欲せざるものなり』と云ふや

調査委員スウーブ氏はマ氏に問ふて『日本人が同化し得ずとは如何なる謂ひか』と云へるに對しマ氏答へて日本人は思想理想共に米人の夫れ等と背馳すればなり』

ス氏更らに問ふて曰く『社會的に其他に日本人は一般より差別的待遇を受け居らざるか』と、マ氏は然りと答ふ、ス氏更らに進んで『彼等の同化を妨ぐるは蓋し此等差別的待遇が其機會を失はしむるものに非ざるなきや』マ氏『或る程度までは然らん』ス氏『足下は櫻府に於て地位ある日本人と親しく同化問題に就て論議せし事あるや、又彼等に米國市民たらんとする意思なき事を確めたる事ありや』マ氏『共に之れ無し』ス氏『然らば足下は如何にして日本人が同化を欲せずと斷言し得るや』

調査委員シーゲル氏も亦マ氏を追及して『足下は布哇に於ける日本人狀態を考究せりや』マ氏は『未だ親

しくそれをなさず』

マ氏は言を河上清氏の一身に轉じ、同氏を米國に於ける日本政府の代表者なりと云ひ、河上氏は米國に於ける日本情報局と出版局の事務を司る首長なり、十万弗の金員は日本政府の非常基金中より支出せられて米國に於ける日本プロパガンタ遂行の爲めに、河上氏指導の下に費されつゝあり、目下加州出生兒にして日本に於いて教育せられつゝあるもの五千人に達すと云ふや、調査委員シーゲル氏はマ氏に對し『足下は右所言に對する證據を提供せず漫然此の言をなす、余の解する所によれば右計數は米國全土より日本行せる兒童數なるべし』マ氏は之れに對し調査委員會に抗議して委員會は余が意見披瀝に對し充分の餘裕と時間を與へずと叫ぶやシーゲル氏は『委員會は足下に對し他人に與へし以上に意見陳述の機會を與へたり』と反駁してマ氏の失言を責め、マ氏は其暴言を取消し陳謝して、更らに意見陳述を繼續し日本兒童にして日本行をなすものは、悉く日本主義の敎育を故國に受け、在米日本人四千人を超えざる少數者がキリスト敎主義を奉ずるのみ』と

◉政治的排日の變遷

日本勞働者を排斥せんとする白人勞働者は專ら暴力により邦人を迫害し極めて秩序なき排斥の態度を執りしも、日本人が漸次農業及商業を營むに至り、稍獨立營業者の体裁を備へ經濟的に白人同業者と競爭の位置に立つに至つて、彼等は非買同盟又は暴行を以て排斥せんとするに至りしが斯くの如き手段は到底日本移民の增加及事業經營者の經濟的膨脹を防止するの道にあらざるを自覺し、排日運動は漸次政治的色彩を帶ぶるに至れり、即ち排日派は加州桑港に於ける學童隔離問題の發生するや勞働組合又は政黨の力を籍り加州々會を中心として日本移民入國禁止の運動を開始し、更らに米國中央議會を動かし遂に移民法を改正して布哇、加奈陀、墨斯古其他南米諸國より邦人の渡航するを禁止し、米國政府に迫つて日本帝國と日米紳士協約を締結せしめ、一九〇八年に至りては全く日本移民の渡航を絶滅せしめたり、

加州、華州及オレゴン州等に移住したる同胞の多數は專ら農業に從事し其發展顯著なるものありしを以て小作農民は我邦人を農業より驅逐せんと企て、加州々議會は一九一三年外國人土地所有權禁止及借地權制限の法律を制定し、日本人の農業に於ける發展を防止せんと企てたり、加州の排日派は他の沿岸諸州に宣傳して同一法律の制定を運動したり、彼等は絕へず支那人排斥法律を日本人にも適用し、家族呼寄をも禁止せんと企てたり、在米邦人は新移民の渡航嚴禁せられて以來稍永住的傾向を有するに至り家族の呼寄をなし民族發展の素地を作るに至りしが故に一九〇八年以降と雖も漸次其人口は增殖したり而かも其增殖の率は全く妻子の增殖にして新移民の渡航に依るものに非らざりしを以て加州に於ける排日派は再び妻子の渡航を禁止せんとの政治的運動を開始し遂に日本政府をして寫眞結婚を禁じ婦人の渡航を禁止せしむるに至れり、日米兩國の歷史的關係を無視して重大なる兩國々際的關係は斯くの如き些細なる少數移民問題よりも重大なる意義あるものを考量せずして益々太平洋沿岸に於ける日本人問題を紛糾せしめんとするは甚だ遺憾なりとす、一九二〇年に至り加州議會は一九一三年の土地法を改締して更に過酷なる法律を制定し、加州排日協會及び在鄕軍人團は沿岸十一州に加州法律同樣の土地法制定の運動をなし、華州、アリゾナ、ニユーメキシコ、テキサス諸州は遂に外人土地所有權禁止及借地權制限の法律を通過し、合衆國中央議會に對しては極端なる邦人渡航制限の法律を制定せん事を建議し、合衆國第十四改正憲法の規定に依る米國出生日本人兒童の市民權を享有すべき規定を改正して米國內に於ける日本人の民族的發展を防止せんと企つるに至れり、布哇に於ける日本移民に關する排斥も亦太平洋沿岸に於ける排日と略ぼ類似の道程を辿り現今に於ては國語學校禁止及借地權禁止等の法律を制定せんとする政治的運動を開始するに至れり、合衆國全般に亘る對日本人關係を考察するにミスシッピー河以西の中西部及太平洋沿岸諸州に於ける排日は經濟上の理由及人種僻見に基く在留日本人排斥にしてミスシッピー河以東の排日は我が帝國の東洋に於ける國際的特殊位置に對し商業市場及經濟上の理由に基き純正なる商業帝國主義の排日にして、彼等は我帝國の支那及朝鮮、南洋諸島に於ける國家政策に對し常に非

難攻撃を加へ機會均等主義の下に我國運の發展を嫉妬するに因由す、從つて東部の排日と太平洋沿岸に於ける排日とは自ら其根據を異にし相一致せるものに非らざれども我帝國の海外政策に對する僻見嫉妬陷穽は同一點に歸納すべし。

六、日本政府の移民政策と其影響

帝國政府は始め布哇に於ける砂糖耕作業に從事する官約移民を送り、一八八二年支那人排斥法制定に依り米國大陸に支那移民の入國を禁止せられてより、太平洋沿岸に於ける米國資本家は支那勞働者に代はるべき日本移民の移住を熱望したる爲めに、帝國政府は比較的容易に米國渡航移民の旅行劵發給をなし寧ろ我國民の海外發展を助長する態度を以て米國渡航者の旅劵出願を許可したり、之が爲めに一八九〇年前後に於て著しく渡米者の數増加し、殊に日露戰爭後に海外移住の思潮勃興し、一九〇五年及六年の交は非常の勢を以て渡米移民の數激增したり、然るに偶々一九〇五年加州桑港に於ける日本學童隔離問題の勃發に次ぎ日本人排斥の聲漸く盛になり加州に於ける排日運動は遂に沿岸各地に瀰漫し、米國中央議會を動かし、日本移民の渡航取締を目的とせる移民法を制定し、布哇、加奈陀、比島、墨國其他南米諸國に移住したる日本人の米國大陸に轉航を禁止したり、一九一一年三月改締の現行日米條約第二條の但書を撤廢し一見頗る有利なる條約締結と認むべき理由あれども、當時我帝國の輿論並に米國政界の事情と交涉顚末の書類により考察すれば、我帝國政府は第二條の但書を撤廢するに早急なる餘り將來在米日本人の永住的發展の進路に向つては周到なる注意を拂はざりしもの丶如し、之れを日米條約改締交涉顚末の文書に照し考ふるに我帝國政府が提出したる現行日米條約草案には第一條第一項の規定に產業及他の合法なる目的の爲めに土地家屋を賃借し得との條項ありしに拘らず米國上院の條約比准に協賛を與へざるべきを憂ひ之れが修正に同意を與へ、現行日米條約第一條第一項の規定に示す如く兩締盟國の國民又は人民は他の版圖內に於て住所及商業の爲め其他之れに附帶して必要なる土地家屋を賃借し得と改

めたるは、正に今回加州及華州其他沿岸諸州に於て日本人に對して農業用土地を賃借する事を禁止せる法律を制定したるに際し條約上此種の法律が日米條約に抵觸せずとの主張を肯定せざるを得ざるの禍根を胎したり。

一九〇八年七月より實施の日米紳士協約と稱せる日本移民渡米制限の覺書は米國に於ける日本人勞働排斥の輿論を援和せんとの目的に出でたるものなるべしと雖も啻に其目的たる米國排日輿論を防壓し得ざるに止まらず米國に於ける我が民族の發展に至大なる影響を與へたり。

◉轉航禁止

日露戰爭後我移民の渡米する者多きに從ひ其需要の途益々擴張せられ各種產業は日本勞働者を要求し比較的高率勞銀を支拂ひしを以て、布哇、加奈陀、墨國其他南米諸邦より米國大陸へ轉航するもの夥しく布哇砂糖耕作業者の間に一大恐慌を來したり、加州に於ける排日運動を利用して布哇に於ける日韓人の大陸への轉航を防止して以て自家防衛の爲めにせんとしたる布哇耕主同盟は窃かに當時加州桑港に於て設立せられたる日韓人排斥協會を援助したりとの噂ありしは相當理由ありし事なりと信ず、即ち日本移民布哇轉航禁止により砂糖耕作業者の利益は蓋し莫大なるものにして今日猶依然として長時間低勞賃を以て東洋人を使役し米國の領土内に於て最も劣惡なる勞働狀態に甘んぜざるべからざる我邦人の現狀は其原因遠く轉航禁止實行當時にありといはざるべからず。

◉寫眞結婚禁止

轉航禁止及日米紳士協約の實施により新移民渡米の途全く杜絕したるを以て在米日本人は、故國より妻子を呼迎へ其蓄積したる小資本を以て各種の獨立營業に從事し、農業、漁業、商業に極めて小規模の事業を開始し、漸く勞働本位の狀態より脫して自營獨立の生活を營むもの多きに至り、移民初期の社會狀

態に通有性たる混沌態狀は家族呼寄と獨立自營の業に從事する者增加するに至り自ら永住的傾向を馴致し、在米邦人の社會狀態は一變するに至れり、而して彼等の經濟狀態も亦た漸次好良となり一九〇五年以後に於ては著しく家族と同棲する者增加し、又孤獨生活の裡に山間僻陬の地に健鬪努力したる幾千の青年は、不拔の精神を以て蓄財し、妻帶する者の數漸く多からんとするに當り、偶々排日派の排斥口實に捕へられ在米の青年が故國に於ける父母親戚の媒介と寫眞の交換に依り見合ひをなし、婚姻入籍して後、其妻を呼び迎ふる事は、米國の風俗習慣に背き好ましからざる結果を來たすのみならず寫眞結婚により婦人の渡航を奬勵して之れを勞働に從事せしめ米國人の對抗し能はざる不當なる勞働競爭を惹起し又子女の繁殖を旺盛ならしむるは之れ明かに紳士協約の精神に戾り、日本政府の新勞働者渡航禁止聲明を裏切るものなりとの非難を生じ之れが緩和の爲めに我帝國政府は自ら寫眞結婚に依る日本婦人の渡航を禁止せむが爲め一九二〇年三月以降是等婦人に對しては旅券の發給を禁止せり。

斯の如き結婚は古來日本の風習に從ひ日常行はるゝ處のものにして歐米諸國に於ても亦同樣の精神と形式を以て結婚せる者其例に乏しからず、況んや寫眞結婚に依る在米邦人の家庭は時に例外なきに非ざるも大体に於て別に不幸なる結果を來さゞるのみならず此結婚に依りたる夫婦關係は離婚別居等の不祥事は米人の信條とせる戀愛結婚に依る離緣別居の數に比し遙かに尠なく、在米日本人の結婚は日本に歸朝して結婚する者と寫眞結婚に依り家庭を持てる者との間に毫も異なる處なし、在米邦人が態々歸朝して結婚する時は經濟的に多大の損耗を蒙り且つ貴重なる時日を空費するのみにして、寫眞結婚の禁止は毫末も在米邦人の家庭を廓正するに非ずして只單に青年子弟をして婚姻の途を困難ならしめしに過ぎず、殊に一九二〇年改正せられたる日本徵兵事務條例施行細則に依り日本に歸朝せる徵兵猶豫中の在米邦人の日本滯在期間を一ヶ月に制限せしが爲めに益々結婚の途を塞ぎ却つて在米邦人の社會狀態を惡化し、民族發展の道程を困難ならしめたり、最近一ヶ月制限を三ヶ月に改正したりしは多少の便を得たる譯なり。

●二重國籍

國籍得喪の法律は世界各國其主義を異にし國際法一定の法規なき爲め外國に於て出生したるものは稍もすれば居住地の法律と本國法律の衝突に依り二重の國籍を有するに至ることあり、合衆國に於ては其版圖內に出生したるものは人種國民の如何を問はず其出生と同時に合衆國市民と認むる屬地主義を採るに反し我が日本は屬人主義を採り外國に出生したる者と雖も日本人の子は其國籍を喪はず自然二重の國籍を有するに至れり、日米兩國間に於ては二重國籍を有する者に對し條約上何等の規定なきを以て我が在米日本人永住者の增加と米國出生子女の增殖するに從ひ早晩兩國々籍法の衝突に依る困難なる問題の湧發するを慮り速かに之れを解決し禍を未然に防がんとして太平洋沿岸各州の各日本人會は一九一四年三月オレゴン州ポートランド市に太平洋沿岸日本人會協議會を開き日米國籍法の改正を我が政府に建議すべき事を決議したり而して日本朝野の間に之が解決の道を講ぜられん事を訴へ、一九一五年十一月米國太平洋沿岸日本人會協議會の名を以て加州桑港在米日本人會、オレゴン州ポートランド央州日本人會、華州北米聯絡日本人會及加奈陀晩香坡日本人會は二重國籍問題解決要求理由書なるものを編纂し廣く日本朝野の間に配布し之れが解決を努めたり、一九一五年七月帝國議會は國籍法を改正し外國に出生したる日本人の子が外國出生の理由に依り其生出國の國籍を取得する時は日本の國籍を離脱する事を得べしとの改正法律案を通過し一九一五年八月より之れを實施し、內務省は之れが施行細則を發布したり。

一八六八年七月廿七日發布したる合衆國法律第千九百九十九條國籍離脱に關する合衆國の宣言に依れば歸化ノ權利ハ人類ノ生命及自由ノ權利ヲ擁護シ幸福ヲ享有スルニ缺クベカラザル天賦固有ノ權利ナリ合衆國政府ハ此主義ヲ確認シ世界各國ヨリ自由ニ各人ノ移入ヲ許シ之ニ市民權ヲ賦與シタリ然ルニ此等ノ市民ハ其子孫ト共ニ同時ニ又外國ノ國民トシテ其國政府ニ服從ノ義務ヲ負フ然レドモ公安維持ノ必要上此外國ニ負フ處ノ義務ハ迅速ニ全然之レヲ拋棄セシメザルベカラズ、此故ニ我政府官衙ノ如何

ナル訓令、意見、議會又ハ決定ト雖モ國籍離脱(歸化)ノ權利ヲ拒否シ、阻止シ、又ハ狐疑スルモノアラバ是レ我ガ共和國ノ根本主義ト背反スルモノナリ

以上の宣言の精神に基き米國に歸化せざる米國出生兒は其子が滿廿歳に達したる時本人の志望に依り父母の國籍又は子の出生したる米國の國籍の一を選擇することを許したり、合衆國憲法第十四回改正法の解釋につきては種々なる議論ありしも一八九八年三月廿八日合衆國大審院の下せる支那人黄金德の關する判例に依り全く舊來の異論を一掃し、米國に生れたる者は其親の從屬せる國の國籍に關する法律又は親の希望如何に拘らず本人の志望により年齡滿二十歳に達したるとき自由に國籍の選擇をなす事を得るに至れり、而して合衆國は歐米諸國と國籍及歸化に關する條約を締結し、二重國籍に依り生ずる紛爭を解決せり、然るに我が日本は數年前國籍法を改正して滿十七歳未滿前に日本國籍の離脱を許すの規定を設けたりと雖も現行日本國籍法の規定に該當せざる他の二重國籍者に關しては未だ日米兩國間に於てこれが解決に關する條約の締結を見ず、即ち一九一五年七月現行日本國籍法施行前に年齡滿十七歳以上の二重國籍者は今日猶依然として二重國籍者なる奇現象を呈せり、現行日本國籍法が國籍離脱年齡限度を滿十七歳未滿としたるは國民皆兵の主義に依る兵役關係により、身分に關する法律上の能力なき未成年者に國籍離脱標準年齡を置きしは止むを得ざる理由に基きしものならむと思考すれども法律智識に乏しき在米日本人は稍もすれば米國出生二重國籍兒童の國籍離脱を申請する事をなさず、又國籍離脱の申請を躊躇する者多し、現行國籍法には一旦國籍を離脱したる者と雖も再び日本の國籍を恢復し得る寛大なる規定あるが故に米國に出生したる二重國籍を有する日本兒童は日米兩國の戶籍法に依り兩國に生出の登錄をなし滿十七歳未滿前に日本の國籍を離脱して本人が滿二十歳に達し米國の國籍法により其何れかを選擇せしむる自由を與ふるを以て再び日本の國籍を恢復するか或は米國の國籍のみ取得するか其一を選ぶを最も賢明なる方法と思考す、併し乍ら現行日本國籍法實施前に於て滿十七歳以上の二重國籍を有する男子は現在に於て其數明瞭ならざれども布哇及加州に於ては可なり多數ある由にして當華州に於て

は其數五十餘名あり實際問題として困難なる狀態に在るを以て應急方法としては中繼的に國籍離脫に關する法律の制定をなすの必要ありと思考す。

回自一九一八年至一九二二年八月在シアトル領事館管内在留日本人國籍離脫數

	男	女	計
一九一八年	二	—	二
一九一九年	七	二	九
一九二〇年	一〇	六	一六
一九二一年	三八	二九	六七
一九二二年自一月至八月	三〇	一五	四五
計	八七	五二	一三九

●再渡航と米國移民局との關係

現今米國に渡航する者は相當身分ある商人、學生、旅客、視察者に限り一切勞働を目的とする者は旅行券の發給を受くる能はず、從來米國に正當に入國したる者及密入國或は不正入國者にして米國内國法の規定に抵觸せざる者は一旦日本に歸朝すると雖も在米帝國領事館の發給せる在留証明書を旅券出願に添付する時は旅行劵の發給を受くと雖も日本外務省は初め再渡航に要する在留証明書の有効期間を六ヶ月に制限し、旅行劵の有効期間は發給の日より滿一ヶ年を限度としたりしが、爾來幾度か之れを改定して最近在留証明書の有効期間を滿三ヶ年として旅行劵は發給の日より滿六ヶ月と定めたり、在米日本人にして再渡航の資格ある者と認め帝國領事館の發給したる在留証明書を有する者は再渡航の道ありと雖も偶々加州に於ける排日派は太平洋沿岸諸州に於ける日本人口の増殖は日本政府が日米紳士協約の精神を

沒却して家族の呼寄せを奬勵し殊に不正入國者が米國內國法の規定に抵觸せざるを理由とし米國に五年以上住所を有する不正入國者に再渡航に要する在留證明書を發給し彼等に再渡航の便を與ふるは明かに紳士協約による勞働移民入國禁止の精神に戾るものとなし之れを米國々務省に抗議し國務省は我が外務省に交涉したる結果として一九二〇年六月頃より無旅券在留者又は不正入國者に對しては其在米期間の如何を問はず凡て再渡航者に要する在留證明書の發給を拒み現に其前に於て再渡航の爲めに發給したる證明書すら之れを無効たらしめ旅行券の發給を拒みたる事實あり、當時不正入國者にして米國に五年以上住所を有し米國內國法の規定により米國內に正當なる居住權を有する者と認められ帝國領事館に於ても同樣の見解を以て之れに再渡航在留證明書を下附し外務省も亦旅行券を發給し再渡米せし者ありしが桑港及沙港米國移民局においては之れ明かに不正入國者にして再渡航の資格なきものとの見解を有し又同時に日米紳士協約の規定せる新勞働移民の渡米を禁止すべしとの條項に抵觸するものと看做し之れが上陸を拒絕したりしが米國移民局の調査を不當とし合衆國地方裁判所に訴へ彼等は米國に住所を有し內國法の規定に依り正當なる法律上の居住權を有する外國人として再渡米に際し我外務省が發給したる正當なる旅行券を有する以上米國に上陸し得べき權利を有するものなりとの主張をなせり、之れに對し合衆國裁判所は一切の條件を具備したる再渡航者として上陸を許すべき命令を發給し米國移民局の見解に基く日米紳士協約に抵觸すべしとの見解は毫も合衆國裁判所の關知する所にあらず、何となれば日米紳士協約は合衆國上院の協贊を經たる條約に非ざるを以て例令該協約の精神に戾るものなりと雖も裁判所は之れを適用して日本人の入國を拒絕するを得ずとの斷案を下せり、これと同一理由に基き不正入國歐洲移民は米國內國法の規定に抵觸せざるに至りたる時は正當に米國に住所を有する者として今日尙依然として公然再渡航の途ありと雖も我が外務省は排日派の唱ふる日本政府が日米紳士協約の精神を無視するてふ排斥理由に籍口するを考慮し米國內國法に依り又條約に依り何等の躊躇すべき理由なきに拘らず一九二〇六月以降一九二一年六月に至る迄是等の在留日本人に對しては再渡航の便を與へざりき、一九

二一年六月以降に於て始めて若干之れに緩和的解釋を與へ紳士協約實施（一九〇八年六月卅日）前に米國在留の事實を立証し得る者に限り再渡航に要する在留証明書を發給しこれを携へて日本に歸朝した時我が外務省は再渡米に要する旅行劵の發給をなすに至れり。

渡米邦人に對して米國移民局は渡米の目的、資力、健康診斷、敎育試驗等の審問をなし上陸を許可する次第なるが現在に於ては敎育試驗に不合格となる者無く改正移民法施行當時に於て敎育試驗不合格の爲め送還せられたる者三四に過ぎず、健康診斷に至つてはトラホーム、十二支腸等の疾病患者として移民局に抑留せられ治療を强制せらるゝ者毎航其數尠なからず、我が移民の渡航する者は乘船地に於て嚴重なる健康診斷をなし米國移民規定に依る健康診斷に合格する者なりと認められたる時始めて乘船を許可する次第なれども毎船上陸地に於ける健康診斷の結果は日本に於ける健康診斷は毫も其意味をなさゞるものと思惟せらるべき狀態にあり、米國移民局に於ける入國者の取調べは全く當該官憲の認定に一任し米國に住所を有せざる所謂イミグラントなる者は上陸拒絕の宣告を受けたる時これが抗議は米國勞働卿の裁斷を最終審とし米國裁判所に訴ふるを得ざれども米國に住所を有したる者は滿一ヶ年以內に再渡航する時は米國に住所を有する者として合衆國裁判所に訴へ移民官の採量決定に對し異議を挾む事を得、我が外務省は在米日本人に對し再渡米に要する在留證明書を發給するに當り其身分資格に依り移民及非移民の區別を設け渡米者の携帶する旅行劵も亦移民非移民の區別あれどもこれを米國移民局側より見る時は我が政府の旅劵分類と毫も一致する處なし、米國移民局に於て非移民と認むべき者は米國に住所を有し米國を出發して滿一ヶ年以內に再渡米する者に限り其他は悉く移民とするものなれば移民非移民の取扱ひに今後若干の改正を要するものありと思考す。

七、日本人の歸化に關する係爭

在米日本人が排日的法律制定に苦しめられ區別的待遇を受くる禍根は、米國に歸化し能はざるものと見

做し常に米國に歸化し能はざる外國人なる空漠たる言葉を捕へ來つて在留邦人排斥の利器となし土地所有權禁止及び借地權制限の法律の如きも悉く日本人には米國に歸化の權能なしとの前提に依る、若し日本人にして歸化し得るとせば此目的と手段とに依つて既に制定せられたる排斥法律も又今後制定せんと欲する百般の排斥法案も全く其根據を失ひ卑屈なる間接語を用ゐて日本人を排斥せむとする立法の禍根を一掃するに至るべし、從つて米國に於ける日本人の歸化權の有無は在米邦人の發展に取り頗る重大なる關係を有するものなり。

●米國歸化法の變遷

合衆國憲法第一章第八條に曰く『合衆國議會は歸化に關する均一の法規を設くるの權能を有す』とあり議會は一七九〇年三月廿六日始めて歸化法律を制定したり、此法律によれば合衆國に二年間居住し、一ヶ年間住所を有する州に於て歸化の請願をなす自由白人が合衆國憲法を擁護する事を誓ひ善良なる外國人なる時は、何時にても合衆國に歸化する事を得るの規定あり、爾來幾度か修正補足せられ一八七〇年七月十四日奴隷開放の結果從來の歸化法に修正を加へて自由白人、亞弗利加土人及其子孫は米國に歸化する事を得との規定を附加したり、超えて一九〇六年六月廿九日合衆國議會は移民歸化局の設置及合衆國內に於ける外人の歸化に就いて均一の規定を設くる事に關する法律を制定し、從來商工務省に屬したる移民局の名稱を改めて移民歸化局と稱し、新たに法律を以て規定せられたる責任を遂行し、移民及外國人の歸化に關する一切の事務を管掌する事となれり、其後商工務省を二分して獨立したる商務省及勞働省と改稱し、移民歸化局の管轄は勞働省の所管に移したり、抑も一九〇六年の歸化法制定は從來移民歸化に關する管掌事務複雜混淆して統一なかりしを以て均一の法規を制定して歸化に關する裁判所の所轄權をも併せて規定したる獨立の法律制定なり、一八八二年支那人排斥法の制定せられたると同時に當時の米國歸化法に修正を加へ特に支那人は米國に歸化し能はざるの條項を加へたり、一九一八年合衆國が

歐洲戰乱に參加し、米國在住の諸外國人を兵役に採用せんとするに當り、歸化法を改正して米國海陸軍の兵役に服したる外國人は、歸化法の規定せる一切の制限を廢し、只單に米國の兵役に服したるの理由に依り直ちに歸化を許すの戰時特別法律を制定し、平和克復後兵役に服したる外國人には此特典を停止すべしとの規定を設けたり。

◉歸化日本人

合衆國政府の發表したる一九一〇年の國勢調査統計に依れば、米國に歸化したる支那人千三百六十八名日本人四百廿名あり、支那人は一八八二年支那人の歸化を禁止したる法律制定前に於て布哇國に歸化したる市民として布哇合併條約の規定に依り米國の市民權を取得したる者あるべしと雖も四百廿名の米國歸化日本人は一九〇六年に於て歸化したるものと認めざるを得ず、何となばれ支那人は一八八二年の歸化法改正に依り絕對歸化禁止せられ日本人に對しては何等の法律制定なかりしを以て各地に於て歸化したるの事實其例に乏しからず、一九〇六年の法律改正と同時に米國司法省は各地の裁判所に向つて日本人の歸化申請を拒絕すべく訓令を發したるを以てなり、歸化日本人にして最も著名なる一例を擧ぐれば一八九八年三月廿七日歸化したる南加州ハリウッド市に於ける金子眞成氏、一九〇五年十月九日歸化したるインデアナ州モンロー郡の故宮川益治氏、一九〇七年四月九日フロリダ州ペンサコラ市に於て歸化したる松木爲松氏、一九〇六年華州タコマ市に於て歸化したる山下宅治氏の如き其他大貫八郞、河野兵三郞兩氏の如き世間周知の事實なりとす、金子眞成氏に對し合衆國檢事は南加州合衆國裁判所に於て一九一三年二月十日歸化無效の訴訟を提起したりしが何故か理由不明なれども合衆國檢事は一九一四年二月十三日付を以て勞働卿の要求に依り金子眞成氏の歸化証無效の訴訟を撤回すべき通知を發せり、而して金子眞成氏は嘗て南加州ハリウッド市に於て共和黨より選ばれて市會議員となりたる事實ありしも不幸にして數年前死亡せり、又インデアナ州に於て歸化したる宮川益治氏は米國辯護士となりしも是亦數

年前死去したり、華州タコマに於て歸化したる山下宅治氏は華州大學法科を卒業して後辯護士たらんと欲し許可の申請をなせしに米國市民と認めずとの理由に依り是れを拒まれたる事件ありしも同氏の歸化証は今日猶依然として失効せず現に次項に於て詳述する山下事件の當事者なり。

●歸化訴訟

前に述べたるが如く米國に歸化したる日本人の數は四百廿名ある事は合衆國國政院の統計の示す所なれども今日果して其内幾人米國に居住せるや全く調査不可能の狀態なり、然れども米國裁判所の記錄に依れば日本人歸化申請に對し之れを拒絕したる裁判々例は約十有餘件あり、何れも第二審或は控訴院の判決を仰ぎたる事なし、然るに一九一七年五月布哇在留の小澤孝雄氏に關する合衆國第九巡回控訴院は同氏の歸化訴訟に對し法律上の解釋に苦しみ自ら之れを裁判する能はずして合衆國訴訟法第二百三十九條の規定に依り本事件を合衆國大審院に廻送したり、本項に於ては下級裁判所の判決に關しては玆に之れを詳述するの煩を避け日本人歸化訴訟に關する代表事件として小澤孝雄氏に關する歸化訴訟事件及これと併行隨伴したる山下宅治及河野兵三郎兩氏の設立せんと欲したる土地會社設立請願拒絕事件に伴ふ日本人の歸化訴訟に關し詳述すべし。

小澤孝雄氏は嘗て加州バークレーの中學を卒業し加州々立大學に於て三年間法律學を專攻し一九〇六年加州桑港震災後布哇に移住しホノルヽ市に於て家族と共に住居せる紳士なり、小澤氏は一九〇二年八月一日加州アラメダ郡に於て第一歸化の申請をなし一九一四年十月十六日布哇ホノルヽに於て最後の歸化請願の申請をなせり、然るに一九一六年三月廿五日合衆國檢事ホレース、ボーガン氏の抗議によりクレモンス判事は小澤孝雄氏の歸化申請を拒絕したり、玆に於て小澤氏は一九一六年四月布哇合衆國地方裁判所に於て自ら合衆國歸化法の規定に依り歸化の特權ある事を主張し控訴する處ありしが一九一七年八月十七日遂に敗訴に歸したりしを以て直ちに合衆國控訴院に控訴せり、越えて一九一七年九月廿三日本

件を合衆國第九巡回裁判所に上告の手續を履みたり而して巡回控訴院は控訴人及合衆國檢事プレストン氏の上告意見書に徵し之れに依つて審理を遂げ一九一八年五月巡回控訴院判事ギルバート、モーロー及ハント三氏は小澤孝雄氏の歸化權の有無に就ては判決を與へずして合衆國訴訟法第二百三十九條の規定により合衆國大審院に之を廻したり、巡回控訴院の大審院に廻はしたる理由によれば小澤氏の歸化に關する條件資格に就ては合衆國檢事の抗議ありたるに拘らず之れを完全なるものと見做し左の三件につき審理を求めたり。

一、千九百六年六月廿九日制定の移民歸化局の設置及合衆國内に於ける外國人歸化に就て均一の規定を設くる事に關する法律規定は獨立したる法律制定なるや又同法律は合衆國改正法律二千百六十九條の拘束を受くべきものなりや

二、日本に於て出生したる日本人種に屬する者は合衆國歸化法律により歸化し得るや否や

三、若し千九百六年六月廿九日制定の法律は合衆國歸化法二千百六十九條の拘束を受け且つまた米國歸化は自由白人(ホワイト、パーソン)亞弗利加土人及其子孫に限られたるものとせば日本に於て出生したる日本人種に屬するものは如何なる事情の下に於ても歸化し能はざるや否や

以上の三點は米國に居住し法律規定の歸化に關する條件資格を具備する日本人が現行歸化法律に依り歸化し得るや否やを決定すべき三大綱領にして大審院の判決は多年の懸案たる日本人の歸化特典の有無を決定すべき最終審なりとす、時なる哉歐洲大乱勃發し米國も亦此戰乱に參加せる結果、米國は我が日本帝國が共同の敵に對し國運を賭して奮戰し且つ我國と緩急互に扶助提携するの必要を生じ來り國を擧げて日本に對する感情は全く一變し來りたる觀あり、偶々此時に當り太平洋沿岸日本人會協議會に加盟せる五大日本人會は南加州ロスアンゼルス市に於て聯合協議會を開催せし時なりしを以て小澤歸化訴訟事件を援助する事は實に積年の懸案たる在米日本人の歸化權を決定する絕好の機會なりしを認め、小澤氏及其辯護士の承諾を得て大審院に於ける辯護士の選定及訴訟費一切の負擔をなすに決し、聯合協議會は

特に小澤歸化訴訟後援會を設置し前記の五大日本人會は各一名宛の委員を選定し加州桑港在米日本人會に事務所を置けり、歸化訴訟委員會は詮衡の結果、合衆國檢事總長たりし法律家ウィッカーシャム氏に本件の辯護を依賴し、小澤氏の辯護士ウイジントン氏と共に同胞權利擁護の爲め將又日本民族名譽の爲めに奮鬪努力して以て最後の必勝を期せり、然るに一九一八年一月大審院に於て本件の口頭辯論を開始せんとするに當り合衆國司法省は本件の延期を求め來りしかば協議の結果之れを延期したり、然るに同年一月七日アントニオ、モレナなる伊太利人の歸化に關する上告事件大審院に於て判決あり、一九〇六年六月廿九日制定の現行歸化法によれば合衆國に歸化せんと欲する外國人は第一歸化申請の日より起算し第二最終の歸化申請は滿七ヶ年以內に之れを申請せざるべからざるの規定あるに拘らず伊太人モレナの第二最終の歸化申請は法律規定の滿七ヶ年を經過したるを以て同人の歸化を無效ならしむとの判決なり、此の種の判決は全く合衆國大審院に於て判決せられたる新判例にして舊來斯くの如き手續法には何等の故障なかりしに拘はらずモレナは政治上の係爭事件の爲め遂ひに政敵より斯くの如き訴訟事件を上告せらるゝに至れり、而かも此の新判例は小澤歸化訴訟事件と最も密接なる關係を有するものにして、第九巡回控訴院が小澤孝雄氏の歸化條件資格が毫も欠陷なしとの聲明ありしに拘らずモレナ新判例を適用する時は小澤歸化事件に欠陷を生ずるに至れり、即ち小澤孝雄氏は一九〇二年八月一日第一歸申請をなし十二年後の一九一四年十月十六日に第二最終の歸化申請を提出せしが爲めに當然時効消滅の理由により歸化資格に欠陷を生ずるに至り、合衆國大審院は第九巡回控訴院の要求したる三ヶ條の質疑に對し之れを審理するの必要無き者として小澤歸化訴訟事件を棄却するに至るやも知るべからざる狀態に陷れり、聯合日本人會協議會が依囑したる辯護士ウィッカーシャム氏も亦た此の見解に基き本件はムートケースとして棄却せらるゝに至るべしとの懸念を抱くに至れり、さり乍ら小澤孝雄氏が第一歸化申請を請願したる時は一九〇二年にして現行歸化法一九〇六年六月廿六日制定の細則に規定せる第二最終歸化申請の七年制限の規定なかりしを以てモレナ事件の拘束を受くものに非ずとの法理上の疑義あれどもモレ

ナ事件新判例發表前に比し多少問題の根據薄弱となれるの傾を生じたり、元來本件は小澤氏一個の歸化の能不能を決定するにあるは云ふ迄もなき事なれども本件の判決は全く一般的に現行歸化法が在米日本人に歸化權を與ふるや否やを決定するにありて第九巡回控訴院が大審院に本件を廻付し最終判決を仰がんとする目的も亦た之れに外ならず、而かも太平洋沿岸日本人會協議會に參加せる聯絡日本人會が本訴訟後援の大目的も亦一般日本人の歸化權の有無を一齊に決定せむとせしにありしを以て法理上多少たりとも本件訴訟に於て欠陷ありとの疑義を生じたる時愼重に之を詮衡研究して失敗なからしめむとの考慮より合衆國司法省の要求を容れ本訴訟を延期繼續して萬全を期する事とせり、辯護士ウィッカーシャム氏も亦小澤氏の歸化資格にモレナ事件判決により欠陷ある事を主唱し他に新たに第九巡回控訴院管轄內に於て新歸化訴訟を起し、若し第一審に於て之れを拒絕したる時は、直ちに第九巡回控訴院に控訴せば控訴院は小澤事件の先例に倣ひ直ちに之れを大審院に廻付すべきは自明の理なるを以て當該關係者及辯護士との間に審議を遂げ小澤歸化訴訟事件は當分之れを延期する事に決し大審院に於て係爭の儘今日に至れり。

太平洋沿岸日本人會協議會に屬する小澤歸化訴訟委員會は小澤事件を補足する目的を以て新たに一人の候補者を選み第九巡回控訴院の管轄區域內に於て歸化申請の手續をなし初審裁判所が其申請を拒みたる場合は直ちに巡回控訴院に控訴の手續を執る事となれり、之れ辯護士ウィッカーシャム氏の希望に基くものにして此手段たる小澤事件の欠陷を(時效問題)補足し併せて大審院をして事件の判決を回避するの途なく是非とも日本人の歸化權の有無を判決せざるを得ざらしむるの位置に立たしむるものなれば此方針に向つて研究の歩を進め適當なる候補者を選定したりしが再び玆に至大なる故障を發見するに至れり即ち一九〇六年米國司法省の訓令に基き裁判所は日本人の歸化申請に對し必ず之れを受理する事を拒絕すべし、此場合には裁判所書記を相手取り職務執行命令發給の訴訟を提起せざるべからず此訴訟に於て最終の決定を見る迄には少くとも三ヶ年の時日を要すべし而して訴訟の結果は裁判所書記は裁判官に非

ざるを以て歸化申請者の能不能を決定するの權能なき者として吾人の勝利に歸し裁判所書記をして歸化申請を受理すべく餘儀なくせしむる事は敢て難事に非らざるべしと雖も此場合に於て歸化申請を受理せられたりとするも日本人が果して法律上の資格に於て歸化し得べきものなりや否やは申請書提出後少くとも二ヶ年の歲月を經ざれば歸化審判官の裁決を仰ぐ能はず即ち滿二ヶ年後に於て始めて歸化訴訟の形式となりて表はるゝに至るべし而して本訴訟も亦初審より控訴院を經て大審院に至る迄には少くとも三ヶ年の歲月を要するものなれば前後通計して約八ヶ年の長日月を俟たざるべからず、斯くの如きは日本人現時の境遇上焦眉の急に迫られ居る本問題の解決策としては餘りに迂遠なる方法なれば他に捷徑手段を講ぜざるべからざる立場に陷れり、然るに偶々華州は一九二一年三月外國人土地所有權禁止及借地權制限に關する法律を制定し同年六月九日より之れを實施する事となりしを以て現に華州內に居住し米國歸化證を有する山下宅治、河野兵三郞二氏を選拔し此兩人の名儀を以て華州々廳に土地賣買を以て目的とする株式會社創立の申請をなさしむる時は州政廳は前記二名の歸化日本人の申請は申請人が米國の市民に非ずとの理由を以て必ず之れを却下すべく然る時は州政廳を相手取り米國に歸化せる日本人市民に其市民權の行使を認めざるは不法なりとの理由に依て株式會社創立不許可に對し華州大審院に職務執行命令發給の訴訟を提起する時は州大審院は法律上日本人の有せる歸化證の効力有無を判決せざるを得ず此場合に於て其事件の勝敗如何に拘らず州大審院の判決に對しては直ちに合衆國大審院に上告する事を得るものなれば僅か一ヶ年內外に於て小澤歸化訴訟と共に大審院に併立するに至るべしとの結論に到達せしを以て歸化訴訟委員會は前記山下宅治及び河野兵三郞兩氏を選び一九二一年五月四日を以て日本人土地保有株式會社を創立する申請書を華州政務長官に提出せしめたり、然る處政務長官は吾人の期待せし通り日本人の歸化證を認めずとの理由を以て株式會社の創立申請書を却下したり、依つて同年五月十日を以て華州大審院に向つて州政務長官を被告として職務執行命令を發せらるゝ樣州の大審院に訴訟を提起したり、華州大審院は被告を代表する檢事總長及本件訴願人辯護士の口頭辯論を審理し同年八月訴

願人の訴へを理由なきものとして棄却したるを以て同年九月合衆國大審院に向つて直ちに上告の手續を完了したり。

之れを要するに小澤歸化訴訟は第九巡回控訴院の大審院に對する三ヶ條の質疑を以て其一班を説明するに足ると雖も更に之れを別記せば小澤氏の主張は

一、千九百六年六月十七日制定の歸化法律は獨立したる法律制定にして舊法律の一部改訂にあらず從つて舊法律二千百六十九條に規定せる米國に歸化し得る外國人は自由白人、亞弗利加土人及其子孫とすとの規定は全然撤廢されたものにして現行歸化法には何等人種及皮膚如何に關する規定を設けず故に日本人は米國歸化の特典を有す

二、千九百六年六月廿七日制定の現行歸化法は舊法律の一部改正にして舊法二千百六十九條の規定が現存するとするも同條項中の白人（ホワイトバーソン）なる用語は通俗習慣語にして人種學及人類學上何等の意義をなさゞるのみならず之れを米國法律語に慣用したる傳統的事實に徴し黑白二種の相對語に過ぎずホワイト、バーソンなる用語は遠く千七百九十年に始まり當時合衆國内に居住する人は白人、黑人及赤色人種の三種に止まり亞弗利加土人及亞米利加土人を除き他の人種は悉くホワイト、メンと稱し之れを中央政府及各州の記録又は法文等の現存せるものに照して其証據歴然として明白なり殊に白人と黑人との混血兒は之れをムラトと稱し黑人の混血稀薄となるに從ひホワイト、メンの部に編入したり、從つて舊法二千百六十九條の所謂ホワイト、バーソンなる用語は白皙人種を意味したるものにあらず況んや合衆國憲法の精神と奴隷開放の結果合衆國憲法第十四改正憲法の精神に照し又は米國歸化法律の歴史的變遷の事實に照らすも常に其精神は崇高なる自由平等の大精神に基き均しく世界万民を米國に抱擁せむとの事實ならざるはなく曾つてホワイト、バーソンに限りたる歸化の特典を劣等民族なる黑人に及ぼし、また混血民族たる墨西哥土人、ポートリカン等に歸化の特典を與へたるは法律制定の精神が全く抱擁平等主義にして決して白色人種及び黑人種に限り米國に歸化するの特典を與へ其中間に位する異なれる皮膚の色を有

する人種を拒みたるものにあらず即ち日本人種も亦歸化法律用語のホワイト、バーソンなる類別に含まるべきものなり。

然るに山下宅治、河野兵三郎兩氏の申請に係る日本人土地保有株式會社に關する事件は直接日本人の歸化權に關し何等の關係なきもの丶如しと雖も會社創立者の主張は一九〇六年六月廿七日現行歸化法制定前に於て合に合衆國に歸化したる市民として市民權を行使し居るものなるが故に華州會社法の規定に依り當然株式會社を設立するの權利ありといふにありて、此請願を拒みたる華州政務長官の主張は前記兩人の歸化證を無效とし彼等は米國市民に非ずとの理由にあるが故に合衆國大審院に於て本訴訟事件を審理するに當りては前記兩人が提出せる完全なる米國歸化の證書に對し之を無効とすべき法律上の理由を明示せざるべからず、從つて本事件は既に日本人が獲得せる市民權を無効とする立證をなさゞるべからず、之れを小澤歸化訴訟事件と對照して按ずるに前者は現行歸化法に照し米國歸化の特典あるものなりとの主張をなすに反し後者は既得の市民權を行使せんとする相違ありて頗る矛盾撞着の嫌ありと雖も我が在米日本人の歸化權の有無を決定するには實に好個の資料たらずんばあらず。

前述の小澤孝雄歸化訴訟及び日本人土地保有株式會社創立者山下、河野兩氏に關する歸化事件の外に現に加州に在留する佐藤某に關する歸化訴訟事件あり、佐藤氏は一九一八年制定の戰時特別歸化法律の規定に基き同氏がハワイに於て米國の兵役に服し、歐洲に出征したる理由に依り、ハワイに於て米國歸化の申請をなし合衆國裁判所は同法律の規定により之れを許可したりしが佐藤氏は加州に移住し市民權を行使せんが爲めにサンノゼー市に於て市民名簿に登錄せんとして拒絶せられ、之れに抗爭して訴訟となり目下加州大審院に上告し既得市民權の擁護をなし一九一八年制定歸化法律の規定に依り歸化したる市民權行使を主張せり本訴訟は追つて州大審院より合衆國大審院に回付せらるゝ運命を有するものなるが其判決の影響は前記二訴訟の場合と其趣を異にし只獨り米獨戰爭中に米國の兵役に服したる數百名の日本人に關するものにして他の一般在留日本人の歸化權の有無を決定すべき代表的歸化訴訟にあらず、山

下、河野兩氏の米國市民權行使拒絶事件及び小澤孝雄氏歸化訴訟上告の審理は一九二二年十月三日より四日に渉り米國大審院に於て終了したり、其判決は數ヶ月後に發表せらるべしと思惟す、原告の主張は前項に記載せる諸氏にありしが小澤氏の辯護士ウヰーヂントン氏は先年布哇に於て死去せしを以て右兩事件共前の合衆國檢事總長ウイッカーシャム氏擔當し合衆國檢事局よりはソリシター、ゼネラル、ベック氏と華州檢事總長タムソン氏と被告辯護士として原告の主張に反對の意見を述べたり、其要點は

一、一九〇六年六月十七日制定の歸化法律は舊法律の一部改訂にして二一六九條は依然として存續し其規定せる、米國に歸化し得る外國人は、自由白人、亞弗利加人及其子孫に限り、自由白人なる用語は幾多の下級裁判所の解釋するが如くコーカシアンレースを意味するものにして之を議會の議事錄に徵するも一九〇六年以降屢々議會に於て東洋人に歸化の特典を與ふるの不可なる議論ありて、議會は幾多の裁判々例が自由白人なる用語をコーカシアンレースと解釋せしを以て殊に之を改正せざりしのみ、

二、大審院は米國議會の立法の精神を尊重し又た之に解釋を與へたる幾多の裁判々例を尊重して自由白人なる用語はコーカシアンレースなることを採用するを穩當とす、若し然らずして原告の主張するが如く其用語の意味明瞭ならずとの理由に依り日本人亦ホワイト、パーソンなる用語に抱擁せらるゝものなりとの解釋を爲すときは米國議會が屢々東洋人には米國歸化の特典を與へずとの意思を表明せしを以て他日必らず或一國の人民に對し明瞭に歸化の特典を與へずとの法律改正を試みるに至るべく然るときは國交上好ましからざる結果を招致するに至るべし、今日既に現行法律の規定に依り議會の意思明瞭なるに毫も之を覆へすの理由を見出す能はず、

本件に關しては原被双方より長文の判決例と法律上の意見書を提出し大審院の判決を仰ぎたり、本訴訟は米國に於ける日本民族の發展に關し至大の關係ある問題として多年の懸案なりしが他日參考資料として一件書類を刊行するの機會あるを信ず。

八、排日的法律制定と試訴

合衆國中央議會、州議會又は市會等に於て各種の排日的法律案を提出したる事多々ありしが在留日本人に最も至大の關係ある法律の制定は一九〇六年合衆國移民法の改正、一九一三年加州外國人土地所有權禁止及借地權制限並に一九二〇年加州及華州外國人土地所有權禁止及借地權制限の法律制定を最も顯著なるものとす、一九一九年加州選出上院議員フェラン氏は合衆國に出生したる日本人の市民權を剝奪すべく米國憲法を修正すべき建議案を提出し、華州上院議員ジョンス氏はアメリカン、レジョンの希望を容れ米國出生兒の市民權を剝奪すべく米國憲法の修正建議案を提出し、二建議案とも委員會附托となり未だ何等の決定を見ず、一九一九年以來日本移民を取締るべく法律を制定せんが爲めに特に合衆國議會は日本移民調査會なるものを設置し廣く民間の意見を徵し一九二〇年八月下院議員十二名を太平洋沿岸諸州に派し日本人の實狀を踏査したり、

其結果として或は今後何等かの形式を以て法律案の提出を見るに至るやも計り知るべからず、沿岸諸州に於ては州議會開催の都度排日的法律案の提出を見たりしが加州及華州の議會に其最も多數を見たり。

●加州排日的法律制定

太平洋沿岸諸州は二年毎に州議會を召集し各種の立法をなす次第なるが一九〇七年以來一九一三年に至る迄州議會召集の都度外國人土地所有權及借地權に關し法律案提出を見たりしが一九一三年には排日法律案の上程せられたる事、實に三十有三の多きに達したりこれを類別すれば

一、土地所有權に關する案
二、漁業及これに關する案
三、隔離學校に關する案

四、酒類販賣に關する案
五、機關師に關する案
六、探偵に關する案
七、人頭税に關する案

加州は從來一般外國人に土地所有權を與へ借地權に關しても何等の規定なかりしが一九一三年五月二日上院は三十六對二、同年五月三日下院は七十二對三の大多數を以て檢事總長ウェッブ氏の起草せる折衷修正の土地法を通過したり、此法律案は同年五月十九日知事ジョンソン氏の署名を經て同年八月十日より實施せられたり。

●外國人土地所有禁止及借地權制限に關する法律

（一九一三年制定）

第一條　合衆國ノ法律ニヨリ國籍ヲ取得シ得ル外國人ハ、別ニ法律ヲ以テ規定スル場合ヲ除キ合衆國市民ト同一ノ形式ニ由リ不動産ヲ享有シ又ハ轉賣シ遺産ヲ相續シ又ハ或權利ヲ取得スルコトヲ得

第二條　本法第一條ニ明示セザル他ノ外國人ハ其從屬スル國家ト合衆國政府ト締結セル條約ノ明文ニヨリ不動産ヲ享有シ又ハ轉賣シ遺産ヲ相續シ又ハ或ル權利ヲ取得スルコトヲ得ト雖モ他ノ場合ハ之ヲ禁ズ而シテ農作地トシテ土地ヲ賃借スル時ハ三ケ年ヲ超過スルコトヲ得ズ

第三條　本州又ハ他州或ハ外國ノ法律ニヨリ設置セラレタル會社、組合又ハ法人ノ株主ノ過半數ガ本法第一條ニ明示セル他ノ外國人ニシテ其株券ノ過半數亦同一外國人ニヨリテ所有セラレタル時ハ其外國人ガ從屬セル國家ト合衆國政府ト締結セル條約ノ明文ニヨリ不動産ヲ享有シ又ハ轉買シ遺産ヲ相續シ又ハ或ル權利ヲ取得スルコトヲ得ルト雖モ他ノ場合ハ是ヲ禁ズ而シテ農作地トシテ土地ヲ賃借スル時ハ三ケ年ヲ超過スルコトヲ禁ズ

第四條　裁判ニヨル遺產相續ノ手續ニ際シ本法ノ規定ニヨリ不動產ヲ所有シ能ハザル遺族又ハ遺族自ラ不動產ヲ享有シ能ハズト認識スル者アル時ハ所轄裁判所ハ不動產ノ分配ヲ爲サズシテ別ニ法律ヲ以テ定ムル手續ニヨリ不動產ノ公賣ヲ命ジ其代價ヲ以テ之レヲ分配スベシ

第五條　本法實施後第二條ニ明示セル外國人又ハ第三條ニ明示セル會社、組合又ハ法人ガ本法ノ規定ニ反シ取得シタル不動產ハ之ヲ沒收シカリフオルニア州ニ歸屬セシム

本條及第二、三條ハ現存スル或權利ノ行使ニヨリ又ハ先取特權裁判確認權等ノ行使ニヨリ當然取得ス可キ不動產ニ對シテハ其權利ヲ行使スル外國人又ハ外國會社ノ所有トシテ存續スル限リ之レヲ適用セズ

第六條　本法實施後第二條ニ明示セル外國人又ハ第三條ニ明示セル會社、組合又ハ法人ガ本法ノ規定ニ反シ取得シタル借地權又ハ地上權（不動產ニ對スル準所有權ヲ含ム）ハ之レヲ沒收シテカリフオルニア州ニ歸屬セシム

檢事總長ハ本法第五條ノ規定ニヨリ沒收裁判ノ手續ヲナス可キモノトス而シテ該所轄裁判所ハ借地權又ハ地上權（不動產ニ對スル準所有權ヲモ含ム）ノ價値ヲ評價シ訴訟入費ヲ附加シテ之ヲ州ノ權利ニ移ス可シ

民事訴訟第一千二百七十一條ノ規定ニヨリ借地權又ハ地上權（不動產ニ對スル準所有權ヲ含ム）ヲ公賣シタル代價ヲ以テ訴訟入費ヲ支辨シ殘額ハ關係者ニ交附ス可シ

第七條　本法ノ制定ハ本州ニ於テ不動產ニ關スル外國人ノ所有權及他ノ權利ニ關スル法律ノ制定權ヲ制限スルモノニアラズ

第八條　本法ト抵觸スル他ノ法律、條規ハ削除セラレタルモノトス

同法律の制定は日本人の經濟的發展を防止し農業者を驅逐するに在りしは云ふ迄もなく現に土地を所有する者が死亡したる時土地を相續する事を禁止し、法律に由つて定められたる規定に基き土地を競買に附し相續者は只單に夫れより得たる金額を得るに止まらしめ漸次日本人の所有する土地を恢復せんとす

るに在り、當時議員の間に論議せられたる記錄により考察すれば米國に歸化し得ざる外國人の土地所有權を禁止する事は殆んど滿場一致の意見にして只僅かに借地權を六年乃至三年にするかに就て穩和派の議論ありしも土地案提出者の眞意は全然日本人に對して借地權を禁止するにありたり、同年五月二日上院に於て借地權を三年に制限すべしとの修正案を提出したる共和黨議員ボイントン氏の議論に徵するも當時議員の抱懷したる意見の一般を知るを得べし、同氏曰く

『加州に日本人が在留する事だけは別に差支へなし、只彼等が土地を所有して根據を固むるを欲せざるのみ、故に若し日本人にして米人の所有する土地に勞働者として働くのみならば敢て搆ひなし、吾人は全然彼等を驅逐するに先ち小作人として位の恩典を與へ置くを以て賢明なる措置なりと信ず。』

漁業權禁止及隔離學校に關する法律案は幾度か議會に上程せられしも前者は經濟上の理由よりして通過せず、後者は公立學校に通學する生徒は往年の如く日本に於て出生したる青年子女に非らずして米國に於て出生したる幼少の子女なるが故に日本人學童隔離の理由は殆んど消滅するに至り現在に於て日本人學童に對する非難は英語の會話力貧弱なりといふ一點にあり、最近に於ては日本語敎授を以て目的とする日本語學校に對する非難百出し一九二一年の州議會は日本語學校取締に關する法律案を通過し、敎授時間の制限、敎師に對しては極めて簡單なる政治、經濟に關する試驗を施し、國語學校を州敎育課の監督の下に置けり、一九二〇年十一月二日加州の總選擧に際し一九一三年制定の土地法を更に過酷にし三ヶ年間の借地權をも全然禁止する人民直接立法の形式により外國人土地所有禁止及借地權制限に關する法律を通過したり、此イニシエテーヴ立法案は一九二〇年六月立案請願署名を徵する事を開始したりしが法律制定の署名數を得る事頗る困難の摸樣なりしも七月加州知事ステヴン氏は日本人實狀調査書を發表し上院議員フエラン氏亦選擧運動の爲に土地法制定を利用し盛んに排日の氣勢を煽りし爲め形勢一變したり、加之七月桑港に於て開催せられたる民主黨大統領候補豫選大會に於て排日決議を通過し超えて八月米國下院日本移民調査會の來りて一層排日氣勢を高め、法定署名數も容易に蒐集しイニシエテーヴ

案として一般人民の投票に附するに至れり、其當時加州商業會議所、宗敎家、敎育家、實業家其他地主等の熱心なる反對運動及日本人會の熱心なる反對運動ありしにも拘らず土地案に對する一般投票の結果は六十六万八千四百八十票の賛成投票に對し二十二万二千八十六票の反對投票あり、賛否の割合は三對一に相當し遂に法律となれり、之れを一八七八年支那人排斥法を制定せむが爲めに加州々民に計りし時排斥賛成十五万四千六百卅八票に對し反對投票八百八十三票なりしに比せば多少形勢の轉化せるを見れども土地案に對する棄權者約二十五万票ありしを以て加州人民の心理を窺ふ事を得べし、排日の首領と見做されたるフエラン氏は自己の政治的綱領としたりし排日土地案が通過したるに拘らず遂に落選したるは加州政界の對日感情を立證するものにあらずして同氏一個の政治的勢力の失墜と見ざるべからず當時幣原大使は本件に關し國務省と交渉を重ね國務省は突如として總選擧の前日に至り現存の合衆國法律及國民的正義に合致せざる同立法案は國家として之れを認容せずとの聲明書を發表したりしが同案否決に好影響を與へたりとの說をなすものあれども當時加州の政界の實狀に通曉するものゝ說としては國務省の聲明書は加州民の反感を買ひ中央政府の干渉を好まざる彼等の自尊心を挑發して却つて本案の通過を助長せりとの說は稍其眞相に近きものゝ如し。

一九二〇年十一月二日の總選擧に於て加州在留外國人より每年五弗以上の人頭稅を徵集しこれを敎育費に充當すべき法律を制定せしが一九二一年州議會は此法律を改正して加州在留一般外國人より每年十弗宛人頭稅を徵集すべき法律を制定したり、これに對しオークランド在留の照井丙吉氏は加州大審院に於て郡收稅吏を相手取り人頭稅法律無効の訴訟を提起し同法律は日米條約第一條第三項の規定に抵觸するものなりとの理由を以てし、墨西哥人ジー、チー、コッタ氏は同法律が合衆國第十四改正憲法の規定に抵觸するものなりとの主張をなし、照井氏同樣同法律無効の訴訟を起したり、而して此二個の訴訟は加州大審院に於て何れも一九二一年九月十二日憲法違反なりとの判決ありて同法律は無効に歸したり。

是れより先き一九一三年排日土地法の制定せらるゝや加州の日本人は土地購入の契約をなし所有名義が

米國市民の名義となりたるものは法律執行前に悉くこれを日本人の名義に書換へ契約の變更をなしたり借地契約も亦法律執行前に於て長期の借地契約に書換へ應急の方法を講じたりしが一九二〇年制定の排日土地法の實施せらるゝに先だちて農業家の多數は一時的應急の策として其當時法律の規定に依り許されたる三ヶ年の借地契約を結びたり、而して將來加州農業者の農業を經營する事を繼續せしめむが爲めに收穫步合分配の契約が土地法に抵觸せずとの法律上の見解に基き農業に從事する途を講じたりしが檢事總長ウエッヴ氏は此契約は土地法の精神を潛り米國に歸化し能はざる外國人が借地農業に從事する事を禁止せる法律の精神に抵觸するものなりとの聲明書を發表し日本人と收穫步合分配契約を結ぶ者は同法律の規定に依りこれを處罰すべしとの訓令を郡檢事に發したりこれに依つて地主は收穫契約を締結する事を惧れ日本人をして農業に從事するの道途絶せんとするに至れり、一九二一年十月十三日に至り加州サンノゼ市在留の地主オブライン及井上善三郎兩氏は收穫步合分配契約が土地法に抵觸するや否やを決定せむが爲めに合衆國地方裁判所の衡平法裁判所に於て試訴を提起したり而して南加州に於ては現行土地法の借地權及株式會社株劵所有禁止の規定が違憲なりや否やを闡明ならしめんが爲めに、試訴を提起したり。

◉收穫契約試訴梗概

一九二一年十月十三日井上善三郎、オブライン兩氏は加州檢事總長ウエブ氏とサンタクラヽ郡檢事クーリッヂ氏を相手取り桑港合衆國地方裁判所に收穫契約試訴を提起したり、其告訴狀の要綱は

一、原告合衆國市民ゼー、ゼー、オブラインは原告井上善三郎が農業上に多年の經驗を有するを以て彼に其所有地十英加の苺栽培農園を向ふ四ヶ年間耕作せしめ其收穫を分つべき契約を結ばんと欲す、然るに被告加州檢事總長ユー、エス、ウエヴは曾つて斯かる契約は加州外人土地法の規定に依り刑罰に處し土地を沒收すべしと聲明せり。

二、本訴訟は原告又は之と同位置に在る者に對し斯かる契約と其遂行に支障なからしめむが爲めに裁判所に法律施行停止の命令を發給せんことを望み之を提訴せしものなり。

三、原告等は米國第十四改正憲法の規定に依り保障せられたる權利を正當なる法律上の手續なくして剝奪せらるゝことなきを信じ、財產の享有權を剝奪せんとする檢事總長の行爲を阻止し均等なる法律上の保護を要求するものなり。

四、收穫契約は果して加州外人土地法の禁ずる範圍内に在るや、若し然りとすれば加州外人土地法は米國第十四改正憲法の規定に抵觸するものなり、被告が該契約は外人土地法の規定に抵觸するものなりとの聲明を爲し以て原告等に不法なる脅威を加へ契約の遂行を妨げるは原告井上善三郎の有する生存の爲めに正當なる勞働賃金を得んとする權利を剝奪するものなり。

五、原告は被告が今後原告又は之と同位置に在る他の各人に對し斯くの如き契約を締結せむとする場合に法律違反の理由に依り之を逮捕監禁する事を制止する法廷の命令發給を要求するものにして本契約が加州外人土地法の規定に抵觸するときは同法律は米國第十四改正憲法の規定に抵觸することを主張す。

本試訴は加州内に於ては在留邦人が借地農業に從事することを禁ぜられたるを以て邦人が農業に從事し其收穫產物を地主と分配して耕作者の勞働に對する報酬を得んとするに在りて借地權を禁止せらし結果之を潜りて農業に從事せんとする一種の窮策にして、本訴訟に引用したる收穫契約書の内容は頗る窮屈なる條件ありて實際一般農業に從事せんとする者に取りては適當のものに非ざりしも法律上の先例を作る爲には寔に已むを得ざりしなり、本訴訟は合衆國地方裁判所衡平法裁判に依り決定せらるべきものなりしが一九二一年十一月十八日桑港に於て合衆國巡廻控訴院判事ハント、地方裁判所判事ブレッドソーヅーリング三氏立會の上原被兩造より夫々法律上の辯論ありて一九二一年十二月二十日收穫契約は加州外人土地法の禁ずる範内に非ずとの判決あり原告井上善三郎、オブライン兩氏の勝訴となりたりしが加州檢事總長は土地法の改正を企てるか或は本件を米國大審院に上告すべしと聲明せり、本試訴判決文は

可なりの長文にして之を譯裁するの餘白なきを以て其要領を摘載すれば左の如し。

ヅーリング判事判決文摘譯

引証せられたる多數の判決例に照らして按ずるに係爭の契約は借地契約に非ずして純然たる收穫契約なるとは契約の條項文面より見て明瞭なる事實なり、加州外人土地法は土地を所有せる米國市民が耕作者に或期間土地上の權利を讓與せざる限り收穫契約の締結を禁止するものに非ず、合衆國に正當に入國したる日本人が其生存上必要とする農業勞働に從事することを禁止するを得ず、原告等は土地上の權利の讓渡をなさゞる限り收穫契約を取結ぶの權利を有す、本契約は詐欺的意思又は惡意を表明することなく地主は土地所有權及び占有權を保留し日本人は唯單に農産物を作り其産物を收穫したる後步合に依りて報酬を受くるの規定なるを以て借地契約に非ず全く收穫分配の契約なれば裁判所は本契約が其規定以外の目的の爲めに締結せられしものと認定するを得ず、加州外人土地法の目的は土地所有權又は土地上の權利を歸化不能外國人に讓渡することを禁ずるに在りて斯かる外國人が勞働の報酬として收穫物の步合を受くることを禁止するものと解釋する能はず、假りに加州は歸化不能外國人に步合耕作契約を禁止するの權能ありとするも現行法律には斯の如き契約を違法と認むべき規定なし、況んや此種の收穫契約は從來至る所に廣く慣用せられたるものにして決して新らしきものに非ず、若し斯の如き契約をも法律を以て禁するに在りしならば之を明瞭に禁止する法律の規定を設くることは極めて簡單にして現行法律に此規定なきは收穫契約をも禁止するは外人土地法の目的に非らざりしこと明らかなり。

右の理由に依り原告及原告と等しき地位に在る者が本契約と同樣の契約を取結ばんとする場合、加州檢事總長は之に干涉又は檢擧することを禁ず而して本裁判所は法律實施假執行禁止命令を發す。

◉加州借地權試訴梗概

一九二一年十月加州ロスアンゼルス在住の水野芳太郎、ダブリユー、エル、ポーターフヰールド兩氏は

加州検事總長ユー、エス、ウエッブ及びロスアンゼルス郡検事テー、エル、ウルワイン兩氏を相手取り羅府合衆國地方裁判所に加州外國人土地所有權禁止並に借地權制限に關する法律規定の借地權に關する試訴を提起したり、其告訴狀の要綱は左の如し。

一、原告水野芳太郎は農業の多年の經驗を有し唯單に農產物の耕作に從事するのみならず耕作せし產物の卸小賣に從事するに最も適當なる借地人と信ずるが故に原告ボーターフキールドは其所有地八十英加を水野に賃借せしめんとす。

二、然るに加州外國人土地法の規定は斯の如き行爲を禁止し若し之に違反するときは苛酷なる刑罰を科するの規定あり、原告等は斯の如き法律規定は憲法違反なりと信ずるも土地沒收又は苛酷なる刑罰に處せらるゝの危險を冒すに非ざれば本契約を締結すること能はず、而して原告等は本法律の効力如何に係らず唯だ之に服從するの外なし、依て原告等は本法律の借地權に關する規定が憲法違反なるや否やを決定せらるゝまで又た原告等が本契約を締結するに先きだち法律施行停止命令を發給せられんことを要求するものなり。

三、加州外國人土地所有權禁止並に借地權制限に關する法律の借地權制限に關する規定は第十四改正憲法の保障する財產及平等なる法律の保護を拒む憲法違反の法律にして、日米條約に規定せる商業に從事し又は商業に附帶の行爲を爲す權利をも侵害するものなり。

四、今後原告又は原告等と同樣の地位に在る者が借地契約を取結ぶに際し加州検事總長又は郡検事が検擧干涉し能はざる樣法廷の禁止命令發給を要求す。

五、加州外國人土地所有權に關する條項は憲法違反の法律として無効の宣告を要求す。

本試訴は南加中央日本人會の後援に依り提訴せられたる事件にして前項の收穫契約に關する試訴は桑港在米日本人會の後援に依り提訴せられたるものなり而して此試訴は加州に於ける邦人農業家に取りて重大なる關係ある問題たるのみならず太平洋沿岸諸州に於ける在留邦人に取りても亦重要なる訴訟なりしが訴訟關係者は加州検事總長と協議の結果兩試訴を同年十一月十八日桑港合衆國地方裁判所衡平裁判に

附し審議を遂げたり、本件の裁判官は收穫契約に關する試訴に於ける塲合と同一裁判官にして同年十二月十九日大要左の意味の判決を下せり。

ヅーリング判事判決文摘譯

加州外國人土地所有權禁止並に借地權制限に關する法律は日米條約の保障する範圍内に於ては歸化し能はざる外國人に對し土地の所有及び賃借を許すが故に本法律は日米條約違反に非らず、ポーターフヰールドと水野との間に取結ばんとする借地契約は農業土地上の權利の讓渡に關する契約なり、然るに日米條約の規定は日本國民に對し農園又は其利權の取得、占有、享有の權利に就ては何等の保障あるなし、本件に於ける米國憲法、法律及び日米條約上の論點に關しては加州外人土地法と殆んど同一の規定を設けた華州外人土地法の施行停止命令發給を要求せし際既に詳細に論じ盡されたり、同事件に於て原告は略ぼ本事件に於ける塲合と同樣の論告をなし裁判所は之に對して一切否認せり、華州外人土地法判決の論點と結論に對して本裁判官は全部同意を表するが故に玆に再び之を繰返し評論するの必要を認めず、本件の原告は本件と華州土地法訴訟とを區別して華州外人土地法は歸化の意志を表明せざる總ての外國人に對し土地所有權を禁止せるに反し加州外人土地法の規定は歸化し能はざる一部外國人に對してのみ土地の所有權を與ふることを拒むが故に專斷的不合理の差別的法律なりと主張せり、原告の言を借りて言へば州議會は外國人なる一つの自然的階級とも稱すべきものを促へ來りて二個の異りたり階級に之を分割し各階級に對し異りたる法律規定を設くることを得ずと主張せり、然しながら華州外人土地法は事實に於て之れに代ゆるに歸化の意志を表明せし外國人と之を表明せざる外國人との二階級に別ち各階級に對し異りたる法律規定を設け前者には土地所有權を許し後者には之を禁止せり。

合衆國議會は何人が米國に歸化し能ふべきかを專斷的に法制を爲すの權能を有するは明瞭なる事實にして議會は此權能に依り自由白人及び亞弗利加人並に其子孫なる外國人に限り歸化の特典を與へたり從て同制限に依り世界五大人種の中、黃、褐、赤の三人種を除外せられたり、而して斯の如き差別的

法制は專斷の嫌あれども之を制定せし理由に於て根據なしとせず、而かも短期間を除き此制限は米國政府創設以來今日まで常に存續せしものなり、一旦制定せられ而かも長期間存續せられたるものは假令專斷的法制なりと雖も實に重要なる基準を制定したるものにして州は此基準を適用して何人に其領土内の土地所有權を享有せしむるかを決定することを得、即ち此事實は在華州合衆國地方裁判所テレース事件の判決文に照らして明瞭なるものあり。

『米國の市民となり得ざる者は在留國の福祉に對し滿腔の誠意を盡すの精神に乏しく國家の興廢と其人の利害常に一致せざるものあるを以て國家は其領土内に於ける土地所有權を之に與ふることを拒むは至當と謂はざるべからず　若し市民となり得ざる外國人に土地所有權と借地權を與へんか其領土は悉く外國人の所有に歸するに至ることなきを保し難し、而かのみならず如斯場合には國家の基礎を危殆ならしめ同時に其建設せられたる一切の文化は國家に忠誠を盡すの誠意なく又た國家の盛衰と行動を共にする義務なき外國人の支配に歸せしめ一旦戰禍の不幸に遭遇せんか國家の運命は恰かもバベルの塔たるの憾あるに至るやも計り知るべからず。』

阿昌事件の判決を按ずるに米國に歸化し能はざる外國人に對し土地所有權を禁止する州の立法行爲を禁ずるにあるも本官は之に同意を表する能はず仍て法律施行停止命令發給の訴願を棄却す。

本訴訟の判決は別項記載の華州に於ける土地法試訴の判決に於ける塲合と等しく訴願の要趣を避け純法理の解釋を爲さゞるの憾あり、本件は米國大審院に上告したりしが一九二二年十一月二十七日最終審理あることゝなれり。

●土地會社株劵所有禁止に關する試訴梗概

加州外人土地法の規定せる土地を所有せる株式會社の株劵を米國歸化不能の外國人が所有することを禁止せる條項を無効ならしめむが爲めに佐藤信忠フリック兩氏は一九二二年二月廿七日加州檢事總長ウエッヴ氏を相手取り合衆國地方裁判所衡平法裁判に訴へたりしが同年三月二十二日加州桑港に於て審理せ

られたり、原告訴狀の概要左の如し。

原告レイモンド、エル、フリックは米國市民にして加州々法に依り設立したるマーセッド農耕會社の資本株二十八を所有するものにして原告佐藤信忠に之を四千二百五十弗を以て賣渡さんと欲す然るに一九二一年十一月二日制定の法律は米國歸化不能の外國人が斯の如き株劵を取得するときは之を沒收し且つ苛酷なる刑罰に處するのみならずフリックも亦刑罰に處せらるゝの規定あり加ふるに加州檢事總長は斯かる商行爲は州法の規定に抵觸するものとして當事者を撿擧處罰せむとす、如斯法律規定は合衆國及加州憲法の規定に違反し日米通商條約の保障をも無視するものなり、原告等は如斯規定が合衆國及加州憲法並に日米通商條約の規定に抵觸するものなるや否やを合衆國裁判所が判決を下すまで苛酷なる州法律の規定に反し株式賣買契約の履行を躊躇す仍て合衆國地方裁判所は本件訴訟の確定するまで法律臨時施行停止命令を發給せられむことを希望す。

原告辯護士エリオット氏と加州檢事總長ウエブ氏は原被兩造の法律上の權利に關し論告する處ありしが同年五月二十三日本訴訟の本件爭點及法律施行停止命令の發給は共に棄却せられたり、其判決の大要は左の如し。

本裁判所は原告等の申請せる法律臨時施行停止命令の發給を拒絕す。

本訴訟の爭點たる加州外國人土地所有權禁止並に借地權制限に關する法律の規定は合衆國及加州憲法の規定並に日米通商航海條約の規定に抵觸せず。

本官等は最近判決せられたる中塚對華州檢事總長、水野對加州檢事總長、井上對加州檢事總長に關する合衆國地方裁判所の判決に同意せるものにして是等の判決は各々合衆國及州憲法並に日米通商航海條約の規定を正當に解釋せるものと認む、仍て法律臨時施行停止命令發給の申請を拒絕す。

右の判決文はソーテル、ヅーリング兩判事の意見なるがモーロー判事は右判決文に別區の同意書を添付せり。

加州外人土地法には米國に歸化不能の外國人は合衆國と其外國人が從屬せる國との間に締結せられた

る條約の規定せる範圍內に於て加州に於て不動產の取得、所有、共有又は讓與を許可するの規定あり本件の告訴狀に依れば佐藤忠信は日本帝國臣民にして日本人を其父母とし加州內に住居するものなり佐藤信忠は合衆國の法律に依り合衆國市民となる能はざる外國人なるが故に彼は日米兩國間の條約に規定なき限り加州內に於ては不動產の取得、所有、共有又は讓與をなし能はざる處の外國人なり本官の見る處を以てすれば現行日米條約中には本件に關して何等の規定なきが如し從てマセッド農耕會社の資本株の所有は加州外人土地法の禁止せる不動產上の權利を取得するものなるや否やにあり、然るにマセッド農耕會社は加州法律に依り農業地を所有、取得、共有又は讓與する權能を與へられ現にマセッド郡に於て二千二百英加の農業地を所有す、而して右土地は住居若しくは商業の目的の爲めに使用せらるゝものに非らず仍て本官は斯かる會社の株式の所有者は加州土地法が斯の如き外國人に禁止する土地上の權利を獲得するものと認む、而して檢事總長には加州外人土地法第七條第八條並に民事訴訟法第四百七十四條の規定に基き斯の如き不動產上の權利を沒收する法律行爲を採るべき權能を附與せり即ち如斯法律行爲は日米條約、合衆國及加州憲法の規定に抵觸するものに非らず。

右判決の趣旨は佐藤信忠が買收せんとする株式は米國歸化不能の外國人に所有權なき土地を代表する株式の取得なるが故に之を禁止すと云ふにあるも佐藤信忠の買收せんとする株式は會社の過半株に充たざるものにして加州の會社法の規定に依るも如斯會社の法律上の位置は外國會社と看做さゞるを以て此判決の不法なることは今更云ふまでもない。若し如斯判決が此儘放棄抗爭せられぬことになれば加州內に於ては普通一般市場に於て賣買せらるゝ株式、債券、ボンド、手形。モーゲージキューポンなどの有價證券すらも買ふことと不可能なる狀態に陷るものなれば合衆國大審院に上告して最終審を求むるに至るべし。

●日本人後見職拒絕上告事件梗概

未丁年者の所有する財產及び其個人に對する後見人選定に就ては米國各州夫々異なれる法律規定ありて

加州に於ける事件と他州に於ける場合とを同視することを得ざれども加州大審院の矢野後見職拒絶事件に關する判決は日本人は日米條約上又は合衆國並に州の憲法の保障に依り如何なる特權を有するものなるかを判定したるものなるを以て玆に參考に記載すべし。

加州メリスビルに在留する矢野定彌氏は一九一九年十二月其孫娘テツブミの爲めにビユーテ郡内に於て價格三千弗約十五英加の農業土地を購入贈與したり、而して一九二〇年十月二十三日サター郡裁判所に對し矢野テツブミ(米國出生滿二歳)の爲めに其父矢野速雄氏を後見人と定むべきことを申請せり、然るに加州檢事總長ウエッブ氏は『本件に關する土地購入代金は父速雄が支拂ひ娘テツブミに之を贈與し財産管理を申請せるものなり、本件はテツブミの爲めに土地を購入したりと云ふも事實上速雄の金を以て之購ひ事實上の支配權を得んが爲めに後見人たらんとする申請をなしたるものにして明らかに法律違反なり仍て土地は州に沒收すべきものなり』と抗議し同年十一月六日裁判所は矢野速雄氏の後見人たることを拒絶して曰く『之れが州の法律を潜らんが爲めに子供の名義を利用して土地を購入したるものなり仍て子供は何等の財産を有せず同時に矢野速雄の後見職申請を拒絶す』一九二一年一月矢野氏は郡裁判所の判決を不當とし加州大審院に上告したり、矢野速雄並にテツブミ兩氏の主張は(一)矢野定彌の贈與したる土地は米國市民たるテツブミの所有なり　(二)日米條約の規定に依り速雄は後見人たることを得(三)テツブミは加州々法の規定に依り其父を財産上並に個人の後見人として選擇するの權利を有す、(四)合衆國及加州憲法の規定に依りテツブミは其財産に關し平等の保護を受くるものとす、之に對し檢事總長ウエッブ氏は全部之を否定し一九二〇年十一月制定の外人土地法を適用すべしとなし加ふるに州權を以て如斯場合に差別的立法を爲すの權利あることを主張し同時に親が子の爲めに代金を支拂ひ土地を購入したるは子に土地を信託したるものなりと主張せり、加州大審院は一九二一年十一月十四日双方の辯論を聽取し一九二二年三月一日左の判決を下せり。

一、矢野テツブミは米國市民にして土地所有權を有するものなり、彼女が未丁年者なるが故を以て土

地所有權を享有することに何等の缺點あるを見出す能はず、土地はテップミに讓渡せられ彼女は之を受納したるものなるを以て何人が其代金を支拂ひたるかは問題とするに足らず從て父子の間に信託關係あるを認めず。

二、一九二〇年制定の法律規定に依る土地を取得し且つ之を所有する資格なき外國人は土地を所有する米國市民未丁年者に對し該土地法の規定に準據しかゝる未丁年者の有する土地に對し後見人たることを得ずとの規定は日米通商條約に違反せず、何となれば同條約の規定は米國に居住する日本人の生命財産の保護と安全とに必要なる權利と特權とを日本帝國臣民は享有することを規定し居るも後見人として選定せらるゝ資格は財産又は財産上の權利に非らず唯單に人格に關するものにして條約に規定せる財産上の資格に非らず仍て郡裁判所の判決が日米條約の規定に抵觸すとの主張は合法的論據を有せず況んや本件の主体はテップミの所有する財産上の管理を委任する米國市民の權利に關するものなり又たテップミは米國市民なるが故に日米條約の保護を求むるを得ず

三、合衆國第十四改正憲法及び州憲法第一條第二十一項は平等なる條件により一般市民に賦與せざる特權又は免除權は之を一市民又は一階級の市民にのみ賦與することを得ずとの規定ありテップミは米國に於て出生したる合衆國及加州の市民にして彼女の人種若くば皮膚の識別を以て他の一般市民の享有する特權の何れをも拒むことを得ず、而して他人種市民の享有する特權全部はテップミに於ても亦平等に享有すべきものなり、市民となり得る父母を有する子女は其父母を個人及財産上の後見人として選定する法律上の特權を有し市民となり得ざる父母を有する子女のみが獨り其父母を個人及財産上の後見人たらしめ得ずとせば如斯子女は全く緣故なき他人を後見とせざるべからず之れ明らかに差別的立法にして加州内に於ては滿十四歳以上の未丁年者は市民となり能はざる父母と雖も其未丁年者の自由意思に依り後見人として之を選定し得るの特權を有するのみならず十四歳未滿の子女は法律上當然其父母を個人及財産上の後見人として選定を申請するの特權を有するものなるを以て一九二〇年制定の法律規定は憲法違反なり。

四、本件申請の當時に於ては米國歸化不能の外國人は米國市民の有する財產上の後見人たることを得ずとの法律規定なくサター郡裁判所が矢野速雄の後見人たることを拒絕したる最終命令の發給は一九二〇年制定外人土地法の實施前なり仍て一九二〇年制定法律の規定に依り拘束を受くべき理由なきも前に述べたる理由に依り一九二〇年制定外人土地法に規定せる米國歸化不能外國人を米國市民未丁年者の後見人として選定することを禁止せる條項は之を無効とす。

右の判決要領は極めて嚴正にして明瞭なるものなり即ち後見人の選定は米國市民の有する特權にして後見人たらんとする人の特權に非らずと云ふにあり加ふるに檢事總長が本件は一九二〇年制定外人土地法の規定の拘束を受くべしとなせしは本件申請並に拒絕判決が同法實施前なるを以て當然同法と關係なきに不拘判事をして外人土地法の後見人選定に關する規定を憲法違反なりとの判決を下すの機會を與へたるは甚敷失態にして藪蛇の感あり、右數件の訴訟の外に尙三四件土地所有權に關する訴訟係爭中なるも玆に之を略し代表的訴訟のみを揭ぐる事とせり。

◉直接立法に依る加州土地法案

加州人民ハ左記法律ヲ制定ス

第一條　合衆國々法ニ據リ合衆國市民タルコトヲ得ル總テノ外國人ハ合衆國市民ト同一方法及同一範圍ニ於テ本州內ニ於ケル不動產又ハ不動產上ノ權利ヲ取得、保有、使用、讓渡及相續スルコトヲ得但シ本州ノ法律ニ別段ノ規定アル場合ハ此限ニアラズ

第二條　第一條ニ揭ゲタルモノ以外ノ外國人ハ合衆國政府ト當該外國人ノ本國トノ間ニ存在スル現行條約ニ規定セラレタル方法、範圍、目的ニ於テノミ本州內ニ於ケル不動產又ハ不動產上ノ權利ヲ取得、保有、使用及讓渡スルコトヲ得

第三條　本州、他州又ハ外國ノ法律ニヨリ組織セラレタル會社、組合又ハ法人ニシテ其社員又ハ組合

員ノ過半數ガ第一條ニ特定セル以外ノ外國人ナルカ又ハ其發行株式ノ過半數カ是等外國人ノ所有ニ係ル塲合ハ該會社、組合又ハ法人ノ合衆國政府ト當該社員、組合員又ハ株主ノ本國トノ間ニ存在スル現行條約ニ規定セラレタル方法、範圍、目的ニ於テノミ本州内ニ於ケル不動產又ハ不動產上ノ權利ヲ取得、保有、使用及讓渡スルコトヲ得、合衆國政府ト第一條ニ特定セル以外ノ外國人ノ本國トノ間ニ存在スル現行條約ニ規定セラレタル方法、範圍、目的ニ於テノミ將來當該外國人ハ農業地ヲ取得、保有、使用又ハ讓渡スルノ權能ヲ有シ又ハ有シ得ル會社、組合又ハ法人ノ社員又ハ組合員ト爲リ又ハ之レガ株式ヲ取得スルコトヲ得

第四條　第二條ニ揭ゲタル外國人及第三條ニ揭ゲタル會社、組合又ハ法人ハ將來之ヲ未成年者ノ財產中本法ノ規定ガ該外國人、會社、組合又ハ法人ニ對シ取得、保有、使用又ハ讓渡ヲ禁止セル部分ヲ管理スル後見人ニ任命スルコトヲ得ズ當該郡ノ公定管理人其他適當ノ個人若クハ之ヲ本條ノ規定ニ據リ後見人ニ任命セラルヽ資格ヲ有セザル者ヲ兩親トスル未成年市民ノ財產ノ後見ニ任命スルコトヲ得

郡裁判所ハ左記ノ事實ヲ認メタルトキハ其必要ト認ムル通告ヲ與ヘテ前記財產ノ後見人ヲ解任スルコトヲ得

イ、後見人ガ第五條ニ規定スル屆出ヲ爲サヾリシコト

ロ、後見人ガ被後見人ノ利益ヲ主眼トシテ其財產ヲ管理セサルカ又ハセザリシコト

ハ、後見人ガ最初ヨリ後見人ニ任命セラルベキ資格ヲ有セザリシコト

ニ、其他解任スベキ法律上ノ理由アルコト

第五條　(イ)本條ニ於テ「受託人」ト稱スルハ第二條ニ揭ゲタル外國人又ハ斯カル外國人ノ未成年ノ子ノ所有ニ係リ且本法ノ規定ニ依リ斯ル外國人ガ取得、保有、使用又ハ讓渡ヲ禁ゼラルベキ性質ノ財產又ハ財產上ノ權利ヲ後見人、受託人、事實上ノ代辨人若ハ代理人又ハ其他ノ資格ニ

於テ所有、保管又ハ支配スル個人、會社、組合又ハ法人ヲ謂フ
（ロ）受託人ハ毎年一月三十一日迄ニ本州政務長官事務所及財産所在地ノ郡役所ニ左記事項ヲ掲載セル公証アル届書ヲ提出スベシ
（一）受託人ガ前記外國人又ハ未成年者ノ爲ニ保有スル動産又ハ不動産
（二）前記財産ノ各項目ガ受託人ノ保有又ハ支配ニ移レル年月日ヲ示ス記事
（三）前記財産管理及支配ニ關スル一切ノ經費、投資、地代、收穫及益金ノ箇條書特ニ所有株券、借地契約、收穫契約其他土地ニ關スル契約及作物ノ貯藏又ハ販賣ニ關スルモノ
（ハ）本條ノ規定ニ違反スル個人、會社、組合又ハ法人ハ之ヲ輕罪犯人トシ千弗以下ノ罰金又ハ郡監獄ニ於ケル一年以下ノ禁錮ニ處シ又ハ前記罰金刑及體刑ヲ併科ス
（ニ）本條ノ規定ハ累加規定ニシテ裁判所ノ管轄又ハ其手續ニ關スル規則ヲ變更スルコトナシ

第六條　管轄裁判所ニ於テ遺産處分又ハ遺言執行ノ手續中當該相續人又ハ受遺産者中ニ本法ノ規定ニ依リ本州內ノ不動産ヲ取得スルコトヲ得ズ、又ハ會社、組合、又ハ法人ノ社員權、組合員權又ハ株式ヲ取得スルヲ得ザル者アルトキハ裁判所ハ該財産ヲ相續人又ハ受遺産者間ニ分配セシメズ遺産處分ニ關スル法規ノ定ムル手續ニヨリ之ガ賣却ヲ命ズベク其賣却代金ハ之ヲ當該相續人又ハ受遺産者間ニ分配スベキモノトス

第七條　第二條ニ掲ゲタル外國人又ハ第三條ニ掲ゲタル會社、組合又ハ法人ニシテ將來本法ノ規定ニ反シ不動産ヲ取得シタルトキハ該不動産ハ沒收セラレ州ニ歸屬スベシ檢事總長又ハ當該郡檢事ハ加州政法第四百七十四條及ビ民事訴訟法第三編第八章ノ規定ニヨリ當該不動産沒收ノ判決及之ガ執行ニ必要ナル裁判上ノ手續ヲ執ルベシ、當該不動産ノ州ニ歸屬スルハ右裁判確定

ノ後タルベシ、將來外國人、會社、組合又ハ外人ニシテ本法施行ノ際既ニ設定シアリタル不動產上ノ担保權行使ノ結果當該不動產又ハ不動產上ノ權利ヲ取得シタル塲合ハ右財產カ當該所有者ニ屬スル限リ第二、第三及本條ハ之ヲ適用セズ、第二條又ハ第三條ニ揭ゲタル外國人會社、組合又ハ法人ハ將來其債權ヲ確保スルタメニ善意ニ設定シタル抵當權ヲ行使セル結果農業地ヲ取得スルニ至リタルトキハ二年以上之ヲ保有スルヲ得ズ

第八條　第二條ニ揭ゲタル外國人又ハ第三條ニ揭ゲタル會社、組合又ハ法人ガ將來本法ノ規定ニ反シ取得シタル借地權其他所有權以外ノ不動產上ノ權利ハ之ヲ沒收シ州ニ歸屬スベシ、檢事總長又ハ當該郡檢事ハ第七條ノ規定ニ依リ前記沒收ノ判決及ビ之ガ執行ニ必要ナル裁判上ノ手續ヲ執ルベシ、該訴訟ニ於テ裁判所ハ當該借地權其他ノ不動產上ノ權利ノ價格ヲ評定シ其評價額ハ訴訟費用ト共ニ州ニ屬スベキ旨ノ判決ヲ與ヘ然ル後民事訴訟法千二百七十條ノ定ムル所ニ依リ當該借地權其他ノ權利ノ設定シタル不動產全部ノ賣却ヲ命ズベシ前記判決ニヨリ州ニ歸屬スベキ金額ハ之ヲ前記賣却代金ヨリ控除シテ州金庫ニ支拂ヒ剩餘金ハ之ヲ裁判所ニ供託シ關係當事者ノ權利ニ應ジテ分配スベキモノトス

將來第三條ノ規定ニ反シテ取得シタル會社、組合又ハ法人ノ株式又ハ社員若クハ組合員ノ權利ハ之ヲ州ニ沒收ス前記沒收ニ關スル裁判上ノ手續ハ借地其他所有權以外ノ不動產上ノ權利ノ沒收ニ關スル本法ノ規定ニ依ル

第九條　第二條ニ揭ゲタル外國人ニ依リ取得、保有、使用、又ハ讓受ヲ禁止セラレタル不動產又ハ不動產ノ權利ノ移轉ガ本法規定ノ沒收ヲ免レントスル意志ヲ以テ爲サレタルトキハ其形式ノ適法ナルト否トニ拘ラズ該移轉ハ無効ニシテ之ニ依リ移轉セラレ又ハ移轉セント企テラレタル權利ハ之ヲ州ニ沒收ス

左記事實ノ一ヲ認メタルトキハ本法ノ規定ヲ免カルヽノ意志ヲ以テ移轉ヲ行ヒタルモノト推

定ス

（イ）第二條所掲以外ノ者ノ名義ヲ以テ不動産ニ關スル權利ヲ取得セラレタル場合ニ於テ其代價ガ第二條ニ掲ゲタル外國人ニ依リテ支拂ハレ又ハ支拂ハルベキ契約若ハ合意アルコト

（ロ）會社、組合又ハ法人ノ名義ヲ以テ不動産ニ關スル權利ヲ取得シタル場合ニ於テ其會社、組合又ハ法人ノ社員若クハ組合員權又ハ株式ニシテ第二條ニ掲グル外國人ニ屬スルモノト是等ノ外國人ニ依リテ支拂ハレ又ハ支拂ハルベキ契約若クハ合意アルモノトヲ合算シタル結果前記會社、組合又ハ法人ノ社員權、組合員權又ハ株式ノ過半數ニ達スルコトハ第二條ニ掲ゲタル外國人ニ對シ抵當權ヲ設定シタル場合ニ於テ該抵當權者ニ其不動産ニ關スル保有、支配又ハ管理權ヲ與フルコト

前記ノ推定ハ本法ニ依ル沒收ヲ免レントスル意志ノ存在ニ關スル他ノ正當ナル推定ヲ妨ゲズ

第十條　二人以上共謀シ本法ニ違反シテ不動産又ハ不動産上ノ權利ノ移轉ヲ爲シタルトキハ州若ハ郡監獄ニ於ケル二年以下ノ禁錮又ハ五千弗以下ノ罰金ニ處シ又ハ前記罰金刑及體刑ヲ併科ス

第十一條　外國人ノ本州内ニ於ケル不動産ノ取得、保有及處分ニ關スル本州ノ法律制定權ハ本法ノ規定ニ依リ何等ノ制限ヲ受ケタルモノト解スベカラズ

第十二條　本法ノ規定ニ抵觸スル法規ハ總テ之レヲ廢止ス但シ

（イ）本法ハ現ニ繋屬中ノ訴訟事件ニ何等ノ影響ヲ及ボサズ是等ノ訴訟事件ハ本法ノ制定ナカリシト同樣ニ續行セラルベキモノトス

（ロ）本州ノ法律ニ依リテ提起セラルヽ訴訟ハ本法ノ効力發生時既ニ開始セラレ居タルト否トヲ論ゼズ本法ノ制定ニヨリ何等ノ影響ヲ受クルコトナシ訴訟事件ハ本法律ノ制

定前ト同一條件同一方法ニ據リ同一効力ヲ以テ州法ニヨリ之ヲ提起スルヲ得

第十三條　（八）本法現行法ヲ增補、削除又ハ變更セザル限リ現行法ノ繼續ト看做ス

州會ハ本法ノ目的ヲ助長シ且其運用ヲ容易ナラシムル爲メ本法ニ適當ナル修正ヲ加フルコトヲ得

第十四條　本法ノ條、項、節、句又ハ用語カ何等カノ理由ニヨリ憲法違反ノ決判ヲ受クルコトアルモ斯ル判決ハ本法ノ他ノ部分ノ効力ニ影響ヲ及ボスコトナシ人民ハ茲ニ本法ノ條、項、節、句又ハ用語中憲法違反ノ判決ヲ受クルコトアルベキニ拘ラズ本法ヲ制定スベキコトヲ宣言ス

●華州排日的法律制定

華州は一八八八年十一月一日自治州となり憲法を制定して以來外國人の土地所有を禁止し加州とは其趣を異にせる事は既に前項に記載せしが如し、現行州憲法第二章第三十三條の規定に依れば合衆國の市民となるべく意思の宣誓をなさゞる外國人は本州内に於ては遺產相續、抵當權の設定または債權行使により適法に所有權を確認せられたる場合を除き、讓與、賣買、信託、契約によりて土地所有權を享有する事を禁ず。本法は貴重なる鑛石、鑛物、鐵、石炭、煉粘土を含有する土地又は產物製作に必要とする工場敷地に之を適用せず、社團法人の株式の過半が上記外國人によりて所有せらるゝ時は其法人は本法を適用すべき外國人と認む。

とありて之れに附屬したる法律規定あり舊來日本人は抵當權設定又は株式會社組織により若干土地を所有したる者あれども華州在留邦人の農業發展は主として借地小作に從事せるものにして借地契約は一九二一年以前には法律を以て禁ぜず從つて憲法規定の土地所有權禁止の精神に背反せざる短期の借地契約は有効なりしなり然るに一九一三年外國人土地所有權禁止の法律規定を修正せむと企てたりしは加州とは反對に外國人にも亦土地所有權を與へんとの計畫なりき、元來此憲法修正案は米國に歸化し得る外國

人に限り土地所有權を與へんとの計畫にして同年一月十五日下院に提出せられたり、同時に一般外國人にも亦土地所有權を享有せしむべしとの修正案提出せられ、議會に於て討議の結果、米國に歸化し得る外國人に限り土地所有權を享有せしむべしとの修正議案は同年二月六日七十對十五の大多數を以て下院を通過せり、上院は憲法修正委員會に於て同案を修正して自治組織の市町村內に在る土地に限り一般外國人に其所有權を享有せしむべしとの修正を加へ是れを院議に上程せしが同年二月二十六日上院は二十三對十六票の差にて之を否決したり、然るに三月十二日同修正案再議の動議成立し關係者間に於て非常なる苦心の結果二十八票對十一票にて一旦否決せられたる憲法修正案は遂に上院を通過し三月十三日議會最終日に於て六十六對二十三票の差を以て下院も亦之を通過したり、即ち前項記載の現行州憲法第二章第三十三條の規定に左の但書を挿入して一般外國人にも亦華州內に於て土地所有權を與ふるの憲法修正案を通過せり。

▲上下兩院を通過したる憲法修正案

但し定住所を有する外國人にミユニシパル、コーポレーションの地域內に在る土地を讓與したる時は本條を適用せず而して滿五ヶ年間定住所(レシデンス)を有せざるに至る時は華盛頓州內に於ける其外國人の土地所有權は學校基本金々庫に隷屬す

州の憲法修正は州議會上下兩院の全員三分の二の協贊を經て次の總選擧に於て一般選擧民の過半數の投票を經て成立するものなるを以て華州に於ける土地問題の解決は加州に比し一層困難なるものあり沿岸各地に於て米國に歸化し能はざる外國人(東洋人)の土地所有權を與ふるは不可なりとの說旺盛にして其波動遠く當州にも及び滔々岸を打たずんば止まざるの感ある時逆施倒行強いて我が權利を擴張せんとする運動は頗る困難なるものなりき、當時の議會戰において疲れたる同胞は一九一四年十一月二日の總選擧に必死の運動も遂に其効を奏せずして終に憲法修正案は否決せられたり、滿一ヶ年に亘る憲法修正に關する運動は直接在留日本人に何等の障害とならざりしも若し當年此運動に成功したりしならんには一

九二一年排日土地法の制定を見る能はざりしなり何となれば今回制定せられたる外國人土地所有禁止及借地權制限に關する法律は現行憲法の規定せる外國人土地所有權禁止の條項を敷衍立案したるものにして若し一九一三年上下兩院を通過したる憲法修正案が一般選擧民の賛成を經て憲法の修正成立したる時は憲法其れ自身を改正するに非ざれば法律規定を以て日本人の土地所有權或は借地權を制限する事不可能なればなり、今にして當時の情勢を顧み一九二一年の對議會運動に想到する時は實に千秋の恨なき能はず。

加州に於ける排日運動の大勢は一九二〇年十一月二日イニシエテーヴ案の成功に據り益々旺盛となり沿岸各州にその驥足を延ばし排日協會を各州に設立しアメリカン、レジョン在郷軍人團等を煽動し遠近相提携して加州排日土地法律と同樣の排日土地法を制定すべき運動を開始し華州に於てはシアトル市の排日協會及アメリカン、レジョン其中堅となり一九二〇年十一月十一日フィリップ、テンダル。ロバートグリーン兩氏は人民直接立法の形式に據る外國人土地所有權禁止及借地權制限の法律を制定すべき意志を華州政務長官に通じたり而して排日派はイニシエテーヴ立法案を州議會に提出する爲めに一九二一年一月三日迄に前總選擧投票有權者の一割に相當する請願人の署名を徵集する運動に着手したりしも時偶々年末多忙の際人心動搖して斯くの如き法律を考慮するの遑なかりしと僅々一ヶ月の短時日に加ふるに降雨甚だしくして天候險惡の際なりし爲めに直接立法提案に必要なる法律所定の選擧人賛成署名を得る能はずして遂に失敗に歸したり、彼等の失敗に際し注意すべきはシアトル勞働組合及びタコマ勞働組合が何れも排日立法に反對して之れを援助せざるのみか華州勞働組合機關紙ユニオン、レコード紙は數回紙上に本立法の不法非人道を痛撃し勞働階級に警告する所ありたる一事なり。

千九百二十一年華盛頓州々議會に提出すべく成案せられたる

◉直接立法案

華盛頓州内ニ於ケル不動産ニ對シ、外國人及ビ或種類ノ法人ガ有スル權利權力及ビ不能事ニ關スル法律

華盛頓州ノ市民ハ次ノ如キ法律ヲ制定ス

第一條　當州内ニ於テハ誠意ヲ以テ合衆國ノ市民タル意志ヲ既ニ發表シタル外國人（誠意ヲ以テ合衆國第一歸化證ヲ既ニ取得シタル外國人ノ意）以外ノ土地所有權ヲ禁止ス、但シ遺産ノ相續或ハ正當ナル抵當權ノ執行或ハ普通法律上ノ手續ニ依リ債權執行ノ結果所有權ヲ取得シタル場合ハ之レヲ除外ス、今日以後前記ノ外國人ニ對シ直接或ハ間接信託ニ依リ行ハレタル土地ノ讓渡ハ一切無効トス、但シ本法令ハ金屬鐵石炭或ハ耐火性粘土等ノ如キ貴重鑛物ノ鑛脈ヲ含有スル土地及ビ其採堀及ビ其生產品ノ製造ニ要スル機械器具ノ設置ニ必要ナル土地ニ對シテハ之ヲ適用セズ、資本株式ノ過半數ガ誠意ヲ以テ米合衆國第一歸化證ヲ取得セザル外國人ニ依リ所有セラレ居ル法人ハ本禁止法ノ目的遂行ノ爲メ凡テ之レヲ外國人ト看做スベシ

第二條　本法令解釋ノ範圍内ニ於テハ農業耕作地ニ對スル賃貸借權其他凡テノ權利及ビ農業耕作地以外ノ土地ニ對スル六ケ月以上ニ渉ル賃貸借權ハ凡テ之ヲ所有權ト看做ス

本法令解釋ノ範圍内ニ於テハ搾乳業及ビ牧畜業ノ爲メニ使用セラル丶土地ハ凡テ之レヲ農業耕作地ト看做ス

第三條　誠意ヲ以テ米合衆國第一歸化證ヲ取得セザル外國人或ハ資本株式ノ過半數ガ前記ノ外國人ニ依リ所有セラレ居ル法人ニ與ヘラレタルリース（賃貸借權）ハ凡テ本法令實施以後壹ケ年以内ニ其効力ヲ失フモノトス

第四條　本法ノ規定ニ違犯シテ所有セラレタル凡テノ土地ニ對シ土地所在地ノ郡檢事ハ該土地ヲ州ニ沒收スベク官沒訴訟ヲ提起スル義務ヲ有スルモノトス若シ郡檢事ガ前記ノ訴訟ヲ提起スル事ヲ怠リ或ハ拒否スル塲合ハ州檢事總長之ニ代リ前記ノ訴訟ヲ提起スル義務ヲ有スルモノトス

第五條　本法ノ規定ニ依リ當州内ニ於テ土地ノ所有權ヲ禁止セラレタル兩親ヨリ合衆國内ニ於テ出生シタル未丁年者ガ不動産ノ所有權ヲ取得シタル塲合ハ郡裁判所ハ請願ニ依リ未丁年所有主ガ丁年ニ達スル迄デ該土地ニ對シ管理人ヲ選定スル事ヲ得、但シ前記ノ管理人タルベキ者ハ必ラズ合衆國ノ市民タルヲ要シ、法人ハ管理人タルヲ得ズ、本法ノ規定ニ從ヒ選定セラレタル管理人ハ其ノ管理セル土地ニ對シ凡テノ義務ヲ執行シ、精神病者及ビ未丁年者ノ後見人ニ關スル當州法律ノ規定ニ從ヒ凡テノ報告及ビ勘定書ヲ裁判所ニ提出スルヲ要ス

第六條　誠意ヲ以テ未ダ合衆國第一歸化證ヲ取得セザル外國人及ビ資本株式ノ過半數ガ前記ノ外國人ニヨリ所有セラレ居ル法人ハ未丁年者及ビ精神病者ノ所有財産中本法ノ規定ニ依リ前記ノ外國人及ビ法人ニ對シ其所有權ヲ禁止サレタル種類ノ財産ヨリ成立スル部分ニ對シテハ一切後見人若クハ管理人タル事ヲ得ズ

第七條　誠意ヲ以テ未ダ合衆國第一歸化證ヲ取得セザル外國人及ビ資本株式ノ過半數ガ斯ル外國人ニ依リ所有セラレ居ル法人ガ債權或ハ抵當權ノ執行ニ依リ土地ノ所有權ヲ取得シタル塲合ハ前記ノ外國人或ハ法人ハ公賣處分決定ノ承認ヲ裁判所ヨリ得タル日以後二ケ年以上其所有權ヲ保持スル事ヲ得ズ、又前記ノ外國人或ハ法人ガ遺産ノ相續ニ依リ土地ノ所有權ヲ取得シタル塲合ハ前記ノ外國人或ハ法人ハ其被相續人死亡ノ日以後二ケ年以上其所有權ヲ保持スル事ヲ得ズ、本條規定ノ期間經過以後ニ於テハ該土地所在地ノ郡檢事ハ、若シ前記ノ郡檢事ガ之ヲ怠リ若シクハ拒否スル塲合ハ州檢事總長之レニ代リ、公賣處分執行ノ手續法ニ依リ裁判所ノ命令ニ從ヒ該土地ノ公賣處分要求ノ訴訟ヲ提起スル義務ヲ有スルモノトス、而シテ其賣得金

ハ凡テノ訴訟費用ヲ扣除シタル後之レヲ前記ノ外國人或ハ法人ニ交附スルモノトス

第八律　誠意ヲ以テ未ダ合衆國第一歸化證ヲ取得セザル外國人及ビ資本株式ノ過半數ガ前記ノ外國人ニヨリ所有セラレ居ル法人ハ債權若シクハ抵當權ノ執行ニヨリ土地ノ公賣處分決定ノ承認ヲ得ル以前ニ、該債權若シクハ抵當權ハ善意的ニ生ジタルモノニシテ決シテ本法ノ適用ヲ免ルヽ目的ヲ以テ故意ニ發生セシメラレタル者ニ非ザル事ヲ明記シタル宣誓書ヲ裁判所ニ提出スル事ヲ要ス、合衆國ノ市民ハ何人ニテモ土地公賣處分決定承認ノ日ヨリ一ケ年以内ニ於テハ土地所在地ノ郡裁判所ニ訴訟ヲ提起シ前記ノ宣誓書ニ對シ抗告ヲナス事ヲ得、斯ル訴訟ガ提起セラレタル場合ニハエクイテイ裁判(衡平法裁判所)ニ於ケル如ク裁判ヲ開廷シ法廷ニ於テ該債權或ハ抵當權ハ本法ノ適用ヲ免ルヽ目的ヲ以テ故意ニ發生セシメラレタルモノナル事ヲ判決セラレタル場合ハ其土地ハ州ニ沒收セラルベキモノトス

債權或ハ抵當權ノ執行ヲナスニ當リ公賣處分決定ノ承認ヲ裁判所ヨリ得ル以前ニ其土地ヲ所有シ或ハ支配シ或ハ三ケ年以内ニ抵當權ヲ執行シタル場合ハ該債權或ハ抵當權ハ本法ノ適用ヲ免ルヽ目的ヲ以テ故意ニ發生セシメラレタルモノト推定ス、本條規定ノ適用ハ既往ニ遡ボルモノトス

第九條　土地所在地ノ郡檢事及ビ州檢事總長ハ當州内ニ於テ土地ヲ所有スル凡テノ法人ニ對シ其資本株式ノ幾割ガ誠意ヲ以テ未ダ合衆國第一歸化證ヲ取得セザル外國人ニ依リ所有セラレ或ハ前記ノ外國人ノ爲メ信託ニヨリ所有セラレ居ルヤニ關シ社長或ハ其他ノ責任アル役員ノ宣誓書ヲ要求スル權利ヲ有ス、法人ガ前記ノ要求ヲ受領シタル場合ハ州法人ハ三十日以内ニ外國法人ハ九十日以内ニ前記ノ宣誓ヲ提出セザルカ或ハ提出セラレタル宣誓書ニ依リ該法人ノ資本株式ノ過半數ガ誠意ヲ以テ未ダ合衆國第一歸化證ヲ取得セザル外國人ニ依リ所有セラレ居ル事實ガ明白トナレル場合ハ土地所在地ノ郡檢事ハ該法人ニ依リ所有セラレタル土地ヲ州ニ沒

収スベク官沒訴訟ヲ提起スル義務ヲ有スルモノトス、若シ郡檢事ガ之レヲ拒否シ或ハ之レヲ怠ル場合ハ州檢事總長ハ之レニ代リ前記ノ訴訟ヲ提起スル義務ヲ有ス

合衆國ノ市民ハ何人ニテモ前記ノ宣誓書ガ提出セラレタル日ヨリ一ケ年以内ニ於テ郡裁判所ニ訴訟ヲ提起シ前記ノ宣誓書ニ對シ抗告ヲナス事ヲ得、前記ノ訴訟ガ提起セラレタル場合ハエクイテー裁判ノ場合ニ於ケルガ如ク裁判ヲ開廷シ法廷ニ於テ法人ノ資本株式ノ過半數ガ誠意ヲ以テ未ダ合衆國第一歸化證ヲ取得セザル外國人ニヨリ所有セラレ或ハ前記ノ外國人ノタメ信託ニヨリ所有セラレ居ル事實ガ明白トナル場合ハ該法人ニヨリ所有セラレタル土地ハ州ニ沒收セラルベキモノトス

第十條　土地所在地ノ郡檢事及ビ州檢事總長共ニ本法ノ規定ニ依リ彼等其義務ト定メラレタル訴訟ヲ提起スベク請求書ヲ受領シ受領後三十日以上ニ及ブモ尚起訴ヲ怠リ或ハ拒否スル場合ハ合衆國ノ市民ハ何人ニテモ之レニ代リ訴訟當事者ノ一方タルベキ州ノ爲メニ訴訟ヲ提起スル權利ヲ有ス

本法ノ規定ニ依リ或ハ市民ガ前記ノ訴訟ヲ提起スル權利ヲ附與セラレタル場合ハ市民ハ訴訟ヲ提起スルト同時ニ被告人ノ勝訴ニ歸シタル場合其訴訟費用及ビ相當ノ辯護費用ヲ支拂フ爲メ裁判所ニ五百弗ノ保證若シクハ現金ヲ供托スベシ、但シ州ガ前記ノ如キ訴訟當事者ノ一方タリシ場合ハ州ハ其訴訟及ビ辯護費用負擔ノ責任ヲ負ハズ

第十一條　本法ノ規定ニヨリ必要トセラレタル宣誓書ニ對シ故意ニ虛僞ノ宣誓ヲナシタル者及ビ本法規定ノ何レカノ條項ニ違犯シタル者及ビ本法ノ規定ヲ犯スタメニ二人若シクハ二人以上共謀シタル者ハ凡テ之ヲ重罪ニ問ヒ二ケ年以下ノ懲役又ハ五千弗以下ノ罰金ニ處シ又ハ懲役及ビ罰金ノ兩刑ヲ科スル事アルベシ

第十二條　假令本法規定中ノ或條項ガ憲法ニ違反スルモノナリトノ判決ヲ受クル事アリトスルモ判決ハ

本法規定ノ其他ノ條項ノ法律的効力ニ對シ何等ノ影響ヲ及ボス事ナシ

人民直接立法案に失敗したる排日派は一九二一年一月十日召集せらるべき州議會に同様の排日土地案を提出すべき事を聲明したりしが同年一月廿七日キング郡選出下院議員アダム、ビーラー及ゼー、テー、ジヨンス兩氏は排日土地案を提出したり國際關係及移民委員會並に法制委員會に附托審議せられたる後二月廿五日下院の議事日程に上程せられて七十一對十九票の差を以て本案を通過したり越えて三月四日知事ハート氏に之れを送達したりしが本法律原案は凡て十三條より成る法律案なりしに拘らず第十二條の法律即時執行の規定脱漏し居りしが知事ハート氏は三月八日本法律案に署名したりしを以て其實施は同年六月九日より施行さるゝ事となれり、斯くの如き過酷なる法律を制定し日本人を農業より驅逐し日本人をして法律施行前に何等の手段方法を講ずるの暇なからしめんが爲めに特に法律即時執行の條項を制定したるに拘らず知事の手元に廻付したる法律原本には彼等の窘迫最上の武器たる即時執行の條項脱漏したるは彼等に取りては千仭の功を一簣に缺くの憾あらしめたるものなるべし、此奇怪なる第十二條の脱漏に對し排日派は狼狽激昂し再び本法律議案を議會に返附する要求決議案を提出せむとの運動を開始したれども議會閉會の期日切迫して其効を奏せず知事は議會の閉會前日に於て署名發布したり本會は我が在留民の權利擁護の爲めに本案否決の運動をなしたりしも遂に効を奏せずして排日土地法の制定を見るに至りしは甚だ遺憾とする處なり、這般の運動消息に就いては茲に之れを詳述するを避くべし。

◉華州外國人土地所有及借地權制限に關する法律

（一九二一年三月二日制定、同年六月九日より實施）

第一條　本法律諸條項中使用ノ

Ａ「外國人」ナル語ハ誠心誠意合衆國市民タラント欲シテ其意志ヲ發表シタル外國人ヲ含マズ然レドモ其他ノ外國人、株式會社及ビ組合ニシテ其株劵ノ過半數ガ外國人ニヨリ所有又ハ管理

セラル、場合或ハ其株主又ハ組合員ノ過半數ガ外國人ナル時ハ之ヲ外國人ト見做ス

B 「土地」ナル語ハ礦物、金屬、鐵、石炭又ハ耐火性粘土等ノ有價物ヲ含有セル土地、採堀ノ爲メ使用スル工場及ビ機械設備ノ爲メ或ハ其産出物精製ノ爲メニ必要ナル土地ヲ含マズ然レドモ其他一切ノ土地及ビ其利得權、支配、所有、使用、享有、借地、生産物又ハ利潤等ノ權利ヲ含ム、但シ(第一)抵當(第二)當該外國人所屬國ト合衆國トノ條約ニ據リ特種ノ目的ノ爲メニ土地ノ使用ヲ許可サレタル外國人ガ十ケ年以内ニ限リテ當該土地ヲ所有、使用又ハ享有スル場合ヲ除外ス

C 「土地」ナル語ハ又既得ノ土地及ビ將來土地ヲ所有スル株式會社又ハ其他ノ組合ガ本法律ニ依リ外國人ト見做サレタル場合ニハ其株劵及ビ利得ヲモ含ム

D 「所有」ナル語ハ法律上ノ土地所有權及ビ契約其他ノ方法ニ因ル一切ノ權利ヲ含ム

E 「所有權」ナル語ハ法律上ノ土地所有權及ビ契約又ハ其他ノ方法ニ因ル一切ノ所有權ヲ含ム

F 遺産相續或ハ正當ナル抵當權執行若クハ法定ノ債權執行ニ依リ獲得シタル土地所有權並に市民權ヲ有スル婦女ガ外國人トノ結婚ニヨリテ國籍ヲ喪失スルモ其結婚前ニ獲得シタル土地所有權ハ除外トス

G 「相續」ナル語ハ遺言狀ニヨリ土地ヲ讓與シタル場合ヲモ含ム

H 「抵當」ナル語ハ土地ニ關スル一切ノ留置權(リーン)ヲ含ム

I 外國人ノ所有スル抵當ニシテ抵當權執行事故發生前ニ其土地ノ支配、所有、使用或ハ享有權ヲ與ヘタル抵當契約ハ之ヲ絶對的讓渡契約ト看做ス

J 「人」ナル語ハ個人、協同經營、株式會社或ハ其他一切ノ團体ヲ含ム

第二條 外國人ハ土地ヲ所有シ又ハ所有權ヲ享有スル事ヲ得ズ、何人モ外國人ニ代リテ土地ヲ所有シ又ハ其所有權ヲ保持スル事ヲ得ズ、當州ノ憲法ニ違反シ現在外國人ノ所有又ハ外國人ニ代リ

テ保持サル、土地ハ之ヲ沒收シ州ノ所有ニ歸セシム、當州ノ憲法又ハ本法律ニ違反シ今後外國人ニ又ハ外國人ノ爲メニ讓渡シタル土地ハ之ヲ沒收シ州ノ所有ニ歸セシム

第三條　遺産中ニ土地アル時ハ外國人ハ遺言ニヨル遺産保管人、管理人又ハ後見人タルヲ得ズ、但シ本法律實施前ニ前項ノ資格ヲ有セルモノハ二ケ年以内ニ限リ之ヲ繼續スル事ヲ得

第四條　外國人ニシテ今後遺産相續、抵當權執行又ハ法律上債權執行ニ依リテ土地ヲ獲得シ其日ヨリ向フ十二ケ年以上之ヲ所有シテ尚ホ外國人ナル時ハ其土地ヲ沒收シ州ノ所有ニ歸セシム

第五條　土地ヲ擔保トシタル債權ヲ有スル外國人ニシテ其擔保ノ土地ヲ支配シ、所有シ、使用シ又ハ享有セル場合ハ債務辨濟ノ期日滿了シタルモノト看做シテ抵當權ノ執行ヲナスベシ若シ其外國人ニシア其土地ヲ支配シ所有シ、使用シ又ハ享有シタル日ヨリ三ケ年以内ニ抵當權執行ニ因ル公賣處分ニ附セザル時ハ其抵當及ビ債權ハ之ヲ州ニ沒收シ州ハ抵當權ノ執行ヲ爲スベシ

第六條　合衆國市民タラント欲シ其意志ヲ發表シタル外國人ニシテ意志發表ノ日ヨリ七ケ年以内ニ市民トナラザル時ハ其外國人ノ意志發表ハ誠意アリシモノト認メズ

第七條　何人タリト雖モ

A　情ヲ知リテ外國人ニ土地及ビ其所有權ヲ讓渡シタルモノ

B　情ヲ知リテ外國人ノ爲メニ土地又ハ其所有權ヲ信託ニヨリ保持スルモノ

C　現在又ハ將來ニ拘ラズ外國人ノ爲メニ信託ニヨリ土地及ビ其所有權ヲ保持スル者ニシテ其事實ヲ發見シタル日ヨリ卅日以内ニ檢事總長又ハ其土地所在ノ郡檢事ニ通告セザルモノ

D　現在又ハ將來ニ拘ラズ外國人ニシテ土地所有權ヲ有シ或ハ之ヲ支配シ所有シ、使用シ、又ハ享有スル場合其土地所有權ノ性質及ビ範圍ヲ檢事總長又ハ其土地所在ノ郡檢事ニ對シ陳述セザルモノ

E　現在又ハ將來ニ拘ラズ土地ヲ所有シ、支配シ、使用シ或ハ享有スル株式會社若クハ組合ノ役

員又ハ代理人ニシテ其株式會社又ハ組合員タル外國人ノ有スル權利ノ性質及範圍ヲ檢事總長又ハ其土地所在ノ郡檢事ニ對シ陳述セザルモノ

F 現在又ハ將來ニ拘ラズ外國人ノ爲メ信託ニヨリテ土地及其所有權或ハ支配權ヲ保持スル株式會社或ハ組合ノ役員又ハ代理人ニシテ其土地ニ對シテ外國人ノ有スル權利ノ性質及ビ範圍ヲ檢事總長又ハ其土地所在ノ郡檢事ニ對シ陳述セザルモノ

G 本法律ノ規定ニ違反シ又ハ之ヲ回避セントスル者ヲ故意ニ敎示シ幇助シ或ハ敎唆スルモノ

以上ノ各項ニ該當スル者ハ一ケ年以內ノ禁錮又ハ一千弗以下ノ罰金或ハ兩者ヲ併課スル事アルベシ

第八條 本法律ノ勵行ハ檢事總長及ビ各郡檢事ノ職務ニ屬シ檢事總長ハ之ガ勵行ヲ指揮監督スルモノトス

第九條 本法律ノ規定ニヨリ沒收シタル財產ハ州內公立學校基金ニ編入シ其規定ニヨリテ處分スルモノトス

第十條 本法律ハ市民ニシテ相當ノ價格ヲ支拂ヒ外國人ヨリ又ハ外國人ヲ經テ既ニ取得シタル又ハ今後取得スル土地ノ所有權ヲ傷ケズ

第十一條 本法律規定中ノ或ル條項ニシテ憲法違反ト判決セラルヽモ其判決ハ他ノ條項ノ法律的効力ニ何等ノ影響ヲ及ボス事ナシ

第十二條 レミントン及バリンヂャー氏編纂華盛頓州法典第八七七五條及第八七七六條ヲ削除ス

一九一三年及一九二一年の州議會には白人と有色人種の雜婚禁止法律案提出せられたるも否決となり一九二一年の議會は日本人國語學校を取締る目的を以て私立學校取締及鑑税制度に關する法律案を提出したるものありしも否決せられたり華州は加州に比し排日的法律の制定尠く從來二三の排日的法律案の提出を見たりしも何時も成立せし事なし玆に其內容を詳述する事を略すべし。

◉華州土地法借地權試訴梗概

一九二一年三月廿七日シアトル市に於て開催したる西北部聯絡日本人會協議會は在留邦人の既得權を擁護し米國及華憲州法の保障に依る權利を侵害せられたりとの理由を以て農業地借地權禁止、抵當權設定による土地所有權制限の各條に對し試訴を提起する事に決し囑托辯護士をして先づ借地權禁止の條項に對し檢事總長を相手取り訟訴を提起したり本件は合衆國地方裁判所衡平裁判所に於てインジャンクション命令の發給を求め本件訴訟の決定する迄借地權禁止の規定を停止せられん事を求め本件訴訟の第一審を終りたる時州檢事總長若しくば訴願人は其判決の結果により原被何れかこれを米國大審院に上告するの諒解に基き一九二一年六月十四日訴訟を提起したりしが同年六月廿四日在タコマ合衆國地方裁判所に於て本訴第一審開廷せられ原被双方の辯論ありたり。

此種訴訟は合衆國地方裁判所判事二名と合衆國巡廻控訴院判事一名との合議により決定するものなるを以て當日はポートランド市に居住する合衆國巡廻控訴院判事ギルバード氏タコマ市合衆國地方裁判所判事クッシマン氏及び沙市合衆國地方裁判所判事ネートラー氏本件審理の任に當れり。

▲提訴目的

本訴訟は一九二一年華州議會制定の外國人土地所有權禁止及び借地權制限に關する法律の規定せる借地權に關する條項は我等在留日本人に對し差別的取扱をするのみならず條約及憲法の保障により當然享有すべき權利を無視侵害し本法に抵觸するの行爲ある時は嚴罰に處せらる可きものなるを以て本法は違憲にして不法且つ無効なりと信ず可きものなるも何人も本法を無視して土地賃借契約を締結實行し能はざるを以て衡平法裁判所の裁斷を仰ぎ本法が果して違憲なりや否やを決定するに非れば條約及憲法の保障による合衆國内に居住する各人の權利平等保護の特權を享有し得ざるにより本法は違憲なりや否やの決

定ある迄其執行實施を停止せん事を裁判所に要求せるものなり。

▲原告側辯論

原告フランク、テレス及び中塚信太郎の辯護士ハーバート・スタット氏は本件に關する辯論を爲すに先だち新土地法の註釋をなし土地法實施停止訴訟の目的を詳述し辯論に入れり。

訴願人フランク、テレスは其所有せる土地を中塚信太郎に賃貸せんと欲し既に兩人の間には借地契約の合意をなせりと雖も訴願人等が該契約を履行する時は啻に其契約關係土地を沒收せらるゝのみならず當該關係者は州法に觸るゝものとして罰金及び体刑に處せらるゝ可し、テレスは米國市民にして其所有せる土地を正當なる目的の爲めに使用す可き契約を爲す事は當然の權利にして合衆國及び華州憲法の保障する所なり合衆國に居住する各人は其の生命財産幸福に對しては平等に保護せらる可きものなるに拘らず本法實施を見る時は生命財産幸福の平等保護を得ざるのみならず嚴罰に處せらるは不法の甚だしきものと云はざる可からず、米國大審院判例によれば土地河川港灣鳥獸魚介に關する法律及び官衙役人に對する制限規定は市民と外國人との權利に關し差別的法律を制定し得るも居住營業旅行遊戯に關しては何等差別的法律を制定する事を得ずと、然るにテレスが中塚信太郎に賃貸せんとする土地賃借契約は不動産の贈與又は賣買に非らずして單に其使用權を一時的に認容するものなり普通法及び米國大審院判例によるも此の種契約はパーソナル、プロパテーと認められ居るものなれば之れに關する契約をなさんとする當事者が米國市民たると外國人たるとを問はず其間平等にして何等差別ある可からざるなり、即ちパーソナル、プロパテーに關する契約は其當事者が合衆國市民たると外國人たるとを問はず同様に其權利を保護せられざる可からず。

現行華州憲法は外國人土地所有に關する規定を設け礦物金屬鐵石又は耐火粘土等の有價物を含有する土地及びこれが採掘の爲めに使用する工場並びに器械設備の爲め或は其の産出物製造の爲めに必要なる土

地を所有する事を許容し其他の目的の爲めに使用せんとする土地は一切之れを外國人に所有せしむる事を禁止し居るも土地借地權に關しては何等制限を設けず華州對カースチンの判例によれば九十九ヶ年の借地契約は其契約期間が不當に長期なりとの理由により外國人に土地所有を禁止する精神に悖るものなりとして其借地契約を無効とせり又其後外國人に賃貸したる四十九ヶ年の借地契約は前例同一の理由により使用目的に對し不當の長期なりとの理由を以て憲法の規定せる外國人土地所有禁止の精神に悖るものなりとして之れを無効とせる華州大審院判例あり、然れども同時に借地契約が土地使用目的に對し相當の期間なる場合は例へ借地人が外國人なりと雖も契約は有効にして憲法の精神に戻るものに非らずと判決せられたり故に現行憲法の規定によるも華州在住の外國人は其使用目的が正當にして相當期間なる時は有効に借地契約を締結し得るものにして殊に借地契約は動産契約と認めらるゝものなるを以て既に憲法の規定により與へられたる特權を後に制定せらるゝ州法を以て之れを奪ひ又は制限し得べきに非らざるなり、即ち州は憲法の保障により外國人に對し或る種の土地所有權を與へ又借地權を與へたるものにして右憲法規定を改めざる限り州法を以て既得權利を奪取する能はずと痛論し幾多判決例を引用して其所論を確證せり、更らに同辯護士は日米條約第一條第一項の規定によれば『兩締盟國の一方の臣民又は人民は他の一方の版圖内に到り、旅行し、居住し、卸賣又は小賣商業に從事し家屋製造所倉庫及び店舗を所有又は賃借し之れを使用し、自ら撰擇せる代理人を雇使し、居住及び商業の目的の爲め土地を賃借し其他一般に商業に附帶し必要なる一切の行爲を爲す事に就き其國の法令に遵由するに於ては内國臣民又は人民と同一の條件により之れが自由を享有す可し』とあり、此條項に基き訴願人中塚信太郎は米國に正當に入國し多年農産物卸小賣の營業に從事し土地を賃借し農産物營業に必要なる産物の耕作に從事したるものにして今後も亦農産物卸小賣營業を繼續し獨り他人の耕作に關はるもののみを販賣するに止まらず自ら優秀なる産物を耕作し手廣く其販路を擴張せんとするに必要なる一切の行爲をなすに於て合衆國は前記條約の規定により中塚信太郎の正當なる行爲を保護せざる可からず中塚信太郎が農産物の

御小賣に從事するは獨り單に他人の耕作せるもののみを販賣するに止めず自ら其營業に必要なる農產物を產出し市場に販路を求むる事は條約の規定による所謂商業に附帶し又は必要なる一切の行爲をなすに就き米國市民と同一の條件により、同一自由を享有す可きなり、例へば米國市民が一定の給金を支拂ひ日本人を使用して農產物を耕作せしむる時地主と働き人との間には單に雇傭關係を生じたるものにして土地の所有權に關しては何等影響を生ぜざるものなり、更らに一步を進めて地主と日本人との間に作物步合分配の契約をなし日本人が耕作したる產物の若干部分を報酬として日本人に交附する時も同一の結果を生ず可し、尙更らに一步を進めて米國市民が其所有せる土地を日本人に對し向ふ六ヶ月間使用せしめ其產出する一切の產物を日本人に與へ其代償として若干の借地料を徵集する時も其結果に於ては前二例と同一なり、只契約の形式に於て若干相違あるのみ、米國市民たる地主は土地所有權の一部分をも外國人たる日本人に讓與するものに非らず其契約自体は動產契約たるなり。

既に前論の如く借地契約は現行憲法の規定せる外國人土地所有禁止の精神に反せざるのみならず訴願人等の間に締結せんとする五ヶ年借地契約は其使用目的に對し相當期間にして華州大審院の判例にも抵觸せず同時に契約當事者間に於ける合意に基づき現行憲法及び其他一切の法律に抵觸せざるものなるが、只獨り一九二一年制定の外國人土地所有權禁止及借地權制限に關する規定に抵觸するものなり、斯くの如くにして新土地法借地權に關する規定は合衆國第十四改正憲法、華州憲法第二章第卅三條の規定に抵觸し米國內に正當に居住するものゝ權利を平等に保護せざるものなり、故に同法の規定は憲法違反にして當然無効たる可きものなり從つて合衆國地方裁判所は訴願人等の締結せんとする借地契約の事實を審理し訴願人等の行爲が法律に抵觸するものなりや又同法の規定が違憲不法なりやを判決せらるゝ迄臨時に本法實施を停止せられん事を希望すと』云ひ更らに同辯護士は新土地法違憲の點を指摘する細微に入り且つ其主張を立證するに足る可き合衆國大審院及華州大審院及び其他各州に亘つて有力なる判例を引用して辯論を終れり。

次いでハウ氏は起ち大要下の辯論をなせり『華州土地法の借地制限に關する條項は全く差別的法律にして明らかに憲法違反なりと認む、誠心誠意合衆國市民たらんと欲して其意思を表示したる外國人は現行憲法の規定により土地の所有權及び借地權を有するを以て日本人も亦米國に歸化の意思を表示し宣誓する時當然憲法及び其他法律の規定による土地所有權及び借地權を享有するの特權を享受するものなるが合衆國歸化法の解釋及び幾多判例によれば日本人は合衆國に歸化するの特權を有せずとの解釋あるを以て例へ日本人自らは合衆國に歸化の意思を有し歸化を欲するも現在に於ては其自由を有せず、從つて新土地法に於て規定せられたる誠心誠意を以て合衆國に歸化するの意思を表示したるものは土地所有權及び借地權を有すと云ふの條項は現在に於て日本人に取りては寸効あるなく日本人は事實上右に對する特權を享有せざるものなり、換言すれば新土地法は其條文上に人種及び民族の差別を設けざるも別他合衆國法律中現在に於て人種上差別を設けたる法律あるを以て其歸納的實質結論に至りては全く差別的立法となれり、歸化し能はずと解釋せらるゝ日本人に對し土地所有權を享有せしめよと主張するものに非らざるも、土地の一部使用權たる借地權即ち動產に關する契約を米國市民及び他の外國人と同等に與へられん事を主張するものなり、日米條約の規定によるも又は合衆國憲法華州憲法の規定によるも米國の版圖內に居住する各人は其生命財產幸福に對し平等に保護せらる可しとあり、之れに基き日本人が正當に米國に入國し其國の法律に遵由する時は正當なる目的に使用せんとする動產契約權に對して平等なる保護を與へざる可からず之れを黑人種選擧權に關してメリーランド州が制定せる法律に對照するも同一の結論に到達す可し、即ちメリーランド州の制定せる黑人選擧權に關する法律は南北戰爭の結果として合衆國第十四改正憲法制定せられ、黑人も白人と同樣に米國市民となりしが一八六六年以前に選擧權を有せず又其祖先が選擧權を有せざりしものはメリーランド州に於ては選擧權を行使せしめずとの立法をなし州內に居住する黑人全体に對し選擧權を行使せしめざる事とせり當時合衆國大審院は之を憲法違反の立法なりと判決して該法を無効ならしめたり、華州新土地法は外國人が歸化の意思を發表宣誓する時は

土地所有權及び借地權を有すとあれども日本人は合衆國法律により歸化に制限をなされたるを以て例へ米國に歸化せんとする意思あるも之れを爲し能はず從つて日本人は善意の意思を表示し歸化するの途を杜絶せられ居るを以て適法に新土地法の規定を遵守するの不可能なる狀態に陷り其結果は間接に迂廻して日本人の借地權を禁止するの目的を達せんとするものなり即ち之れ差別的立法と云ふ所以なり、前記メリーランド法律が違憲立法として無効の判決ありたる如く本法も亦同樣無効たる可きものなり。合衆國憲法の規定によれば州は州權に屬する範圍内に於てのみ差別的法律を制定し得るも其の範圍を超ゆる能はず、合衆國版圖内に居住する各人の生命財產幸福に關しては一切差別的法律を制定するの權能なし、故に土地法は差別的立法なる點よりして憲法違反たるを免る可からず』と說き更らに歸化權の有無に就き同辯護士は『下級裁判所の判例は日本人に歸化の權能なしとの判例多數なるも未だ合衆國大審院の判決なきを以て日本人が米國に歸化するの權能有無の問題は明瞭ならざれ共現在に於ては歸化の權能なしと推定して本辯論を爲すものなり』と云ふやクユシマン判事は日本人の歸化權有無の問題は多年の懸案にして本裁判所と雖も之を斷定する能はざるを以て何人か之を合衆國大審院に提訴して最後の斷案を得るに至らば此重大にして不確定の問題に對し解決を與ふるものと云ふ可く國家的に重大なる貢獻をなすものなり、本官は本係爭が何人かによりて最後の決定をなさん事を切望するものなりと云へり。

▲被告側辯論

原告側の辯論に對して華州檢事總長エル、エル、タムソン氏は大要左の抗論をなせり、氏は先づ新土地法の實施に就ては其正當なる實施をなすに止め故意に外國人の權利を侵害する事なかる可しとの口供書を提出し次いで辯論に入るや其の第一主張點として本訴訟の裁判管轄に對し異議を申立てたり『訴願人等は普通裁判所に於て本訴訟の審理を仰ぎ充分に其權利擁護せらる可きものなり、假定的事實を以て衡平法裁判所の裁斷を求むるは啻に其正鵠を得ざるのみならず問題の事實より遠ざかりたるものと云はざ

る可からず、何んとなれば訴願人間に於て果して土地貸借の意思ありや否や未だ其事實の有無に就てすら何等確證を得ず、加ふるに訴願人等と同一狀態にあるものに對しても總括的に法律實施停止の訴願をなしたるを以て本訴訟は總て假設の上に立脚したるものと云はざるべ可からず從つて本裁判所は此訴願を棄却す可きものと認む、假りに本裁判所が訴願人の申立を總て採用して當事者間に於て土地貸借の事實あるものとするも新土地法の規定によれば中塚信太郎に對しては何等損害を與へざるを以て假りに法律施行停止命令發せらる可きものとすれば唯一人テレスに對してのみ之れを發し中塚信太郎及び同人と同樣狀態にあるものに對しては總括的に之れを適用し得ざるものなり』と更らに『訴願代理人は現行憲法の規定により外國人に對し或る種の土地所有權及び借地權を與へられ居るを以て州議會は之れを制限又は禁止する立法を爲すの權能なしと主張すと雖も華州憲法の規定は土地所有及び借地權を外國人に享有せしむるの條文を明記したるに非らずして此規定は寧ろ其反對に所有權及び借地權を制限したる條文なり、州立法部は憲法の精神に基き州權を以て更らに法律を制定する事を得るなり、次ぎに日米條約により商業に附帶したる一切の必要なる行爲をなす事に就き米國市民と同一の條件により其自由を享有す可しと云ふも日米條約第一條第一項の規定によれば兩締盟國の一方の人民又は臣民は他の一方の版圖内に到り、旅行し又は居住し卸賣小賣の營業に從事し家屋製造所倉庫及び店舖を所有又は賃借し之れを使用し自ら撰擇せる代理人を雇使し居住及び商業の目的の爲めに土地を賃借する事を得との規定なり之れ明らかに居住及び商業の目的に限り土地を賃借し得るものにして新土地法には特に日米條約の條項に抵觸せざらしめんが爲め居住及び商業上の借地權を認め日本人に對し土地家屋を賃貸し得るの規定を設けあるなり日米條約締結當時の交渉顚末を明らかにし兩締盟國の意思の存在せし所を闡明ならしめんが爲めに當時の記錄を參照せんと欲し其文書貸與方を上院議員ジョーンス氏を通じ國務省に申請せしも未だ回答に接せざるを以て兩締盟國間には果して農業の爲めにも借地權を與ふるの意思ありしか又は其第一條第一項に記載せる如く居住及び商業に限る土地の賃借を意味したるものなりやは明瞭ならず、然れど

も之れを日本法律の規定に見るに日本國内に於ては外國人に對し土地所有權及び借地權に關し差別的法律あるが故に日米條約締結の當時に於ては同條文中に記載せる事項に限り土地貸借を認容せるものと認定す可き理由あり從つて華州土地法は日米條約に抵觸せざるものなりとの推論を得るなり、現に訴願代理人も主張する如く華州は其州權により土地に關しては差別的法律を制定するの權能あるが故に本法は合衆國憲法の規定に抵觸せざるものなり、ハウ氏の主張によれば本法は日本人に對し差別的立法なりと云ふも本官は之れに同意する能はず何んとなれば本法中には人種上何等の差別的規定を設けざるものにして外國人は何人たりとも米國に歸化の意思を宣誓する時に土地所有權及び借地權を享有し得るものにして只獨り米國に歸化の意思を宣誓せざるものに限り其享有を禁止せるものなり、日本人は合衆國に歸化し能はざるが故に新土地法を以て差別的立法なりと云ふものあらんかそは華州土地法の直接關知する所に非らずして合衆國法律の然らしむる所ならずや、日本人に歸化を許容せざる法律は合衆國法にして華州法とも毫も交渉を有せず從つて華州土地法の精神及び明文より見れば日本人に對し特に差別的條項を設けたるものに非らざるなり。』

檢事總長タムソン氏の抗論に對しハウ氏は駁論を試みて曰く

『檢事總長の主張する華州土地法は差別的立法に非らずして一切の外國人に平等なる權利を與ふるものなり若し同土地法の規定により平等の待遇を受けざるものあらば、そは合衆國法律の規定により其影響を蒙むるものにして合衆國歸化法の規定により差別的結果を生ずるものなる以上其責は合衆國法律に存して華州議會は其責に任ずべきに非らざるなり、と云ふも米國に歸化の意思を宣誓せざる外國人に農業用土地を賃貸するを禁止せる其目的は全く日本人を農業より驅逐せんとするにありて成文上に之れを言明するを巧妙に避けたるのみ、余が曩きに辯論せる所より推論するも又本法制定當時州議會に於ける言論より推すも農業用借地禁止の目的は日本人驅逐に在る事明瞭なるを以て土地法の條文に人種又は民族の明示なきも立法の目的に關しては疑義を挾むの餘地なし土地所有に關する立法は華州の州權に屬する

ものにして外國人と米國市民との間に差別的條項を設くるも敢て異議なき所にして尚又合衆國議會が何れの人種を合衆國に歸化せしむ可きかに就き歸化法の制定をなすも異議なし、然れども本訴訟の主題たる借地權はパーソナル、プロパーテーに關する財産上の權利にして州は其權利を享有するに就き米國市民たると外國人たるとにより差別的立法を爲す事を得ざるものなりと確信す、華州は合衆國憲法及び華州憲法の規定により中塚信太郎の享有す可き借地權即ちパーソナル、プロパーテーに關する財産上の權利を正當に行使せしむる事を留意するは當然にして然らずんば憲法及條約の保障による中塚信太郎の權利を米國市民と同様に擁護せざるべからず即ち合衆國法律により特殊の状態にある中塚信太郎をして其權利を侵害し又斯くの如き状態にある外國人の權利を擁護すとの義務を忘却したるものなり、借地權に關する本法の條項は日本人の借地權を禁止せんが爲めに條文の上に明示するを避け最も巧妙に其差別的立法の目的を達せんとしたるものと斷じて憚らざるなり。』

原被双方の所論主張は大体に於て上記の如し、本訴訟は純法理論にして主として大審院判例と法の解釋に力を致たしたるものなるが本訴の主要係爭點は借地契約はパーソナル、プロパーテーなるや否や又本法は差別的立法なりや否やの二點に歸着すべきものなり。

合衆國地方裁判所衡平法裁判所は同年八月廿五日原告の要求にかゝる外人土地法借地權禁止に關する法律規定の實施臨時停止命令の發給を拒み本法律の規定は現行日米條約及合衆國憲法並に華州憲法に抵觸せずとの判決を下せり、判決文は可なりの長文にして一々之を譯述するの煩を避け其概要を摘譯すれば左の如し。

タコマ合衆國地方裁判所の判決はクッシマン判事が作製しギルバート判事、ネートラーラー判事之れに同意署名せるものなり、本訴訟の最重要々件たる借地權はパーソナル、プロパーテーなりや又はリーアル、プロパーテーなりやの疑問に對し何等決定を與へずして土地法第一條ビー項の規定其儘を引用して此法律によれば農業用地の借地權は土地と見做すとあるを以て今新たに借地權が普通法により

パーソナル、プロパーテーなりやリーアル、プロパーテーなるやを詮考するの必要なしとす。

中塚信太郎は其訴願書に借地の目的を明示せりと雖も何ヶ年借地する目的なりやを明示せず且つ中塚信太郎は合衆國に歸化の意思を發表せるものなりや否やを述べず只單に日本帝國臣民な事を述べたるも果して中塚は歸化し能はざる日本人なりや否やを識別する能はず何んとなれば日本臣民中にはコーカシアン又は白人種あればなり而して合衆國歸化法第二一六九條の規定によれば合衆國に歸化し得るものは白人種アフリカ人種及び其子孫に限られたるものなり而して訴願人中塚信太郎は黄色人種にして歸化の意思を發表せざる外國人なりと見做し、此前提に基き中塚は米國に歸化するの意思を表明するとも歸化の資格なく又歸化し能はざるものと假定して同人の土地所有權に關する地位を按ずるに此場合華州は特に條約の規定なき限り此種外國人に對しては其州内に於ける土地所有權を禁止するを得べし但し州の法律が條約の規定と抵觸する場合は合衆國憲法第六章の規定に基き其條約有效期間は州法を停止する事ある可きも現行日米條約第一條の規定によれば農業用地の所有及び借地權に關しては何等明確なる規定明示せられず從つて普通法の解釋により日米條約は農業用土地の借地權を保障したるものに非らずとするを以て至當なりとす之れを一九一三年制定せる加州土地法規定に見るに米國に歸化し能はざる外國人に對し三ヶ年の借地權を與へたり當時米國々務省と日本外務省との間に取換はされたる顛末文書に徴するに同法律は條約に抵觸するものに非らずとの見解兩國當局の一致する所となれるもの丶如しとてクッシュマン判事は加州土地問題發生の當時國務省が日本外務省に致したる米國側の主張を詳說したる法律上の意見書を引用し又日米條約改締當時國務卿ノックス氏と當時の駐米大使内田康哉氏との間に交換せられたる不動產に關する條約上の權利に就き兩國の見解に關する覺書を引用し日米條約に於ける不動產に關する規定は現行條約第一章に規定せる物權に限られたるものにして農業用土地を借地する利權は一切之を含まざる旨の文書を判決文中に引用し本法の規定は日米條約に抵觸する事なきを斷定せり。

之れを要するに米國と他國との間に締結せられたる條約の條文に明記せられたる事項に關しては州は之れに羈束せらるゝ義務ありと雖、法律上何等の規定なく且つ州の地域内に於ける土地に關する法律の規定は州權により州が任意適宜に立法し得るもにして本法の條項は現行日米條約の規定には毫も抵觸する處なし而して米國市民たる土地所有者は其選擇する所の何人に對しても土地を讓渡し得るも州法により所有權を禁止せる外國人に對しては之れをなす事を得ず合衆國第十四改定憲法は訴願人等の要求する如き權利を保障せむが爲め制定せられたるものに非らず其唯一の目的は解放せられたる奴隷に對し平等の權利を與へんとしたるものにして日本帝國臣民の現に附與せせらるゝ事を拒まるゝ特權を附與したるものに非らず。

華州新土地法は日本人に對して差別的法律に非らず何んとなれば同文中にある外國人なる語は合衆國に歸化宣誓したる外國人を抱括するものなればなり同時に本法規定は歸化可能の外國人と不可能の外國人との別なく共に外國人が市民となる可き意思を發表せる時は其間何等の差別を設けざるものにして日本人の場合は支那人廣德の判例と同視するを得ず此判例に依れば加州は甞て州内に於て選擧權を獲得し得ざる外國人は營業の目的を以て一切の魚介類を漁獲することを得ずとの法律を制定せるに對し支那人廣德は同法を憲法違反及米支條約に抵觸せるものなりとし之を無効たらしむべく提訴せり之れに對しソーヤー判事は同法が條約及び憲法違反なりとの判決を下して米國に歸化せざる獨逸人、英國人、伊太利人同樣の立場にある支那人をして單に歸化し能はざるの理由を以て之れを差別し漁業を禁止し禁を犯す時は嚴罰に處す可しとの規定は米支條約第五章及び第六章に明記せる最惠國條欵に抵觸し又合衆國第十四改正憲法の精神に戻る差別的法律なりとし同法律を無効ならしめたるものなるが華州土地法は土地を購入し又は借地する外國人に對しては何等の罰則を設けざるのみならず日米條約の規定によれば土地所有權に關しては最惠國條欵に均霑し得るの規定なく只獨り現行日米條約第十四條に最惠國條欵の規定存するもこは單に通商航海に關する事のみなり從つて日本人は居住及び商業の

目的の爲めに限り土地を賃借し得るものと云はざる可からず。

歸化立法に關する議會の權能は絕体的にして何物の拘束を受けず第十四改正合衆國憲法は合衆國の市民となれるものに對し其人の色、民族又は血統の如何により其享有する選擧權に差別的立法をなす可からずとの保障あるなし。

米國議會が歸化法律を制定するに當り如何なる外國人を歸化せしめ得るかに就き特に其人種の皮膚の色を定めたるは一に人により其區別をなさんとするものに非らず其人種の有する色が同時に其有する文化の表徵たるを以てなり黃色又は褐色は東洋の專政々治の表徵にして歸化法最初制定當時に於ては少なくとも此狀態にありしものなり斯の如くにして其文化を代表する特種の通有性を有し君主專政に甘んじ其個人々格を之れに委ねて滿足せるものなるが故に之れを容れて以て米國社會搆成の分子たらしむるは共和政体の發達を阻止するものとして合衆國が此種民族に對して市民權を與ふる事を拒みたるものなり各州政府が中央政府の見解に倣ふ亦當然なりとす斯く議會が東洋人に對し市民權を認容せざりし所以は米國文明の向上發展を助長せしめんが爲めに自衞的手段として講ぜられたるものにして之れ先人の遠慮に出づるものたるなり斯の如くして合衆國議會が制定せる限界を變更する事は本裁判所の職能にあらず然れども過去五十年乃至七十五年の間に於ける東洋諸國の變化は今後合衆國が異なる政策を採るの狀態に立至らしめたりと思考すべき理由あれども現在に於ては東洋人に市民權を附與すべしとか又は人種の混同を來たす危險狀態が既に經過せるものなりとの法律又は條約を發見する能はず而して市民となり得ざる人は在留國の福祉に對し滿腔の誠意を盡すの精神に乏しく國家の興廢と其人の利害常に一致せざるを以て國家は其領土內に於ける土地の所有權を與ふるを拒むは至當と云ふ可きなり若し市民となり得ざる外國人に土地所有權及び借地權を與へんか其國の領土悉く外國人の所有に歸するなきを保し難きのみならず之れ軈て國家の基礎を危殆ならしめ同時に其建設せられたる一切の文化を國家に忠誠を盡す誠意なく又其國家の盛衰と行動を共にする義務なき外國人の支配に歸

せしめ一旦戰禍の不幸に際會せんか恰もバベルの塔たるの憾みあるに至るやも計り知る可らず。

國家組織の中堅たるものは土地を有し同時に自由の民たるを要するはアングロサクソン祖先傳來の信條にして一國の政治を決定する選擧權を有する自由の民は必ず土地を有する自由の民たらざる可からずとは亦アングロサクソン人種の歴史を通じて終始不變の大主義たると共に建國の大精神なり華州憲法第二章第廿三條の規定に依れば誠心誠意合衆國市民たらんとして其意志を發表したる外國人に非らざれば州内に於て土地所有權を有せず只遺産相續及び法律の正當なる執行により取得し或は抵當權設定による所有權と鑛物金屬鐵石炭耐火粘土等を含有する土地採堀の爲めに使用する工場及び器械設備の爲め或は生産物精製の爲め必要なる土地を所有し得る除外例あれども之れを華州及びウインストン對モリソン判例に徵すれば外國人に與へたる九十九年の借地權は憲法の規定に依る外人土地所有權禁止の精神に悖る不當の長期の借地契約なるを以て之れを土地所有權と看做したり又華州對ハドソン土地會社の判例に徵するも四十九ケ年の借地權も前例同樣之れを所有權と看做して無効としたり又華州對エブラハムの判例に徵するに外國人が誤つて華州内に土地を所有し其死亡前に州が之を沒收するの訴訟を提起せざる時其外國人の所有したる土地は米國市民に非らざる死亡者の遺族に其所有權を相續せしめ得るの判例と華州及びアトキンソン對ウオールド、リーアル、エステート、カムマーシヤル會社の判例に徵するに米國に歸化せざる外國人の所有したる土地は其外國人が土地所有權を有する米國人に讓渡せざる前に州は其土地を沒收する訴訟を提起せざる可からずとの判決にして其他四五の判例に徵するも華州大審院幾多の判例と普通法の解釋は州議會權限は州憲法の規定條項に基きてのみ之を變更する事を得べきものとせり勿論州憲法に規定せられたる土地所有權に關する除外例は外國人に附與せられたる特權なるが故に其憲法の規定を修正せざる限り單に法律の制定により之を變更し又は制限する事を得ず然れども憲法の規定により外國人に土地の所有を禁止したる時は此限りに非らずして裁判所は普通法の解釋により之を判定するの外途なし故に本法の規定によれば憲法の條文上に表はれた

る所有權なる語の解釋は外國人が權利主体たる場合に於ては最も狹義の解釋を適用するを至當とす。

以上の理由に基き訴願人より願ひ出でたる外國人土地所有權及借地制限に關する法律の臨時執行停止命令發給の件は之れを拒絶するものなり。

右の判決文は吾人の主として爭ふ所の要點に觸れざるのみならず判決文中矛盾撞着甚しきものあり例へば第十四改定憲法は黑人の權利を擁護する目的に外ならずと斷定しながら支那人廣德事件を引証するや玆には又黑人ならざる支那人に對し『支那人のみ區別待遇を爲すは最惠條約及第十四改定憲法の精神に悖るものなり』との判決を例証す是れ矛看の甚しきものにして餘事と異り苟も一國の憲法を解釋するに當り此の如き不法の斷定は多く其例を見ざる處なり、又た判決文『中塚信太郎は借地の目的を明示すと雖何ヶ年借地する目的なるやを明示せず』とあるも訴狀原本には中塚は五ヶ年間リースすべきことを明記せり依て判事は原告の訴狀すらも能く熟讀せざりしこと明かなり、更に歸化問題を論じて『中塚信太郎は合衆國に歸化の意志を發表せるものなるや否やを述べず只單に日本帝國臣民たることを述ぶるも果して中塚は歸化し能はざる日本人なるや否やを識別する能はず何となれば日本臣民中にはコーカシアン又は白人種あればなり』と宣言しながら其同文末段に於て中塚は黃色人種にして米國に歸化し能はざる外國人なりと專斷し更に其末文に於て『黃色又は褐色は東洋專制政治の刻印なり』と罵倒して論理混乱支離滅裂にして殆ど常識を以て判斷する能はず之を要するに誤謬多き失當の裁判たるは言ふ迄もなく本訴根本の問題たるリース權は動產なるや又は不動產なるやの點に對して答ふる處なく却て米支條約は對等なる最惠國條項に均霑するも日米條約は最惠條約にあらずと妄斷せるが如き不法不當の裁判にして吾々の寸時も忍び能はざる處なり依て訴訟當事者は之を合衆國大審院に上告して更に公明なる裁決を仰ぐべきことゝなれり。

加州外人土地法借地權に關する訴訟と華州外人土法借地權に關する訴訟は一九二二年十月二十七日華府米國大審院に於て一括して審理せらるゝことに決したり、加州土地法借地權に關する訴訟と華州土地法

借地權に關する訴訟は等しく在留邦人の農業用土地借地權に關する訴訟なれども爭點に非常なる相違ありて之を同視すべからず。

加州に於ては外國人の土地所有權並に借地權に關しては憲法上何等の規定なく一九一三年始めて米國に歸化不能の外國人に限り土地所有權を禁止し借地權を三ヶ年に限定したり、土地に關する法律の制定は一に州權に屬することは米國大審院の判決に依り確定したるのみならず加州に於ては借地契約又は土地賣買契約は土地上の權利に關するものにして借地人又は土地買受人は土地上のインテレストを取得したるものなりとは加州大審院の一貫したり判例なり、而して米國大審院は州權に關する立法上の解釋は憲法違反なるや否やの問題の場合を除き常に州大審院の判例を尊重するを通則とす、從て加州邦人側の爭點は大要左の諸點にあるものゝ如し、一、合衆國議會が政治權に依り外國人の歸化に關する法律を制定したる基準を借用して人民の財產權に關する州法の差別標準とし州內住民の財產上の權利に關し差別的立法をなすことを得ず、二、同法律は外國人の財產權に關し差別的法律なり、三、米國十四改正憲法の規定に依り州の住民は財產上平等の保護を受くべきものなり、四、同法律は日米條約第一條第二項に抵觸するものなり、然るに華州に於ては從來外國人の借地權に關しては何等の規定なきも憲法に依り外國人の土地所有權に關して特に個條を擧げて最も明細なる規定あり而かのみならず華州大審院は普通法又は加州大審院の見解と異り借地契約又は土地賣買契約上の借地人又は土地買受人の權利は土地上何等のインテレストを構成せずとは土地收用法係爭並に借地權に關する係爭事件に於て常に一貫したる判決なり、加ふるに前段に引証せられたる華州大審院に於ける九十九ヶ年及四十九ヶ年借地契約の訴訟判決に於て華州外人土地所有權禁止憲法規定の精神に悖らざる限り土地使用目的に相當したる短期間の借地契約は毫も憲法の規定に抵觸せざるも不當に長期にして實際上土地所有權を享有したる場合に等しき長期間の借地契約は之を土地所有權と看做すとあり從て華州外人土地借地權に關する試訴の場合に於ては、一借地權は不動產上の權利なるや或は動產上の權利なるやは最も重要なる先決問題とす、二、而して外人

土地所有權に關しては憲法規定の制限あれども借地權に關しては何等の規定なく本規定の精神に抵觸せざるものは之を認容したるものなるやは次に來るべき重要なる爭點とす、三、憲法規定に依り認容せられたる權利に關しては州の議會は之を制限或は擴張するの權能を有せず憲法規定の改廢は唯獨り憲法修正に依てのみ決行せらべきなり、四、州權に囑せざる財產權に關する差別的立法は米國十四改正憲法の規定に抵觸し之は各人平等に保障せらるべきものなり、五、華州外人土地法借地權に關する規定は差別的立法なり、本法律の規定は不可能なる法律行爲を日本人に强ひるものにして實行不可能なる法律規定は之を無効とす、六、日米條約第一條第二項抵觸の爭點は加州と同樣、如斯加華兩州の訴訟には爭點の相違あれば大審院は兩件を一括して判決を下すこと匆るべし。

◉華州外人土地法信託規定に關する試訴梗概

一九二一年制定華州外人土地法の規定に依れば外國人は其所有せる土地を米國市民に信託契約に依り所有權を移し以て土地上の權利を一定の代金に見積り之を保留する事を禁止せるが普通法の解釋に依れば此種の信託契約は不動產上の權利を保留するに非ずして變形したる動產上の權利なりとの說有力にして信託契約の內容如何に由ては寔に興味ある問題として法律家の間に研究せられしが偶々シアトル市に居住せる英國人にして米國に歸化を宣誓せざるオコンネルなる者其兄と共に時價七百弗の宅地を所有せり而して共有不動產は各其半分の權利を有するものにして豫め之を分割せざる處のものなり、一九二一年六月外人土地法實施前米國市民ロナガンはオコンネル兄弟の所有地を向ふ二十ヶ年間以內に一定の代價を以て之を賣却して代金を信託者に折半支拂ふべき事を約したり、キング郡檢事は此信託契約は州法の規定に違反するものなりとし之が沒收訴訟を提起したり、第一審に於て郡裁判所は被告ロナガンの主張せる本信託契約書に依れば英國人の所有せし土地上の權利は信託契約に依り動產上の權利に變化し州法の規定に抵觸せずとの說を容れて沒收訴訟を棄却せしが郡檢事は之を華州大審院に上告して郡裁判所の

誤判を指摘せり、一九二二年十月十七日州大審院は第一審の判決を誤りとせり、本訴訟事件は直接日本人の關係したる訴訟に非らざりしも其判決は日本人土地信託契約に影響あるものとして重要なる試訴と看做したりしを以て信託契約の內容と爭點の一般を參考に供すべし。

イー、オコンネルは米國に歸化したる英國人、其弟デーオコンネルは米國に歸化せざる未丁年の英國人にして各々半分宛宅地の所有權を有したり、オコンネル兄弟は一九二一年制定土地法實施前に米國人ロナガンに信託契約に依り之を讓渡したり、本信託契約に依ればロナガンは向ふ廿ヶ年間以內に一定の代價を以て之を賣却し其代價をオコンネン兄弟に交付するに在りて其信託期間土地より生ずる一切の收益は地租其他土地に關する經費に充當し信託費として年々五十弗をロナガンに與へ其殘額又は缺損に對しては何等の規定を設けず又た本契約は何時にても契約當事者間に於て合意變更し得るの規定を設けたり第一審に於て沒收訴訟を棄却したる理由は米國に歸化の意思を宣誓せざる外國人の所有せる土地上の權利は信託契約締結と同時に物權の性質變態して動產上の權利となり信託者は契約書面上の代金を收領する以外に何等の權利を保留せず從て土地法の規定に依りて沒收すべき物權の存在を認めずと云ふに在りしも華州大審院は信託契約規定の內容に涉り土地より生ずる收益の處分法並に本契約は何時にても當事者間に於て合意變更し得る規定あるは一旦變態したる物權の性質を再び舊態に恢復し得るの權利を保留するのみならず土地より生ずる利益の分配をも當然信託者の權利に移るべき可能性を有するものにして外國人の所有せし土地上の權利は信託契約締結と同時に完全に動產上の權利に變態したるものに非ず仍て第一審の判決は誤判とすと云ふにあり即ち本訴訟は信託契約の條件の不備に依て敗訴したるものなり

◉華州に於ける日本人關係土地沒收訴訟梗概

在留邦人にして、土地沒收訴訟に關係ありし者は、シアトル市メーン街、長野縣人太田丑太郎氏を以て濫觴とす。

同氏は一八九七年一米人より土地を購入する契約を結び一九〇三年三月土地譲與証を取り、自己の名義に登記し、一九〇五年五月前記の土地を米國市民と共同して設立したる土地株式會社に讓與したるに當時の州檢事總長は之に對し土地沒收訴訟を提起せり、郡裁判所に於ける第一審に於て、太田氏の勝訴となり、州は之を州大審院に上告せしが、是亦州の敗訴に歸し、太田氏は自己の權利を有効に維持したり

ワシントン州に於て土地所有權なき在留邦人は常に米國市民と協同し株式會社を設立して土地を購入し又は俗に『土地賣買契約』と稱する、其契約當時土地代價の一部を支拂ひ殘金は一定の期間に支拂ふ事とし契約締結と同時に其期間土地を使用し得る方法に依り土地を所有せり、右の方法に依り住宅、農園を所有し又は使用するもの州內に於て二百五十六件、之れを類別すれば、シアトル市內に於て、住宅、ホテル、商店及工場百五十七件、シアトル市以外の市街宅地、ホテル、商店及工場二十七件、農園地七十二件あり、之れを時價に見積る時は、總額凡そ三百五十余萬弗にして、農園地面積五千七百三十七英加なり。

一九二一年六月九日實施せられし、現行外人土地所有權禁止及び借地制限に關する法律の實施に先だち、在留邦人は夫れ〳〵合法の手續をなして、土地を沒收せらるゝを避け又は借地期間を延長して、此法律實施に依り、蒙る損害を、未然に防ぐの方針に出でたるに、一九二三年六月キング郡檢事は、州の名義を以て、下記三件の土地沒收訴訟を提起したり。

是れより先、キング郡に於て一件、フランクリン郡に於て一件の土地沒收訴訟係爭中にして前記三件と合して五件あり、以下起訴順により、各其梗概を記述すべし。

一、ワシントン州對蔦川彰三及一米人土地沒收事件

一九一三年十二月、蔦川氏は『土地賣買契約』により、シアトル市第十六街の土地家屋を購入し、直ちに之れに引移り、其所有權を取得したる後一九二一年六月、之を米人に賣渡し、代金全部支拂完了する迄之を抵當とせしめたり。

一九二一年七月三十日、キング郡檢事は、蔦川氏が米國市民の名儀を利用して前記の土地家屋を所有したるものにして、一九二一年六月作製せし抵當書は、全く假想的契約にして、新土地法の拘束より遁れんとする手段なりと認定して、沒收訴訟を提起したり、

本訴訟は、一九二二年九月十九日、キング郡裁判所に於て、審理せられ、檢事は、蔦川氏の契約が、假想的契約にあらずして、善意の契約なりと認むるに至りたるを以て、遂に棄却せられ、蔦川氏の勝訴に歸せり。

二、ワシントン州對喰田慶助土地沒收事件

喰田氏は『土地賣買契約』により、フランクリン郡パスコ市に於て、土地を購入し、洗濯機械工場を建築し、之に隣接せる土地をも、同樣の契約により購入し、土地代金支拂完了と同時に、前者は、シアトル佛敎會に寄附し、僅少の借料を拂ひて借用し、後者は、自己名義に登記せしも後ち之を、米國市民に讓渡し、向ふ五ヶ年間の借地契約をなせり。

州は、一九二一年四月、沒收訴訟を提起せしも、延期を重ねて、未だ第一審をさへ終了せず。

三、ワシントン州對大久保勘太郎及荒井吉雄土地沒收事件

大久保氏は『土地賣買契約』により、キング郡ヴアシヨン島に於て、土地を購入し、之を開墾して、苺耕作をなしつゝありしが、新土地法實施前に、米國出生の荒井吉雄氏に、契約上の權利を讓渡し、同氏と借地契約を結び、合法の手續を完了して、依然之を使用しつゝあり。

一九二二年六月十四日、キング郡檢事は、州の名義を以て荒井吉雄、大久保勘太郎夫妻を相手取り、土沒收訴訟を提起せり。

四、ワシントン州平林及ホワイト、リヴアー、ガーデン會社土地沒收事件

平林勝野兩氏外一名は數年前『土地賣買契約』により、キング郡タマスに於て、土地を購入せしが、後、二人の米國市民と共に、ホワイト、リヴアー、ガーデンと稱する、株式會社を組織し、之に前記の土地

を讓渡して、土地所有名義を、同會社に移し、同會社は、土地代金支拂未了額に對し、前記の土地を抵當に差入れたり、新土地法實施前、米國に出生せし勝野氏の一子に、株券の過半を讓與し、裁判所の許可を得て、一米國市民を、幼兒の後見人とし、合法の手續を完了せり。

一九二二年六月九日、キング郡檢事は、州の名義を以て、前記土地賣買契約は州憲法及法律違反とし、且つ、會社との契約を假想的契約として、土地沒收の訴訟を提起せり。

五、 ワシントン州對楠見隆三郎、林靜雄、エンタープライス投資會社並に日本商業銀行に關する土地沒收事件

楠見、林兩氏は『土地賣買契約』に依り、一九一九年八月、キング郡ボセルに於て、土地家屋を購入し、此所に養豚所を建築し、多額の投資をなせり、兩氏は、新土地法實施に先だち、一九二一年五月三十一日、自己の權利をエンタープライス投資會社に賣却し、同會社は、其代金を、約束手形を以て支拂ひ、此手形の擔保として、該土地を抵當に差入れたり。

一九二一年六月一日(新土地法實施前)楠見、林兩氏は、エンタープライス投資會社より、向ふ五ヶ年間前記の土地を借受け、現に養豚業に從事し居れり。

日本商業銀行は、楠見、林兩氏に貸付けたる債權の擔保として、農具、自動車、家畜及一九二二年の農作物の抵當權を有するものなり。

一九二二年六月二十三日、キング郡檢事は州の名義を以て、前記の契約が、ワシントン州の憲法及法律を潜るが爲めに、作成したる假想的契約にして、當事者間に、何等金錢上の受授なき、虛僞の讓渡なりとして、土地沒收訴訟を提せり。

以下目下係爭中の土地沒收訴訟四件は、何れも虛僞の假想的契約にして、其實際上の所有者は、北米合衆國に、歸化の宣誓をなさゞる外國人にして、當然法律の規定に照し、州に沒收歸屬せしむべしといふに在りて、告訴狀記載の事實は、多少實際の事實と、相違せる點あれども、裁判所に於て、雙方証人の

審理と、記錄の調査に依りて、自ら實際上の事實、判明するに至るべし。

ワシントン州大審院の諸判決例及一九二一年六月九日實施の、外國人土地所有權禁止及借地權制限に關する法律第十條の規定に依るも、土地所有權なき外國人が、善意に、其所有土地を米國市民に讓渡したるときは、之を有効と認め、又此章の冒頭に引証したる、太田氏に關する土地沒收訴訟事件の判例に照らすも、州は、外國人が適法に土地を所有せる期間內に、沒收訴訟を提起するに非ざれば、到底勝訴の理由なきものなれば、前掲係爭中の五件は、檢事が認定せるが如く、日本人が米國市民又は株式會社に讓渡したる行爲が、虛僞假想的の契約なる事を立証せざれば、斷じて、州に沒收せらるべきものに非ざる事を確信するものなり。

本州內に於て、土地に投資したる在留邦人は、何れも一九二一年六月九日、土地法實施前に、米國出生兒に贈與し又は米國市民或は株式會社に讓渡したれば、前記沒收訴訟は、代表的訴訟と看做すことを得べく、第四の沒收訴訟事件は、日本人が、米國出生兒に贈與したる、土地に關する權利及後見人に關する疑義を、裁斷するものなれば、寔に、興味ある問題とす、本訴訟は何れも今年中に郡裁判所に於て、第一審を行ひ、原被何れが敗訴するも、必らず州大審院に上告せらるべき豫想なるを以て、一切の解決を見るは、數ヶ年を要するものと思はる、而して、本訴訟は、Equity Caseなるを以て、倍審裁判に附せずして、裁判官に依りて、事實の審査をなすを以て、比較的公平なる裁判を見る事を得べし、訴訟費は關係者が、自辨する筈なるも、本會は、豫ねて土地法試訴を提起する爲めに、依囑したる法律家をして擔當辯護士たらしむべく、訴訟上の統一と、經費節約の目的を以て、夫々關係者に、交涉援助を與へ居れり。

◉西北部諸州に於ける排日土地法

加州排日協會は西北部諸州に檄を飛ばしアメリカン、レジョン會員及州會議員に宣傳し加州排日土地案

と同一の外國人土地所有權禁止及び借地權制限の法律案を一九二一年の議會に於て制定せん事を慫慂したり。

左に排日土地法提出せられたる諸州の狀況を略述すべし。

▲モンタナ州　下院議員スペンサー氏は加州排日土地法と全然同一なる土地法案を提出し一九二一年二月十九日下院を殆んど滿場一致を以て何等の討議を加へずして之れを通過したり西北部日本人會は排日土地法制定の理由なきを說き之れ全く加州排日派の煽動に基くものにしてモンタナ州は其土地の狀況に順應して適當なる施設をなすを以て適當なるを遊說したる結果同年三月二日上院法制委員會は同法案の否決を上院々議に主張せし結果大多數を以て否決したり。

▲アイダホ州　下院に於て一九二一年一月八日白人種と蒙古人種の雜婚を禁止する法律案の提出を見たりしが一月十八日大多數を以て下院を通過し一月廿五日上院は之れを否決したり同年一月八日上院に於てタムソン氏は外國人の土地所有權及借地權禁止の法律案を提出したりしが法制委員會に於て同州檢事總長の同法案は憲法に抵觸するものなりとの意見に基き一月十八日之を否決したり越えて一月廿八日下院議員ヴァンデシテッグ氏は新たに排日土地案を下院に提出したり二月十一日法制委員會の修正を經て院議に上ぼし三十六對十五票の差を以てこれを通過したり上院法制委員會は本案を無期延期となすの多數決議を院議に付し上院は二月廿八日廿一對十八票の差を以て無期延期と決したり一月廿七日下院はオレゴン、ワシントン、アイダホ三州議會協同排日法案制定の協議會決議案を三十五對十五の差を以て通過し翌日上院も亦これを通過したりしがワシントン州議會は之に贊同せざりしを以て同決議案に對してオレゴン州議會が同州ポートランド市に於て三州協議會開催の決議案を通過せしに拘らず遂に沙汰止となれり。

▲オレゴン州　一九二一年一月卅一日オレゴン州議會下院に於て加州土地案と全然同一なる排日土地案の提出を見たりしが二月十五日下院は三十四對廿五票の差を以てこれを通過し上院法制委員

會は同案無期延期の多數意見を決定し二月廿九日院議に上程せしが廿對九票の差を以て無期延期を議決したり一月廿四日ワシントン、アイダホ、オレゴン三州議會協同排日法制定協議會開催の決議案を五十對五票の差を以て通過し上院は二月一日此決議案に賛成の決議をなし知事オルコット氏はポートランド市に於て二月十三日協議會開催の通知を他の二州の議會に通達する處ありしも華州議會の賛同を得る能はずしてこれを廢止したり、オレゴン州日本人會は排日緩和の爲め頗る有効なる活動を爲せり。

▲ネブラスカ州　一九二一年一月十七日下院に於て排日土地案提出せられしが法制委員會に於て二月三日七對二票の差を以て無期延期の多數意見を決定せしも二月十二日同法案に修正を加へ下院を通過したり越えて二月十五日上院に於ては下院の通過したる米國に歸化し能はざる外國人に土地所有權禁止の法律規定を一般外國人と改めこれを通過し下院に廻はせしが二月二十八日下院は上院の修正に一旦反對せしも遂に之に賛同し三月二十六日知事はこれに署名し七月廿五日より實施せらるゝ事となれり。

▲テキサス州　一九二一年二月四日上院に於て同州一九一一年制定の法律規定を修正し米國に歸化し能はざる外國人に土地の所有權を與へざる法律修正案を提出する者ありしが二月十九日上院を通過し下院は同年二月九日別個の排日土地案を通過し下院は上院の通過した法律案を否決したりしが兩院協定會に於て折衷案を通過し越えて四月一日知事の署名を經て六月十日より實施せられたり。

▲デラウア州　排日土地案の內容不明なれども一九二一年州議會は外國人に土地所有權を禁止する法律を制定し四月七日知事の署名を經てこれを實施せりとの報あり。

▲コロラド州　外國人土地所有權及借地權に關する憲法修正案を通過し次の總選擧に於て一般選擧民の投票に依りこれを決する事となれり(一九二一年)

▲アリゾナ州　外國人土地所有權及借地權に關する憲法修正案上下兩院を通過せしが次の總選擧に於て一般投票に依りこれを決する事となれり(一九二一年)

▲ルイジアナ州　外國人土地所有權及借地權に關する憲法修正案を通過し次の總選擧に於て一般選擧民の投票によりこれを決する事となれり（一九二一年）

▲ニユーメキシコ州　外國人土地所有權及借地權に關する憲法修正案を提議し次の總選擧に於て一般選擧民の投票に依りこれを決する事となれり（一九二一年）

◉華州沙市々會排日市令制定と訴訟

シアトル市會は排日協會及在鄉軍人團の排日運動に動かされ當時シアトル市に於て發展最も顯著なりしホテル業、グロサリー業、飮食物業、レストラント、青物市場を經營する日本人を排斥するを以て目的とせる市令の制定を試みたりしが米國市民と外國人との間に營業に關する差別的市令を制定することは合衆國及華州憲法の保障に抵觸するものあり偶々日本人會及同業者の猛烈なる反對運動に遭ひ遂に其目的を達するを得ざりしが市會は從來古物商、質屋、桂庵、球場等を經營せる日本人に營業鑑札を發給することを拒み排日市令制定不可能の腹癒せに不當なる差別待遇をなせしを以て一九一九年十月當業者は古物商東鄉デオンク商會の名義を以てシアトル市々長、市會議員、警察署長を相手取り行政訴訟を提起し越えて一九二〇年桂庵業鑑札下附拒絕の事件に對しても前同樣行政訴訟を提起し何れも勝訴に歸し營業を持續するに至り又シアトル市々會は質屋營業者は必ず米國市民にあらざれば其營業に從事する能はずとの市令を制定せしを以て同市令施行停止の訴訟を提起し第一審に於て邦人の勝訴となり一九二二年十月二十四日華州大審は之を覆へせしを以て更らに米國大審院に上告せらるゝに至るべし。

市會議員等は斯くの如き差別的法令を制定して到底正當なる日本人の營業權を剩奪することの不可能なる事を承知するものなれども市政々爭の激烈なる際在鄉軍人團及排日協會員等は選擧民の意を迎合し政權を離るゝを欲せざる事情よりして他日行政訴訟等の提起ありたる時は到底勝訴の見込なきを知りつゝ不法なる差別的取扱ひをなさゞるべからざる窮狀に在りしを思ふと同時に此種の行政訴訟により同胞の

勝利に歸せし今日に於ては類似の差別的取扱ひを受く可き禍根を一掃したるものと信ず。

九、日本人會の組織と變遷史

在米日本人の定住する者漸次增加するに至り社交機關として同縣出身者の會を組織し又は宗教的團体の組織せらるゝものありしが漸次地方的色彩を離れたる全体の社交機關として各地に日本人會組織せらるゝに至りたり而して數年前の日本人會と現今の日本人會の組織は多少其趣を異にするに至れり。

◉日本人會設立の目的

日本人會設立の目的は同胞相扶け在留民の福利を擁護するに在りしが在留民の社會狀態の變遷に從ひ慈惠、敎育、產業、勞働等に關する邦人の位置を擁護し社會改善に資するに在りたる所近年排日問題續發して日米人の關係益々複雜となり之れが緩和矯正の方法として多少政治的運動を加味するに至り大にしては日米兩國の親善を計り地方に於ける日米兩國人の融和提携をなすを以て主なる目的とするに至れり

◉日本人會の組織

日本人會は各地同胞の集合する地に於て會員組織に依り之れを組織し會員以外の在留邦人の對しても如上の目的遂行に對しては平等の待遇を與へ相共に提携し日本人會を中心として諸般の協議を進むる事となせり、日本人會は每年一回若しくは二回總會を開き役員或は評議員又は參事員等を選擧し臨機相談を進むべき事柄に對しては評議員會又は參事員會に於て協議し役員之れを遂行するの組織なり、現在合衆國內に於ける六個の帝國領事館管轄內に在留する日本人を在留地域に從つて分ち之れを統率する代表的日本人會を組織せり、紐育市に於ては紐育日本人會、市俄古市に於ては市俄古日本人會、加州ロスアンゼルス市に於ては南加中央日本人會、桑港に於ては在米日本人會、オレゴン州ポートランド市に於ては央州日本人會、シアトル市に於ては米國西北部聯絡日本人會あり、加奈陀晩香坡市に於ては加奈陀日本

人會あり、是等の日本人會は其所在地にある帝國領事館の管轄せる區域内に存在する幾多の日本人會を代表する機關にして紐育及び市俄古に於ては只各一個の日本人會の設立を見ると雖も加州ロスアンゼルス市帝國領事館管轄區内に於ては二十一個の地方日本人會、加州桑港帝國總領事館管轄内に於ては四十個、オレゴン州ポートランド市帝國領事館管轄區内においては十個、シアトル市帝國領事館管轄内には十五個、英領カナダ晩香坡市帝國領事館管内には十二個の地方日本人會あり、前記五團体は其所在地の領事館管轄内に存在する各地方日本人會を以て組織し代表者會に於て役員及び評議員を選擧し通常事務を處理す。

米國西北部聯絡日本人會は左の諸團体を以て組織す(ワシントン州シアトル市所在)

ワシントン州シアトル市	北米日本人會	仝 ベリングハム市	ベリングハム日本人會
仝 ベルヴユー	ベルヴユー日本人會	仝 スポケーン市	インランド、エムパイア日本人會
仝 ケント	ホワイトリヴアー日本人會	仝 タマス	タマス日本人會
仝 オーバン	オーバン日本人會	仝 サウスパーク	サウスパーク日本人會
仝 タコマ市	タコマ日本人會	仝 パスコ	パスコ日本人會
仝 グリンレーキ	グリンレーキ日本人會	仝 ヴエショシ	ヴエションヨ日本人會
仝 ヤキマ	ヤキマ日本人會	仝 フイフ	フワイフ日本人會
モンタナ州ハーヴアー	北部モンタナ日本人會		

以上の諸團体は會員組織に依り經常費は會費を以て支辨する組織にして毎年是等諸團体の總會に於て米國西北部聯絡日本人會協議會代表者を選出し毎年二回開催せらるゝ協議會に出席せしめ、諸般の協議を遂げ、聯絡日本人會の事務を運用せしむる爲めに實行委員五名を互選し別に會長會計各一名を選擧す、書記は實行部の傭聘する處にして聯絡日本人會の事務は役員及實行部員之れを遂行す、而して經常費は證明の保証料を以て之れに充當す、昨年度は年額金七千一百〇一弗七十仙にして本會に隷屬する教育調

査會、國語讀本編纂委員會、歸化訴訟委員會、米化委員會等に要する諸經費は別に寄附を以て之れに充當す。

◉代表的日本人會の聯絡

太平洋沿岸諸州に存在する南加中央日本人會、在米日本人會、央州日本人會、米國西北部聯絡日本人會及び加奈陀日本人會は一九一四年七月太平洋沿岸日本人會協議會なるものを組織し在留同胞に關する共通問題を研究解決せんが爲に毎年一回順位是等諸團体の所在地に大會を開く、而して日米兩國の親善を計り在留日本人に關する百般の諸問題を研究解決するを以て目的とす、日本人會は常に帝國領事館と提携して各種の問題に對し協議するに止まらず米國在留日本人の代表的團体として絶へず米國官民との交際を怠らず而して絶えず日本人の權利擁護に努むるものなり、一九二〇年以來太平洋沿岸日本人會協議會に加盟せる諸團体は各代表者を定め東京市麹町有樂町一ノ三に米國聯合日本人會東京支部なるものを設置し理事會を組織し米國と故國との聯絡機關となせり。

◉事業の梗概

各日本人會の事業は複雜多端にして例を西北部聯絡日本人會に採つて云はんに在米日本人の間に於ける諸問題に對して慈惠、敎育、移民、產業其他在米邦人の一切の社會的生活に對し共濟誘導の精神を以て之に臨み又絶へず邦人の經濟的發展に資せんが爲めに人口及事業調査をなし邦人事業發展推移の狀況を詳かにし風敎を廓正して生活狀態を向上せしめんが爲めに敎會と相提携し、又米國在留青年子女の爲めには敎育の奬勵をなし國語學校或は學生俱樂部等の設立に援助を與へ、敎育調査會を設置して日本語學校に使用する敎科書編纂等に關しても亦多大の力を用ゐ、英語修得の爲めには之れに必要なる機關の設立に力を用ゐたり、之れを對米人の關係に見れば日米經濟上の提携を促進せんが爲めに又兩國貿易發展の爲めには商業會議所と隔意なき協議を遂げ諸團体に邦人の加入するを奬勵し、政治的色彩を帶べる排

日運動に對しては之れを中央たると地方たるとの別なく政治的に正當なる主張を披瀝し議會に於て排日案提出の場合の如きは絶えず適當なる方策を講じたり、例へば米國中央議會に於ける諸法律案提出に際し又は各州々議會に於て排日的法律案提出の場合の如き共に適當なる運動をなせり米國在留邦人の權利に關して歸化訴訟或は外人土地所有權及び借地權制限に關する法律試訴或は不法に在留邦人の職業權を剝奪するが如き立法に對しては米國司法機關に據り正當なる主張をなせり、

●在米帝國領事官管轄區域

シアトル領事官管轄區

ワシントン州、モンタナ州、アラスカテリトリー、アイダホ州中「クートネー」「ボンナー」「ラター」「ショショーン」「ネズベルス」「アイダホ」「レムハイ」「ボアース」及「カスター」各郡

ポートランド領事官管轄區

オレゴン州、ワイヨミング州、アイダホ州中シアトル領事官の管轄に屬せざる地域

桑港總領事官管轄區

コロラド州、ユータ州、ネヴアダ州及カリフオルニア州中ロスアンゼルス領事官の管轄に屬せざる地域

ロスアンゼルス領事官管轄區

カリフオルニア州中「ロスアンゼルス」「オレンジ」「サン、デイゴ」「イムペリアル」『リヴアーサイド」「サン、バーナデイノ」「ヴエンチユラ」「サンタバーバラ」「サンルーイ」「オビスボ」各郡、アリゾナ州、ニユーメキシコ州

シカゴ領事官管轄區

インデアナ、イリノイス、ミシガン、ウイスコンシン、ミネソタ、アイヲワ、ミゾリー、ケン

タツキー、北ダコタ、南ダコタ、ネブラスカ、カンサス、オハイオ、テネシー、アラバマ、ミツシツピー、アルカンサス、ルイジアナ、テキサス及オクラハマ各州

紐育領事官管轄區

メーン、ニユーハンプシヤ、ヴアーモント、マサチユセツト、ロードアイランド、コンネチカツト、紐育、ニウジアーセー、ペンシルヴエニア、デラウエアー、メリーランド、ヴアージニア、西ヴアージニア、北カロリナ、南カロリナ、ジヨージア、フロリダ各州、デストリクトコロムビア及ポートリコ島

ホノルヽ總領事官管轄區

米領布哇郡島

晩香坡領事官管轄區

英領加奈陀國中ブリチイシユコロンビア、アルバター、サスカチエワン、マニトバ各州及ユーコンテリトリー

オタワ總領事官管轄區

晩香坡領事官管轄に屬せざる地域

十、日本人歸化訴訟に關する合衆國大審院判決

前項に於て記載したる小澤孝雄、山下宅治、河野兵三郎三氏に對し合衆國大審院は一九二二年十月十三日左の判決を下せり。

●小澤孝雄歸化判決譯文　（サウザランド判事）

上告人は日本國に於て出生したる日本人にして一九一四年十月十六日合衆國市民たることを許可せられ

んことを布哇合衆國裁判所に請願したりしが合衆國檢事は之に反對したり、上告人は布哇居住の期間を合せ通計二十年間繼續して合衆國に居住し加州麥嶺ハイスクールを卒業後加州大學に約三ヶ年間在學し其子女は米國の學校に入れて敎育し家族は基督敎會員にして其家庭に於ては常に英語を使用したり、故に彼は性格及敎育の點より見て米國市民たる資格に於て完全なるものと認む、然しながら布哇合衆國裁判所は小澤孝雄は日本國に於て出生したる日本人なるが故に改正法律第二一六九條の規定に依り歸化し能はざるものとし之を拒絶せり、依て上告人は之を第九區巡廻控訴院へ上告したりしが同裁判所は下の質疑を具し本院の裁斷を求めたり。

一、一九〇六年六月二十九日制定の外國人歸化に就て均一の規定を設くる事に關する法律は夫れ自身完備せるものなるや又は同法律は合衆國改正法律第二一六九條の制限を受くるものなるや。

二、日本國に於て出生したる日本人種に屬する者は合衆國歸化法律に依り歸化し得るや。

三、若し一九〇六年六月二十九日制定の法律は合衆國改正法律第二一六九條の制限を受け且つ又米國歸化は自由白人(フリーホワイトパーソン)亞弗利加土人及び其子孫に限られたるものとせば日本國に於て出生したる日本人種に屬する者は或場合に歸化し得るや。

推論の爲めに是等の諸點を簡潔にすれば左の如し。

一、一九〇六年六月二十九日制定の歸化法は合衆國改正法律第二一六九條の制限を受くるものなるや。

二、果して然りとせば上告人は其條項の規定の下に『歸化』し得るや。

判決理由(一)

第二一六九條は改正法律第三十章『歸化』目次の下に左の規定ある法令の一條なり。

『本章の規定は自由白人、亞弗利加土人及び其子孫の外國人に之を適用す』

移民歸化局の設置及合衆國內に於ける外國人歸化に就て均一の規定を設くる事に關する法律と稱する一

九〇六年六月二十九日制定法律は全編三十一ヶ條あり主として歸化に關する手續規定を設けたるものにして同法規制定の際に於ける諸般の事情を考察するも何等第二一六九條の規定又は其適用を改訂すべき意志ありしを認むるを得ず、本法律案の通過を提議したる下院移民及歸化委員會の報告に依れば『歸化に就て詐欺犯罪行爲あるは歸化法の根本主義に缺陷あるが爲めに非らずして其手續に關し均一の制度なきがためなりと思考す、本委員等は歸化取締に關する主義に就き大要下の二個の提案を本案に記入して通過を希望するものなり、(一)外國人は歸化前に自國語又は英語を讀み英語を話し且つ之を諒解すること、(二)外國人は歸化前に合衆國に永住の意志を有すること』とありて歸化手續に關することのみにして毫も根本主義に改正を加ふべき意志ありしを見出す能はず。

現行歸化法第二十八條は明らかに第三十章二一六五、二一六七、二一六八、二一七三條を删除し其規定事項は新規定を以て之に代へたり、第三十章規定諸條項の改訂せられざるものは、退役軍人に關する二一六六條、本訴關係の第二一六九條、歸化前に滿五ヶ年間住所を要する第二一七〇條、敵國外人の歸化を禁ずる第二一七一條、歸化市民の子女に關する法律上の特權に關する第二一七二條、海員の歸化に關する特別規定第二一七四條とす。

第二一六九條の規定は何等一九〇六年制定法律に抵觸する處なく、双ながら併立有効なるものなり、夫故に矛盾法文の爲めに删除せらるべきものにあらざるは明白なり、然るに上告人は第二一六九條は第三十章の諸規定に對してのみ之を適用すべきものにして一九〇六年の法律を制限するものと解釋することを得ずとの主張をなし、第二一六九條は『本章の諸條は自由白人なる外國人に適用すべし』とある規定に從屬するものなるを以て第三十章の非改正諸條項に規定せられたる階級に對してのみ之を適用し、其他の一般外國人に關する場合は一九〇六年制定法律の規定夫れ自身に依て制限せられたる外は毫も之が制限を受くべきものに非らずとせり。

一九〇六年法律の解釋が如斯なるとき而かも第四條の一般的序言に『外國人は次の方式に依つてのみ合

衆國に歸化し得』との規定あれば人種上の差別なく歸化の特權を附與したるものなりとの主張をなすと雖も此文章は明かに歸化の可能條件に關係あるものにあらずして唯だ方式即ち手續に關する規定なり何となれば改正法律第二一六五條にある同一規定の序言にも亦全く之れと同一文字を使用し、一七九〇年制定せられたる最初の歸化法律にも『自由白人種に屬する外國人は次の條件に依りてのみ歸化し得』との規定ありて後年亞弗利加土人及其子孫に屬する外國人をも抱括すべく擴大せられたるものにして是等の規定は改正法律にも反覆せられたり故に第二一六五條の規定は手續の部類に關するものゝみにして同時に根本の部分は別條(二一六九條)にまで繼承し來り其上『如何なる外國人も』なる語に代ふるに『一外國人』なる語を以てしたるものなり。

一八七〇年より一九〇六年に至る凡ての歸化法に規定せる歸化の特權に關する法文上の用語は常に同一に非らざりしも歸化は白人にのみ(一八七〇年に亞弗利加土人及其子孫を加へたり)限られたり、若し一九〇六年合衆國議會が斯くも多年採用し來りし方針を變更するの意志ありしならば其目的を明瞭にし而して其立法の精神に疑義を生ざぜる條文を以て之を說述したる筈なり、從つて第二一六九條の規定は第三十章の諸條項にのみ之を適用すべきものにして第三十章中改正又は删除せられざる條項に限り之を適用すべしとの議論は正當なる論據を有するものと認むるを得ず、第三十章中改正又は删除せられざる條項に依り歸化の特權を有する者は退役軍人及び三ヶ年以上米國船舶に勤務したる海員に限られたる次第なるが彼等は始めより他の一般外國人に附與せられたるよりも更らに寬大なる歸化の特權を附與せられたるものにして議會が從來寬大なる特權を與へたる軍人と海員に限り故意に人種上の制限を存續せしめ他の一般外國人には之を取去るといふが如き議論は到底之を肯定する能はざるものなり、此の如き法の構成は避くべからざる事情あるにあらざれば採用せらるべきものにあらず。

改正法律の編章を分ちたる主なる目的は便宜の爲めにして編章の句節の關係をして其指示する格別の條項を判識せしむる爲め其條文の內容を簡單に識別する簡易なる恰當の方法に過ぎず、第二一六九條の制

限を蒙る第三十章の各條は本來一般外國人の歸化に關する全体を包括するものなり、第二一六五條に於ける『外國人云々』の普遍的文字は同章の他の條項に於ける場合と同一意味に於て第二一六九條の制限を受くるものにして、法中『本章』なる概括的文字は該條文其他を明示する目的の爲めに特に用ゐられたる語に過ぎず、而かも其條項は其れ自身制限を摘示したるものなり、而して其條文は改正せられて一九〇六年制定の法律となりしも依然として第二一六九條は删除せられずして現存す、故に議會の意志が歸化制限條項を改正法律の規定に適用したるものに非らずとの結論に到達するには『本章』なる格段の文字の陜隘なる字義的解釋を以てするよりも更に有力なる論據を必要とす。

本裁判所の職責は議會の意志に對し的確なる解釋を與ふるにあり先づ議會の意志を探究するには成文上の用語に對し眞意義の解釋をなすにあるも若し如斯推論が立法上の全般の方針と明らかに相枅格して不合理なる結果に陷るときは他の條件をも考慮せざるべからず、即ち立法の理由と之を招致したる歷史的事實とを考察し若し必要なるときは立法の目的を沒却せしめざるためには文字上の意味を犧牲にしても其立法の精神と目的とに適合すべき解釋を與へざるべからず、(判例引證)議會は委員會の討議、推薦をも經ず實に重大なる法令の改正なるに拘らず其改訂の可否に就てさへ何等の討論をも爲さず而かも第二一六九條は緊要なる目的の爲めに當然存續すべきものと認むべき理由あるものなるに其條項の句すら改訂せずして從來重要なる意義を有するものとして維持し來たりし法規を根本的に改正したるものなりと解釋すべしとは上告人の主張なれども我政府建國の當時より常に法制上又は歷史的史實として存續し且つ多年立法、行政並に司法上我國家の根本組織に深く印刻せられたる現行法規を斯くも曖昧にして而かも不用意なる態度を以て其效力を失はしむるが如き改正を加へたりとは竅ふこと能はず、故に本官等は一九〇六年制定法律は改正法律第二一六九條の規定に制限せらるゝものと判斷するの外なきなり。

判決理由（二）

次に本官等の詮議すべきことは上告人は果して第二一六九條の規定に依り歸化の資格あるや否やにあり

一七九〇年より一八七〇年に至るまで歸化法の條文は『自由白人』（フリーホワイトパーソン）と稱する類別に抱括せらるゝ外國人に非ざれば歸化の特權を拒みたるは常に一貫したる處なり、一八七〇年七月十四日制定の法律第七條の規定に依り歸化法律は亞弗利加土人及其系統の外國人にも亦之を擴張適用せらるゝことゝなれり、既に前段に於て述べたるが如く改正法律第二一六九條は歸化の特權を前と同一種類の人々即ち外國人にして『自由白人及び外國人たる』アフリカ土人及其子孫に限定せり、一八七三年改正法律第一版に於ては『自由白人に屬する外國人』なる語は删除せられたるも之れ全く法典編纂人の誤りにして一八七五年の法制に依り之を補修したり然らば上告人は現行法律の規定せる『自由白人』なる語の意味に包容せらるゝものなるや否や。

上告人の主張は此用語に對しては一七九〇年始めて歸化法律を制定したる立法者の意志に基き之を解釋せざるべからず、即ち其當時の立法者は自由白人なる語を其當時米國内に居住したる亞弗利加人種及インデアンを除外せんとする目的のために使用したるものに過ぎずと云ふ、或は其當時の立法者は是等の二人種のみを除外することを考へたりしやも知れず然しながら彼等のみが立法の目的なりと云ふは立法の肯定的形式を無視したるものなり、法律の規定は黑人とインデアンをを除外すと云ふのみに非らずして其上に條文は明らかに唯だ自由白人のみを包括すとせり、立法の目的は吾々の祖先が知り得たる白人と稱する人々に市民權を享有せしめんとしたるものにして而かも此階級に屬せざる者には之を附與せずと云ふにありき、歸化法立案者が亞細亞の黄色人種を念頭に置かざりしと云ふのみにては未だ充分ならず、更らに一歩を進め若し是等の人種をも考慮したりとせば法律の條文は彼等にも亦此特權を附與したる事を確言せざるべからず、ダートマウス大學校對ウードワード事件に對する憲法解釋の判決文中に大審院長マーシャル氏曰く『此特種の事件は憲法原案起草議會の與り知らざりし處にして之れが採否を決定したる一般米國人も亦毫も與り知らずと云ふのみにては未だ充分ならず、更に進んで若し本件が當時問題となりしものならば明らかに之を除外するか又は特に除外例を設けたる事あるべきを確言せざるべ

からず、故に成文上の或點が規定の一般的精神に明白に不合理にして有害且つ抵觸するにあらざる以上恰も除外例の設定に關し憲法解釋者の一致する如く本件は法規の字句の圏内に限局せられ從つて其適用も亦其字句の範圍を出づるを許さず』と、若し歸化法立案者が白人と稱する階級以外に屬すべき者は黑人とインデアンのみなりと思惟したりと假想せば彼等は將來の法制に依て何人が此法律上の用語に依て除外せらるゝかを豫想すべき充分なる智識を有せざりしことを立証するに留まるのみにして白人なる法律上の用語の意味を解釋するに當り立法者の人類學上の智識程度を詮議し又は該法規に依り歸化を拒まるゝ者は黑人とインデアンのみなりと思惟せしや否やを探索するの必要なく、要は何人に歸化の特權を與へたるかを探究し而して之を確めたるとき當然推論の歸結は其他の一切の人々は除外せられたるものと認むるを以て足れりとす從て次に來る疑義は『自由白人』なる語は何人を指すものなるやと云ふにあり元來『自由』なる語は當時奴隷制度の存立したる結果として白人も亦奴隷の地位にある者ありし以て之を用ゐたること疑ひなし然れども既に多年此制度は改廢せられて實際上の意味なきを以て今日之を考慮するを要せず。

『白人』なる語の解釋に就ては裁判々例並に人類學上の見地より演繹したる浩瀚なる意見書を提出せられたりしが本官等は是等の諸點に就き研究せられたる辯護士の意見につき議論するの必要なしと思惟す、裁判々例に依るも全体を通じて其窮極する處は人種に關するものにして個人試驗に依るものに非らざることは本官等も同意する處なり、唯單に各個人の皮膚の色に依てのみ類別することは不可能にして同一人種の間に於てすら之を識別すること困難なるはアングロサクソン人種の間に於てすらも膚色濃淡の差ありて稍もすれば黃色人種の色白ろきものよりも反つて色黑きものあり、故に色に依て之を類別するときは雜婚に依り漸次皮膚の色相を變じ人種の混合に依て起る變化の爲めに遂に類別の實際的標準境界を失ふに至るべし、一八七八年支那人歸化事件に於ける巡廻控訴院判事ソーヤー氏の判決を始めとし合衆國及各州裁判所の判例は殆んど一貫して『白人』なる語は俗にコーカシアン人種と稱する人のみを意味す

ることを主張せり、(判決例引証)是等の判決の結論に對し本官等は異議を挿むの除地なし、而かのみならず此結論は司法並に行政部の一致する處にして又た立法部の默認に依て善く確立したるものなれば上告人より提議せられたるよりも今少しく確乎たる論據なくんば本官等は今更之を動搖せしむるの自由を有せず、『白人』なる語がコウカシアンを意味すると云ふ結論の結果或人々は歸化を許され或人々は之を拒絶せらる其間判然たる區線を劃する能はずして寧ろ多少の爭論地帶を存す、然れども此爭論地帶以外には一方に或人々は明らかに歸化し得べく又他方には市民たり得ざる者の兩者あり、即ち此爭論地帶に當嵌まる個々別々の事件は其時に於て本裁判所が嘗て『ニュオリエン對ダビッドソン』事件に於て與へたる判決文中にあるが如く『包含及除外(法の)は裁判上の漸次的進行』に待つべきものとす。

本件上告人は明らかに『コーカシアン』に非らざる人種にして全然歸化し能はざるものなり、多數の合衆國及各州裁判所は斯く判決し之れと反對の判決を與へたるを聞かず而して是等の判決は多數の學術的引証考察に依つて維持せられたるも茲に之を反覆考察するの必要を認めず、依て本官等は是等の判決は正當なるものと思惟す。

上告人の爲めに提出せられたる法律意見書には日本民族の文化に就いて賞讃せる文章あり本官等は此議論に對しては不同意を表すべき理由を有せずと雖も如斯は本係爭の根本的解決に就て採量するを得ざるものなり、本官等は議會の意志を探究して之を宣告するの外何等の權能を有せず、立法の精神に於ても亦本官等の之を解釋する場合に當つても個人資格の缺點又は人種上の劣等なることを念頭に置いて考察するものに非らざるは勿論とす、是等のことは本件を按ずるに當り毫末も關係する處なし、仍て本裁判所に提出せられたる質疑に對し左の如く判決す。

一、一九〇六年六月廿九日制定の法律は夫自身完備したるものに非らずして合衆國改正法律第二一六九條の制限を受くるものとす。

二、否。

三、否。

◉山下宅治、河野兵三郎對華州政務長官ヒンクル事件判決譯文

山下、河野歸化權上告　サウザランド事

本件は小澤孝雄對合衆國事件に關する質疑の一に該當するものなり、即ち日本國に於て出生したる日本人種に屬する上告人は合衆國改正法律第二一六九條の規定に依り歸化の特權を有せるや否や。

歸化証は一九〇六年改正法律第二一六九の規定が尙ほ嚴存して有効なりと認められたる時華州郡裁判所に依て上告人両名に對し發給せられたるものなり、華州政務長官は上告人等が提出したる日本人土地保有株式會社設立願書を詮衡するに當り上告人は日本人種に屬し歸化申請の時歸化の特權を有せず而かも合衆國法律の規定に依り未だ嘗つて歸化の特權を有したることなき者にして彼等は華州法律の規定に依り前記の株式會社を組織し其新社團法人の全重役として自ら其位置に就くの資格なき者なりとの理由に依り之を拒絶したり、茲に於て上告人は株式會社定欵を受理し之を認可すべく被告人に對し職務執行命令を發給せられん事を華州大審院に訴願せり、然れども裁判所は之を拒絶したりしが爲めに上告人は更に本件書類全部を本大審院に廻付し之を詮議すべき手續を採り本件を審議する事となれり。

小澤孝雄對合衆國事件の判決に依り本官等は上告人は歸化の特權を有せずと認む、歸化不能の事實が確定したるとき上告人に市民權を附與したる華州郡裁判所は職權以外のことを爲したる者にして其判決は之を誤判と認め無効とす、(判例引証)仍て華州大審院の判決を正當と認む。

十一、結　論

日米兩國の平和と親善を謀り在米同胞の福利を增進して彼我通商貿易の發展に資し、以て我が民族海外膨脹の基礎を確立せむとするは一日も吾人の念頭を去ること能はざる希望にして、在米同胞が常に一致

提携して其社會改善に努め日米兩國人の親交を厚うせんとするは、實に此希望を實現せんとする努力の表徴に外ならず。

迫害と侮辱を蒙り米大陸を逐はれたる支那人の後を襲ひ移住したる在米日本人は、其移住の初期に於て長時間低賃銀に甘んじ山間僻陬の地に群居し劣等なる勞働移民と看做されたるは、其當時の勞働界の趨勢に鑑み、寔に已むを得ざる境遇の結果とす、然るに彼等は忍耐力行して漸次資を積み、產を興し、純勞働生活を去つて其境遇と技能に最も善く適合せる農業、又は商業に從事するに至りしは、之を過去二十ヶ年に於ける同胞發展消長の事蹟に照らし、その推移變遷の跡、實に隔世の感なき能はざるものあり現今、日本人排斥の聲頗る喧しく、動もすれば日米の國交上に重大問題を誘致せむとする惧あれども、米國に於ける各國移民發展の事蹟を顧みれば、槪ね我が邦人の踏み來れる徑路と大差なく、日本人排斥の原因と理由とは雜多なりと雖も、その窮極する處は、畢竟經濟上の理由と、人種的僻見に基くものといふを得べし、既に在米日本人變遷の事實を詳述せる章に於て論ぜしが如く、純勞働時代に於ては、米人勞働者階級の嫉妬排斥に遇ひ、經濟上の獨立をなし稍社會狀態改善せらるゝに至るや、米人小資本家階級の陷穽排斥に會ひ、我が國が、國際的經濟競爭場裡に於て、先進國の壘を摩するに至るや、我が國策を非難して、その底止する處を知らざるが如きは、畢竟これ人類自然競爭の原理に職由するに外ならず、我が在留日本人に對する排斥は、我等が政治的に、社會的に、其他萬般の內容外觀に於て、米人と對等の位置に進むか、或は米國に同化したる日本民族として、米國の社會に完全なる一社會分子として抱擁せらるゝに至るまでは、到底其跡を絕つことなかるべし。我が帝國政府は、勞働移民の米國移住を禁止し、只管排日感情の緩和に努めむとせし事實は、今より之を顧みて、讓步の度過ぎたりしを思はずんばあらず、一九〇五年加州桑港に於ける日本學童隔離問題は、僅々數百名の青年子女に係はる實に些少の問題なりしに拘はらず、日米兩國當局者の間に於て試みられたる國際的交涉は、遂に邦人の轉航禁止と、日米紳士協約の締結とに依り、非常に高價なる代償を以て之を緩和し、最近婦女子の增加著しき

ため寫眞結婚に因る婦人の渡米に反對の聲起るや、我が政府は寫眞結婚婦人の渡航を禁止し、加州に於て排日土地法制定せらるゝや、之が緩和の方法として、他の一般外國人よりも劣等にして差別的なる支那人に於ける場合と同樣の位置境遇に陷るべき協約の改締をなさむとするが如き噂あるは、吾人をして忌憚なく謂はしむれば、之れ實に理由なき過度の讓歩と認めざるを得ず、何となれば之を太平洋沿岸諸州の排日的諸法律の制定と、之に關する對抗訴訟の經過に依り考察するも、我が帝國政府の政策は、毫も排日を緩和し在米邦人の既得權利を擁護するに足らず、唯獨り明文の上に於ける我が日本移民に對する私權と營業權とを、他の歐州移民と對等の位置に置くべしとの主張すらも、之を歐米各國と合衆國との間に締結せられたる諸條約に對照して考ふれば、如斯抽象的條約の改締を以てしては、只一片の空文に終るのみならず、當然享有すべき權利をも放棄せざる可らざる境遇に陷ることなきやを憂ふるものなり。

現在に於ては新移民渡航の途杜絶し、加ふるに在留邦人の妻子呼寄せすらも嚴重なる取締規定あるがために、在留邦人の人口は到底今日以上に增殖することなかるべく、其救濟策としては、將來在留邦人は實力を涵養し、經濟上の位置を鞏固にし、米國の社會に融合して民族的發展の途を講ずるの外途なかるべし即ち內國法の定むる範圍內に於て其當然の權利を主張し、敎育の方針は子女の同化敎育に力を致し經濟實生活の問題に對しては階級的共同利益の增進を遂げ其進路を開發するの一途あるのみ也。往年我が勞働者を排斥したる米國勞働組合が、今日に於ては邦人勞働者を迎へて以て其組合員たらしめむとする傾向あるは、彼等が資本階級に對する經濟的自衛策より來る必然の結果にてし、彼等は今日遽かに人種的僻見を棄てたるに非らず、依然として此僻見を固執するものなれども、我が勞働階級を抱括統一することは、彼等に取りて經濟上最も有利なりと思考するに至りたる結果と謂はざるべからず、人種的僻見は人類最強の衝動なるを以て、遽かに之を一掃すること困難なれども、人類生存上に於ける共同利益增進の急務は此感情上の衝動を仰ふることを得べし、元來米國の產業組織は短時間高賃銀を基礎として發達せしものにして、之を確立する爲めに拂ひたる米國社會の犧牲は甚だ大なるものあり、然るに新來

の外國移民に依り之れを覆へされんとする時に、彼等が之を排斥し拒絶するは寧ろ當然事なりと云はざるべからず、幸に我が邦人は近年這般の事情を了解し、階級的共同利益增進を自覺して、產業組織の基礎を尊重するに至れる結果、露骨なる人種的僻見は階級的共同利益增進の必要に緩和せられ遂に現狀を致せるものと云はざるべからず、是れに由りて是れを觀れば、今日小資本階級の農業及商業に從事する米人は、同業階級の日本人を排斥するも、彼等は早晩階級的團結の必要を自覺し必ず我と提携するの時あるを信ず、而して我が邦人に對する差別的法律の制定の如きも、早晩改廢せらるゝの時節到來するに至るべく、人種的僻見に至りては容易に消滅することなかるべしと雖も　之れが緩和は如上經濟的利害の一致、宗敎及道德的觀念の啓發に依り之を增進するを得べし。

米國に在留する同胞は、在米外國人としての存在を主張し、我が帝國を背景として飽く迄殖民地建設の野心を包藏するが如き邪推を米人に抱かしむるは、日米問題を解決し、兩國の恒久的平和と親善を謀り國際的情誼を厚うするの途に非ざるべし、即ち在留同胞は永住的精神を以て、鄉人と與に社會萬般の施設に對し常に利害消長を共にし、人格ある一個の人間として彼等と共存することは、毫も米人の幸福、自由と扞格するものに非ざることを覺らしむるに至らば、現今排日の口實たる、日本人は不同化の民族にして米國の社會組織と氷炭相害れずと謂ふが如き皮相の觀は、自ら消滅するに至るべし。二重國籍と歸化權の解決は、米國同化の形式的鎖鑰を破り、一切の猜疑心と差別的立法の制定を除去し、階級的經濟上の提携と、敎育、宗敎、社交の融和と相俟つて、一層精神的結合を促進し、人種的僻見を緩和し以て歐州諸國の移民が米國に同化したると同一轍の變調進化を見るに至るべしと信ず。

此方針にして謬りなからんか、在米邦人の社會改善も亦茲に意を用ゐ、切磋誘導し、官民提携其實を擧ぐれば、軈て排日の聲を絕滅し、海外民族膨脹の基礎を確立し、我が國權の發揚を助け、大和民族の優秀にして堅忍不拔の大精神を有するものなることを立證し得べきも、些々たる排日攻擊を恐れ退嬰卑屈の政策に出づるあらむか、在米邦人三十餘年の健闘史は遂に悲しむべき敗殘の歷史たるに了らむ。

◉誤字誤植訂正

六頁	十三行	支那人が九千五百十名の
七九頁	八行	日本國籍法の改正
七九頁	九行	一九一四年十一月
八五頁	九行	一九〇六年前に於て
一〇七頁	一一行	彼等は州の法律を
一〇八頁	一八行	縁故なき他人を後見人と
一一〇頁	二行	法人ハ合衆國政府ト
一一五頁	一七行	外國人(東洋人)に土地所有權
一一九頁	二行	第八條
一三二頁	一一行	華州法とは毫も交渉を
一三三頁	一〇行	ものと斷言して
一三六頁	二行	絶對的にして何者の
一三六頁	一三行	遠慮に出でたるものなり
一四三頁	二〇行	キング郡
一四九頁	五行	十數年前の日本人會
一五八頁	五行	『自由白人……………及其子孫』